

「豊かな循環が育む水と緑のふるさと・信州」をめざして



私たちが暮らす長野県は、雄大な山岳、豊かな森林や清らかな水など、四季の変化に富んだ美しい自然を有しています。長野県民は、この豊かな自然の恵みの中で、歴史を刻み、固有の文化を築き上げてきました。

しかし、今日の社会経済活動は、生活に利便性や豊かさをもたらした一方で、全ての生物の生存基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしています。進行する地球温暖化、世界的な廃棄物発生量の増大、生態系の劣化など様々な問題が指摘されており、環境への負荷が今後も増大し続けた場合、持続的な社会経済の発展に支障を来たすおそれが生じています。私たちは、地球の悠久の歴史の中で育まれてきた環境を守り、将来の世代と共有していくために、常に環境への負荷の少ない行動を選択するように、一人ひとりの意識や社会のあり方を変えていかなければなりません。

このたび、県では環境基本計画を改定し、「豊かな自然と共に生きる長野県」を実現できるよう、平成 24 年度までの環境に関する施策の方向性を定めました。地球規模で進行している温暖化に対しては、本県では 2012 年度までに 1990 年度比で県内の温室効果ガスの排出量を 6 % 削減することをめざしていますが、さらに、長期的に大幅な削減を図るため、森林整備による二酸化炭素吸収源対策や再生可能エネルギーの導入促進など、本県の特性を生かした低炭素社会づくりに取り組んでまいります。

また、水や大気、自然環境の保全、資源循環型社会の形成など多様な課題に取り組む、県民、事業者、行政などあらゆる主体の参加と連携による持続可能な社会づくりを進めていきたいと考えています。

「豊かな循環が育む水と緑のふるさと・信州」をめざして、多くの県民の皆様が環境保全のための行動に積極的に参加していただくことを願っています。

平成 21 年 2 月

長野県知事

村井 仁

目次

はじめに	(1)
1	計画策定の趣旨	
2	計画期間	
3	対象とする施策の範囲	
第1章	長野県の環境をめぐる現状と課題	(3)
第2章	めざす姿	(11)
第3章	施策の展開	
第1節	地球環境の保全	(19)
	～信州から発信する低炭素型の地域づくり～	
1	地球温暖化対策	
2	オゾン層保護・酸性雨対策	
第2節	生活環境の保全	(31)
	～安全・安心な生活環境の保全～	
1	水環境の保全	
2	大気環境等の保全	
3	有害化学物質による環境リスクの低減	
4	公害防止体制の整備	
5	質の高い生活環境づくり	
第3節	自然環境の保全	(52)
	～豊かな自然から学び、自然と共生する社会づくり～	
1	多様な自然環境の保全	
2	自然との豊かなふれあいの確保	
3	森林や農山村の多面的機能の発揮による里地・里山の保全	
第4節	資源循環型社会の構築	(64)
	～廃棄物の発生抑制・資源循環等による環境負荷の最小化～	
1	廃棄物の発生抑制、再資源化の推進	
2	廃棄物の適正処理の確保	
第5節	参加と連携	(74)
	～環境パートナーシップの確立と環境を軸とした経済・地域の活性化～	
1	県民総参加による環境保全活動の推進	
2	環境と経済の好循環の創出	
第6節	共通の基盤的施策	(87)
第4章	長期戦略プロジェクト	(90)
1	信州クールアース推進プロジェクト	
2	活力ある資源循環型社会形成プロジェクト	
3	豊かな生態系の保全・再生プロジェクト	
4	行動する環境人材育成プロジェクト	
第5章	地域別の環境の特性と施策の展開	(100)
第6章	計画の推進体制と主体別の行動指針	(120)

参考資料

1. 策定の経過	資(1)
2. 長野県の環境関係条例・計画等	資(5)
3. 長野県環境基本条例	資(6)
4. 施策展開の体系図	資(10)
5. 達成目標一覧	資(12)
6. 用語解説	資(16)

はじめに

1 計画策定の趣旨

この第二次長野県環境基本計画は、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）第8条の規定により、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

この計画では、長野県環境基本条例に示された基本理念を踏まえ、長野県がめざす姿を具体的に示すとともに、その実現に向けて県が行う環境に関する施策の方向性と、県民、事業者が自主的な取組を行うための行動指針を示しています。

また、平成19年12月に策定した「長野県中期総合計画」の推進に関連する環境分野の計画と位置付けられるものであり、環境保全施策に係る基本的な計画として、今後、計画期間内に行われる環境に関する各種個別計画の策定や、環境施策の推進に当たっての指針となるものです。

なお、この計画は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律*（平成15年法律第130号）を踏まえて策定するものであり、環境保全活動や環境学習・環境教育の推進に関する部分は、同法第8条の規定による県の計画に該当します。

2 計画期間

この計画は、平成20年度（2008年度）から平成24年度（2012年度）までの5年間を対象とします。

3 対象とする施策の範囲

この計画においては、概ね次の範囲の施策を対象とします。

- (1) 地球温暖化の防止、オゾン層*の保護など地球環境の保全に関すること。
- (2) 水質汚濁、大気汚染など公害の防止、有害化学物質による環境への負荷*及び人の健康に係る被害等の防止その他の生活環境の保全に関すること。
- (3) 公園・緑地など身近な自然と触れ合える環境づくり、美しい景観の形成、歴史的・文化的な特性を生かした地域づくりなど、快適な生活環境の創造に関すること。
- (4) 多様な自然環境の保全と生物の多様性*の確保に関すること。
- (5) 廃棄物の発生抑制・減量・再資源化、資源・エネルギーの有効利用等に関すること。
- (6) 県民、事業者等による自主的な環境保全のための活動の促進及び活動主体の連携に関すること。

【用語解説】

*環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定めた法律。

*オゾン層

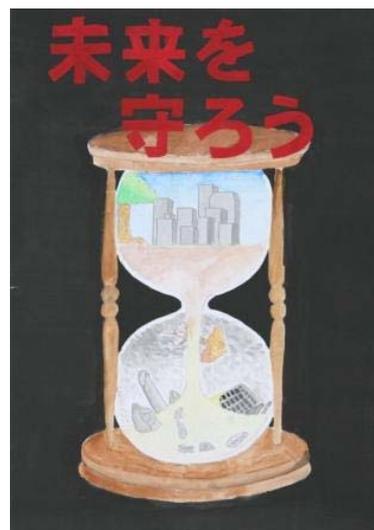
地上から20～40kmの上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。生物に有害な紫外線の多くはこの層で吸収される。近年、フロンガス等の影響によりオゾンが破壊され、南極をはじめ高、中緯度地域でもオゾン層が減少している。オゾン層が減少すると、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。

*環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、公害の発生や自然環境の破壊といった環境の保全上の支障が生じるおそれのある環境への影響。

*生物の多様性

地球上の生物の多様さとその生育環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が平成5年（1993年）12月に発効している。

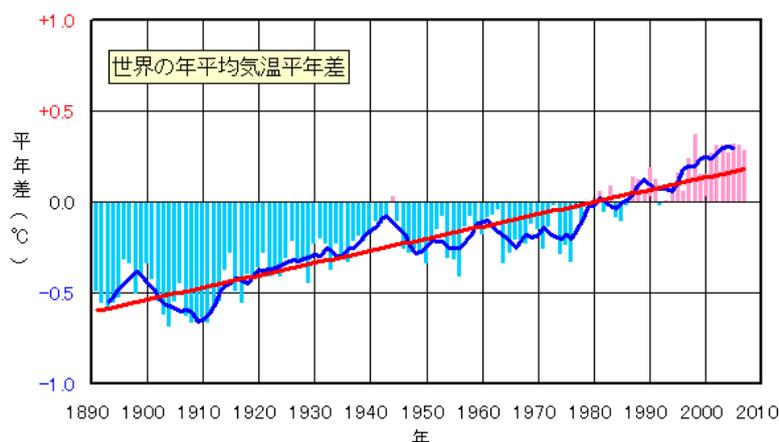


本書に掲載のポスターは、信州豊かな環境づくり県民会議の環境保全に関するポスター・標語コンクールの入選作品です。

第1章 長野県の環境をめぐる現状と課題

1 進行する地球温暖化

世界各地で、地球温暖化の影響と考えられる様々な環境の変化が生じています。異常高温の発生、大規模な熱帯低気圧や大雨の増加、海面の上昇による海岸の浸食や浸水、生態系*では海水の融解によるホッキョクグマの生息基盤の崩壊、海水温の上昇によるサンゴの白化など、深刻な状況が報告されています。「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）*」が平成19年(2007年)に公表した第4次評価報告書は、最近100年間で地球の平均気温が0.74℃上昇しており、これまでと同様に石油や石炭など化石エネルギー源を重視する社会が継続した場合、今世紀末までに2.4℃から6.4℃上昇すると予測しました。その場合、水不足にさらされる地域の増加、農業への影響、感染症の増加、災害の激化など、人類の社会・経済活動に極めて大きな悪影響が及ぶ可能性があります。



出典:気象庁ホームページ「世界の年平均気温」

平成20年(2008年)、京都議定書*に定められた第一約束期間*(2008年～2012年)が始まりましたが、こうした科学的な知見を受けて、地球規模での温室効果ガスの削減に向けて、京都議定書以降の国際的な枠組みについて検討が進められています。平成20年7月に開催された北海道洞爺湖サミットにおいては、

「2050年までに世界全体の温室効果ガス*排出量を少なくとも50%削減するという目標を、気候変動枠組条約*の全締結国と共有し、同条約の下での交渉において採択し、検討することを求める」ことが確認されました。

我が国は、京都議定書において、第一約束期間に温室効果ガスを平成2年度(1990年度)比で6%削減することを約束していますが、平成18年度(2006年度)では6.2%増、平成19年度(2007年度)の速報値では8.7%増という状況であり、達成のためにはこれまで以上に対策を強化することが必要な状況になっています。大気中の温室効果ガスの濃度を安定させ、排出量を自然の吸収量の範囲内に抑えるためには、世界で50%を超える削減が必要と考えられており、先進国に対しては中長期的にさらに厳しい削減を行うことが国際社会から求められています。

長野県では、最近100年間における平均気温の上昇は、長野市で1.18℃、飯田市で1.26℃となっており、生息環境の変化が原因と考えられるシカの個体数の増加、農作物における高温障害

の発生など、温暖化の影響が見られるようになっていきます。こうした中、本県においても温室効果ガスの排出量を平成 24 年度(2012 年度)までに 6 %削減する目標を掲げていますが、平成 17

長野県内の温室効果ガス排出量

(単位：千トン)

区分	1990年度 (平成2年度) (A)	2005年度 (平成17年度) (B)	B/A
合計	15,311	17,661	115.3%
部門別			
二酸化炭素			
産業部門	4,201	4,703	111.9%
家庭部門	2,317	3,109	134.2%
業務部門	2,578	3,821	148.2%
運輸部門	3,870	4,633	119.7%
その他	160	182	113.8%
二酸化炭素以外	2,185	1,213	55.5%

年度(2005 年度)の排出量は、県内経済の拡大、様々な家電製品、自動車の普及率の上昇等により、1,766 万 1 千 t-CO₂と平成 2 年度(1990 年度)の総排出量を 15.3%上回り、日本全国(平成 17 年度で 7.7%増)を上回るペースで増加している状況にあります。

このような状況を転換して確実に当面の削減目標を達成するとともに、中長期的に必要な大幅な削減を実現するために長野県においてどのような取組が可能なのか、明確な理念に基づいて対策を講ずることが求められています。

2 廃棄物発生量の高水準での推移

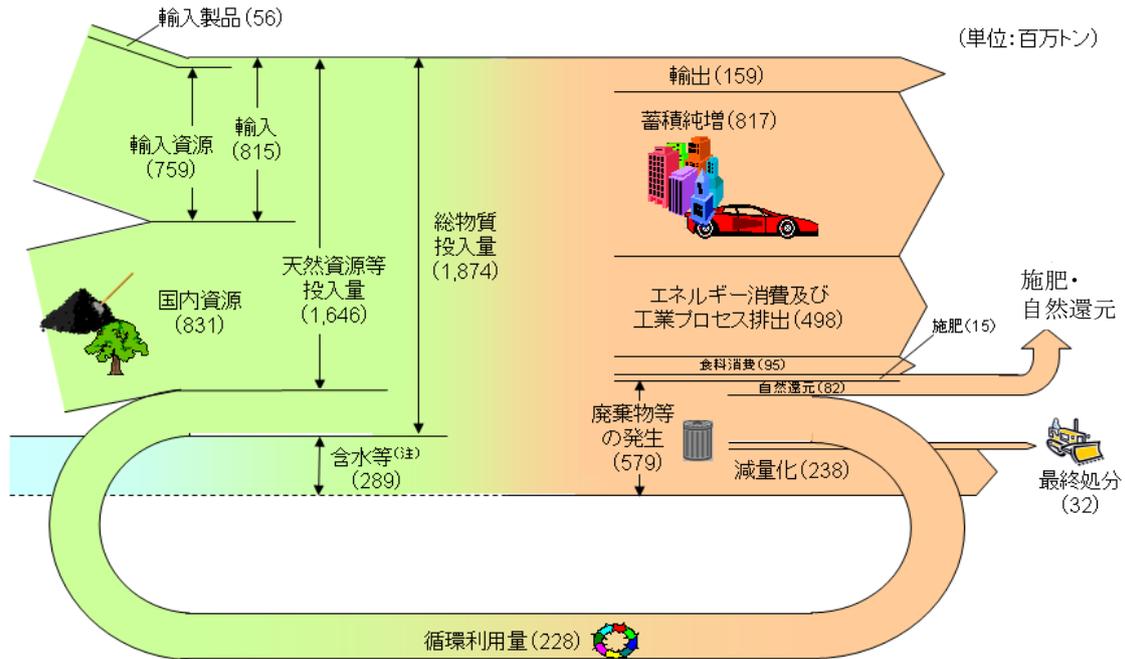
経済成長と人口の増加が続くアジアの国々などにおける生産の拡大等に伴い、近年、世界の廃棄物の発生量が増大しています。例えば、経済成長が続く中国では 1995 年から 2004 年までの 9 年間で廃棄物発生量が 1.8 倍に増加しており、世界の廃棄物発生量は 2000 年から 2050 年までに倍増するという試算も行われています。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を継続した場合、資源の逼迫と、環境の容量を超えた廃棄物による環境への負荷という両面で、社会経済の発展に対して大きな制約をもたらすことが懸念されています。

我が国の近年の状況を見ると、リサイクル率の向上が見られることなど、循環型社会の形成に向けた取組は一定の成果を上げていますが、高水準の廃棄物の発生が続いており、限りある資源を有効に活用し、資源生産性*を高めるために、循環型社会形成推進基本法*においてもっとも優先度の高い対策と位置付けられている「発生抑制」の推進を図る必要があります。

また、再資源化に関しても、各種のリサイクル法の施行などにより対策の強化が進んでいますが、投入した資源の総量に対する循環利用量はまだ低い水準にあり、その方法についても、総体として最も環境負荷の低い手法が選択されているか検証が必要であるなど、多くの課題が指摘されています。

我が国における物質フロー（平成 17 年度）

出典：環境省「循環型社会形成推進基本計画」



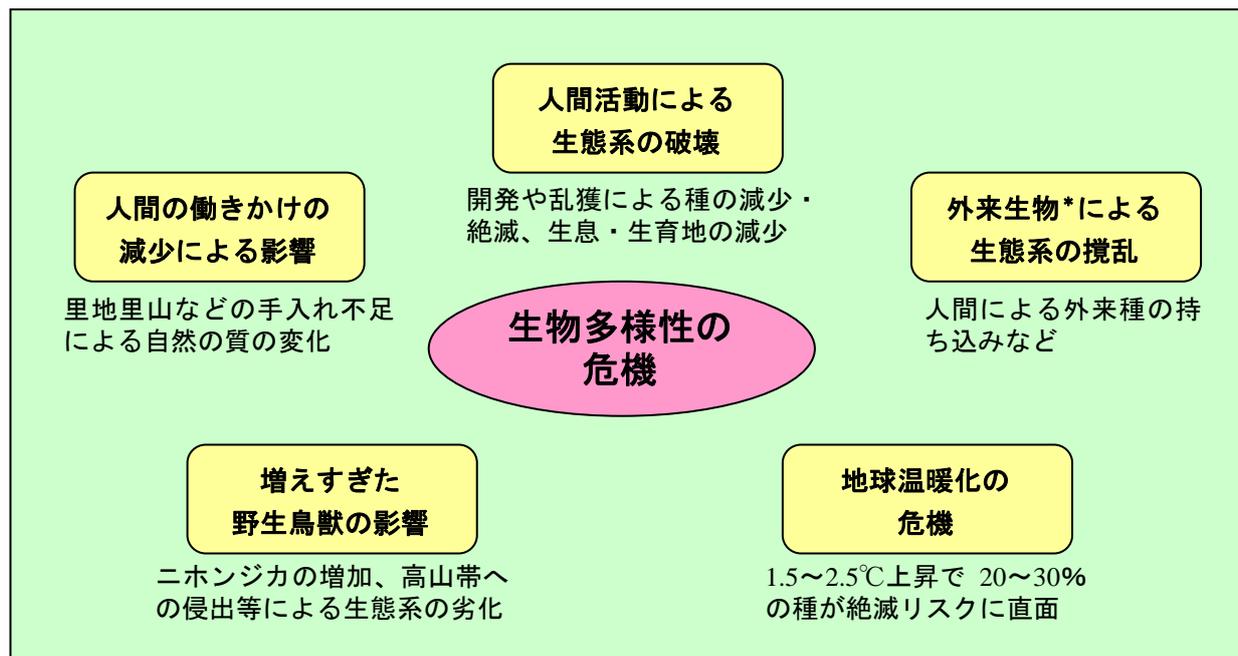
(注)含水率:廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)

長野県においても、リサイクル率の向上が見られる反面、廃棄物発生量は引き続き高い水準で推移しており、廃棄物の発生抑制を図るとともに、合理的な再資源化を推進することが求められています。また、廃棄物の処理等に関しては、保管基準違反などをはじめとした不適正な事案が発生しており、県内で大規模な不法投棄が発見されるケースは減少傾向にあるものの、小規模のものを含めた悪質な不法投棄は後を絶たない状況にあります。不適正な処理や不法投棄などの防止を併せて進めることにより、廃棄物による環境負荷の低減を図っていく必要があります。

3 生物多様性の劣化

IUCN（国際自然保護連合）*は、絶滅のおそれのある野生生物種を危険性のランクごとに記載したレッドリスト*を作成していますが、2008年の結果によれば、実態が把握されている評価種のうち、ほ乳類 21%、鳥類 12%、両生類 30%が絶滅危惧種とされています。種の絶滅は自然のプロセスでもありますが、人間活動に起因する絶滅の危険性がこれほどまでに高まった時期はなかったと考えられています。また、進行しつつある地球温暖化は、地球の営みを支えている生態系とその基盤となる生物多様性に重大な影響を与えつつあります。IPCCの第4次評価報告書によると、全球平均気温の上昇が 1.5~2.5℃を超えた場合、評価種の約 20~30%は絶滅のリスクに直面し、3.5℃以上に達した場合は、40%~70%という重大な絶滅リスクをもたらすおそれがあると予測されています。人類の生存の基盤である豊かな生態系を守るために、自然が本来有する循環の姿と人間の社会的・経済的な活動の調和を図ることは、我々に課せられた大きな課題です。こうした状況を踏まえて、我が国でも「生物多様性基本法*」が制定されるなど、生

物多様性の保全を図る必要性についての認識が高まりつつあります。



出典:長野県環境部作成

雄大な山岳や豊かな森林、清らかな水など、美しい自然に恵まれた長野県においても、生態系における様々な問題が生じています。平成 19 年度末現在、絶滅のおそれのある指定希少野生動植物は、県鳥であるライチョウを含めて 71 種を数えており、開発による野生生物の生息・生育環境の悪化や、バス類、ミンク等の外来種の移入など、生態系を劣化させる要因となる事項が数多く指摘されています。生態系に関する状況の正確な把握・評価に努めるとともに、生息・生育環境の整備や外来種の防除など取り得る対策を明らかにし、希少種の保護回復に向けた取組を進めていく必要があります。

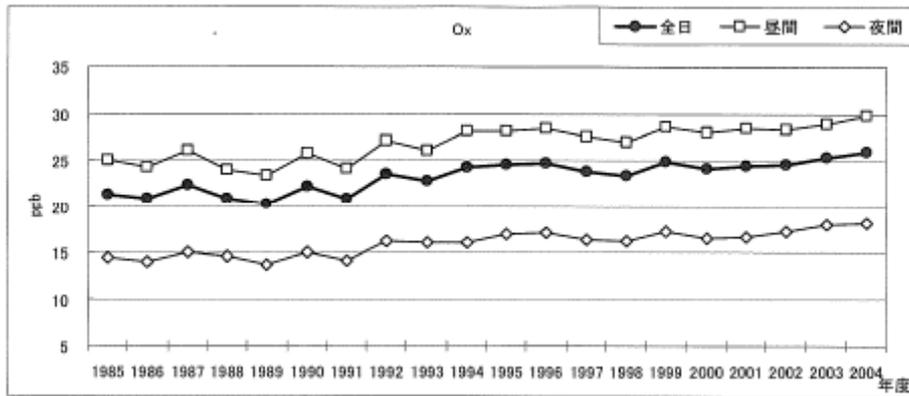
また、暖冬や積雪の減少、里山における人間活動の減少などを背景に、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシなどの野生鳥獣による農林業や住民生活に対する被害が拡大しています。増えすぎたニホンジカが高山帯・亜高山帯に侵出し、植生被害やライチョウの生息環境への影響を与えている問題など、新たな生態系に対する危機も生じており、地域の状況に応じた野生鳥獣被害の防止を図っていく必要があります。

4 身近な環境リスクの顕在化

長野県内の河川、湖沼等の水質は、下水道の普及や工場排水の適正処理などにより長期的には改善が進んでおり、また、大気等を含めた環境基準の達成率等も向上するなど、長野県の水質、大気等の環境は全体として概ね良好な状況にあります。しかし、現在、私たちを取り巻く生活環境において、いくつかのリスクが顕在化しています。

光化学オキシダント*は、大陸方面からの影響もあって、大気中の濃度が全国平均値で 20 年間に約 0.005ppm 上昇しています。平成 19 年度には過去最多の 28 都府県で注意報が発令されるな

ど、その被害が近年強く懸念されるようになっており、長野県でも光化学オキシダントの濃度の年平均値は全国と同様に上昇しています。本県ではさらに、関東方面からの移流により一時的に高濃度となる現象が見られるようになっており、平成 20 年 5 月に初めて佐久地域で注意報を発令するなど、今後も注意が必要な状況が続いています。



出典:「環境省 光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会報告書」

また、アスベスト*は取扱工場周辺の住民にも健康被害が生じたことから、平成 17 年に改めて社会問題化しました。現在、アスベストの製造、使用は禁止されていますが、昭和 40 年代から 50 年代に建設資材として大量に使用されており、これらの建築物の解体が今後増加すると予測されることから、解体時等におけるアスベストの飛散を防止するため、さらに監視を強化していく必要があります。

このほか、現在日本で流通している化学物質は工業的に生産されているものだけで数万種に及ぶと言われてはいますが、その環境への影響や残留性は必ずしも十分に解明されていないものが多く、製品の製造や輸入、使用、リサイクル、廃棄に至るそれぞれの過程で環境に排出され、今後新たな問題が生ずる可能性があります。

こうした様々な環境リスクに対応するために、常に環境の状況を詳細に把握するとともに、健康等に影響を及ぼすおそれのある場合に適切な対策が取れるよう、引き続き体制の整備を進めていく必要があります。

5 環境保全に対する意識の高まり

地球温暖化問題や生態系の危機など、近年、環境をめぐる問題が国際政治の場で議論され、大きく報道で取り上げられる中で、社会における環境保全に対する意識が高まっています。

産業においては、各業界に温室効果ガスの排出削減が求められているのをはじめ、リサイクルや有害化学物質の適正管理等に関する法規制の強化など、新たに対応が求められる課題が表面化しており、環境・エネルギーに関する問題への対応の必要性が強く意識されるようになっていきました。こうした中で、企業の社会的責任の一環として、環境への配慮や持続可能な社会づくりへの

貢献を理念として掲げ、事業活動による環境負荷の削減や環境保全活動に取り組む企業が増加しています。また、これまで培った技術を生かして、省エネルギー型の製品開発や、循環利用しやすい製品の設計の導入などを進め、環境への取組を通じて新たなビジネスの拡大を図ろうとする動きも盛んになっています。

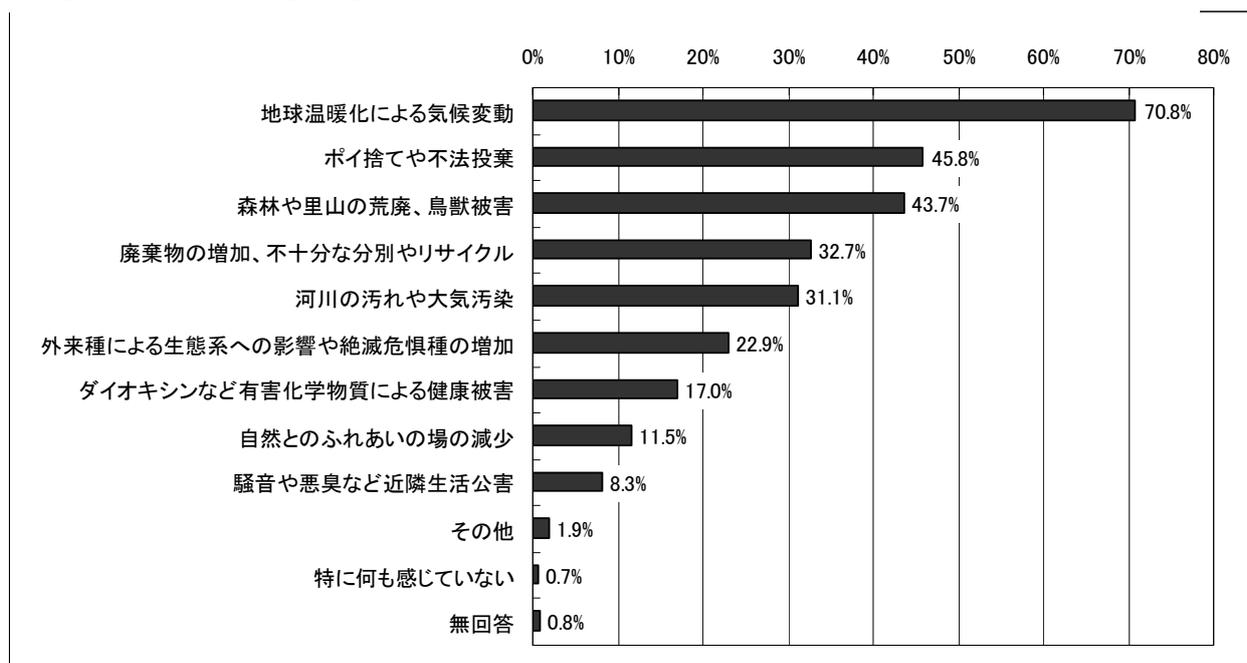
一般市民の環境問題に対する関心も地球温暖化を中心に高くなっています。平成 19 年 2 月に実施した県民満足度等調査においては、県の施策分野のうち、重要度が高いと考える項目として、「地球温暖化の防止」が 1 位、「水環境及び大気環境の保全」が 3 位、「循環型社会の形成」が 4 位と環境対策に関する項目が上位を占めており、環境保全に対する県民の関心の高さを裏付けています。

その反面で、具体的な環境保全のための行動については、平成 20 年に実施した「県政世論調査」によれば、環境保全のために心がけていることとして、空き缶、牛乳パック等のリサイクルを挙げた方が 80.0%、食用油を排水に流さないなどの生活上の工夫を上げた方が 68.3%など、個人が生活の中でできる行動は高い数値であるのに対し、身近な自然の復元や環境調査活動、自然観察会などへの参加は 10.2%にとどまっており、先進的な取組は一部では始まっているものの、環境保全活動への積極的な参加は必ずしも広く浸透していない状況が伺えます。

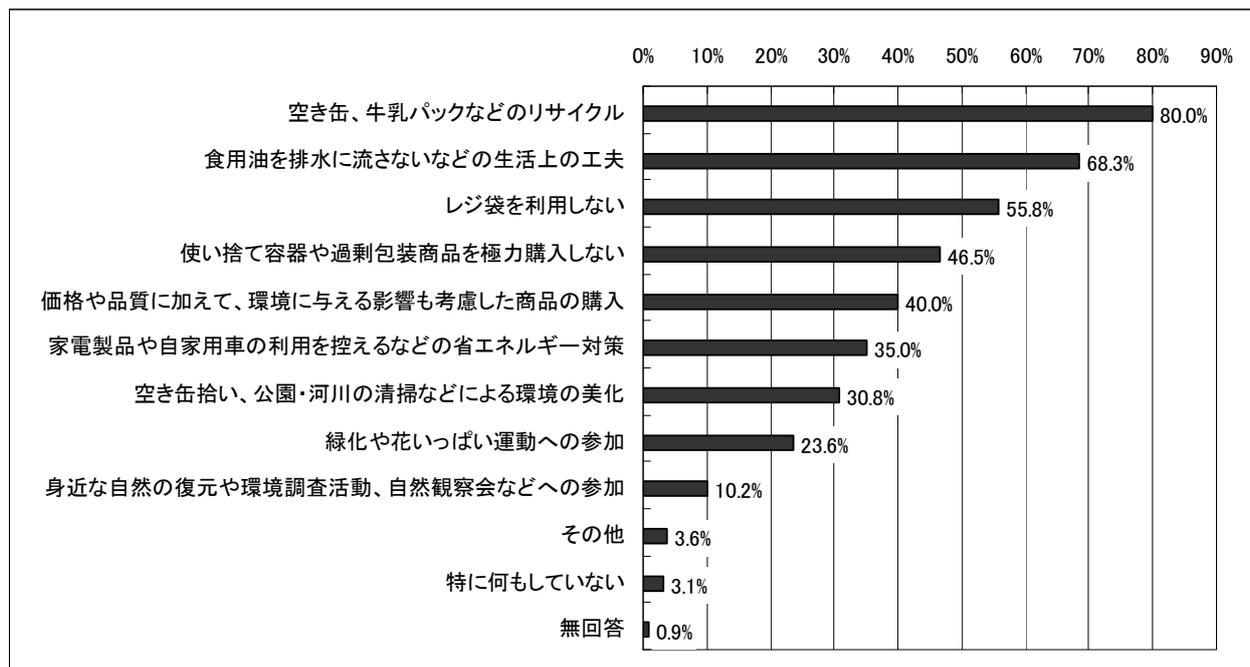
こうした環境に対する関心の高まりを、具体的な環境保全のための行動に結びつけるとともに、豊かな自然に恵まれた長野県として、自然とのふれあいの推進を通じて、さらに環境保全への理解を深めていくことが必要です。

平成 20 年度県政世論調査

< 普段の生活で感じる環境問題 >



<環境保全のために心がけていること>



【用語解説】

*生態系

植物、動物、微生物及びそれらを取りまく非生物的要素（土壌、水、空気等）から成り立っており、それらの要素が物質環境やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し、複合したもの。野生生物及び人類の生存を支える基盤。

*気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988年（昭和63年）に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

*京都議定書

1997年12月、地球温暖化防止京都会議（気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議）において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガス削減目標や国際制度について定めている。日本は2005年2月に発効し、2008年～2012年の間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することを目指している。

*第一約束期間

京都議定書においては、2008年～2012年を「第一約束期間」とし、この期間における数値目標を設定している。

*温室効果ガス

太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー（赤外線）が放出される。大気中には、この赤外線を蓄える「温室効果ガス」があり、これにより大気の温度が上昇する。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）の6種類を規定している。

*気候変動枠組条約

気候変動に関する国際連合枠組条約。地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくため1992年（平成4年）5月に採択され、1994年（平成6年）3月21日に発効した。気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととしない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

*資源生産性

投入された資源をいかに効率的に使用して経済的付加価値を生み出しているかを測る指標で、循環型社会形成推進基本計画では、GDP（国内総生産）を天然資源等投入量（国内・輸入天然資源及び輸入製品の総量）で割ることによって算出している。天然資源等はその有限性や採取に伴う環境負荷が生じること、また、それらが最終的には廃棄物等となることから、より少ない投入量で効率的に GDP を生み出すよう、資源生産性の増加が望まれる。

*循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

* IUCN（国際自然保護連合）

1948年に設立された国、政府機関、NGOからなる国際的な自然保護機関。

*レッドリスト

日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息または生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。

*生物多様性基本法

人類の存続の基盤である生物の多様性を将来にわたり確保することの重要性にかんがみ、生物多様性の保全等について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに生物多様性国家基本計画の策定その他の生物多様性の保全等に関する施策の基本となる事項を定める法律。平成20年5月に成立した。

*外来生物

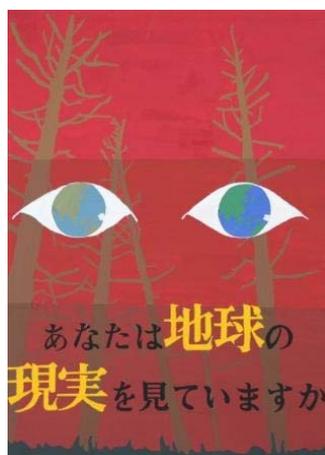
国外や国内の他地域からある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。このような外来種の中には、導入先の生態系、農林水産業や人の生命・身体へ著しい影響を生じさせるものがあるが、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっており、特に侵略的な外来種といわれている。なお、外来生物法で規定する「外来生物」は、海外からわが国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を指す。

*光化学オキシダント

工場や自動車などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。主成分はオゾンやPAN（パーオキシアセチルナイトレート）であり、人や植物に有害である。

*アスベスト

天然にできた鉱物繊維で、熱に強く摩擦に強い、丈夫で変化しにくい等の特性から建材や保温材など多くの用途に使われてきた。しかし、繊維は、髪の毛の5000分の1と細いため飛散しやすく、吸い込んだ場合、20～50年で肺ガンや中皮腫になる可能性があることから、現在国を挙げて対策に取り組んでいる。



第2章 めざす姿

第1章で検証したとおり、美しく豊かな自然に恵まれた本県の環境は、地球温暖化、生態系の劣化、廃棄物による環境負荷など、地球規模で進行する深刻な問題に直面しています。こうした環境の危機がさらに増大すれば、豊かな環境が失われるだけでなく、私たちの生存基盤が揺り動かされ、健康で文化的な生活の確保や、社会の持続的な発展に支障が生じることが強く懸念される状況にあります。

また、環境問題に対する県民や事業者の関心は高まりを見せており、身近な環境問題に対しても取組を求める声が強くなっています。

こうした状況を踏まえ、優れた環境という長野県の特徴をさらに伸ばしていくためには、健全で豊かな循環に支えられた水や緑など長野県の美しく豊かな環境が、あらゆる主体の参加を得ながら、共生の理念を基調とした自然と人間との関わりの中で維持・保全され、その恵みが将来の世代にも継承されていく持続可能な社会をめざしていく必要があります。

このため、この計画の基本目標を、次のとおりとします。

【基本目標】

豊かな循環が育む水と緑のふるさと・信州

この目標が示す本県の環境のあるべき姿をめざして、県として幅広い環境保全施策を進めるとともに、県民、事業者の皆様にもこの目標の示す考え方を共有していただき、豊かな自然と共に生きる環境先進県づくりに取り組みます。

また、基本目標を踏まえて、分野ごとの「めざす姿」を次のとおり5項目掲げ、それぞれの分野においてその実現に向けて施策を推進していきます。

《めざす姿》

- 1 長野県の特徴を生かした信州型の低炭素社会*
- 2 良好な生活環境が支える安全・安心な社会
- 3 豊かな自然から学び、自然と共生する社会
- 4 廃棄物の発生抑制と地域の資源循環を基礎とした循環型社会
- 5 環境パートナーシップが確立し、環境と経済の好循環が実現した社会

1 長野県の特性を生かした信州型の低炭素社会

世界で 50%を超える温室効果ガスの削減を今世紀半ばまでに実現し、現在進行している気候変動をストップさせるためには、先進国である我が国は、これを上回る大幅な削減を図っていかねばなりません。そのためには、例えば高効率で低コストの太陽光発電、燃料電池*、次世代型自動車などの画期的な技術革新や、税制等における温室効果ガス削減にインセンティブを与える制度づくり、都市機能の集約、低炭素型のまちづくりなど根本的な社会システムの変革が欠かせません。京都議定書の第一約束期間であるこれからの数年間は、こうした長期的な低炭素社会づくりを見据えて、温室効果ガスの増加に歯止めをかけ、削減を着実に実施していくための重要な期間となります。

低炭素社会のイメージ	
(1) まち ・住みやすく、賑わいのあるコンパクトな都市が形成	(5) 産業（製造・建設・サービス業） ・低炭素型の製造技術や製品・サービスを実現。グリーン・ジョブ*を推進。
(2) 移動 ・公共交通機関が中心的役割、高度道路交通システムや自動車の高効率化が実現	(6) 森林・農地・海洋 ・吸収源・エネルギー供給源として貢献
(3) 居住空間・就業空間 ・高断熱な住宅・建築物、高効率エネルギー機器が普及	(7) 消費者選択 ・「見える化」の充実と消費者の意識変化により、カーボン・ミニマムな選択が一般化
(4) エネルギー供給 ・革新的技術により低炭素型のエネルギー供給が実現	(8) 金融・投資・情報開示 ・低炭素型のビジネスや技術に対して資金が供給されている。

出典：中央環境審議会地球環境部会「低炭素社会づくりに向けて（要約版）」

美しい自然環境に恵まれた長野県には、二酸化炭素の吸収源となる広大で豊かな森林、太陽光発電に適した日射量の多い気候、小水力発電等にも活用が可能な豊富な水資源など、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギー*の導入を進める上での強みとなる環境面の特性があります。また、省エネルギーを追求した設備・製品の開発・普及を図ることは極めて重要な課題ですが、本県の産業には優れた技術の集積があり、低炭素社会を支える技術の開発・導入の面で大きな役割を果たすことができる能力を有しています。

こうした長野県の特性を生かして、森林・太陽・水の恵みと高い技術力に支えられた排出削減・吸収のための施策を推進するとともに、温暖化防止の知識と意欲にあふれた人づくり、県民、事業者の温暖化防止に対する意識の高揚と一人ひとりが活動に参加できる仕組みづくり、森林が吸収した二酸化炭素を長期にわたって固定するための信州の木に囲まれた環境づくり、温暖化の進行に対応できる農業等の産業づくりなど、長期的な視点に立った排出削減・吸収源対策や適応策を長野県の置かれた状況に最も適した形で進めることにより、「信州型の低炭素社会」の形成をめざしていきます。

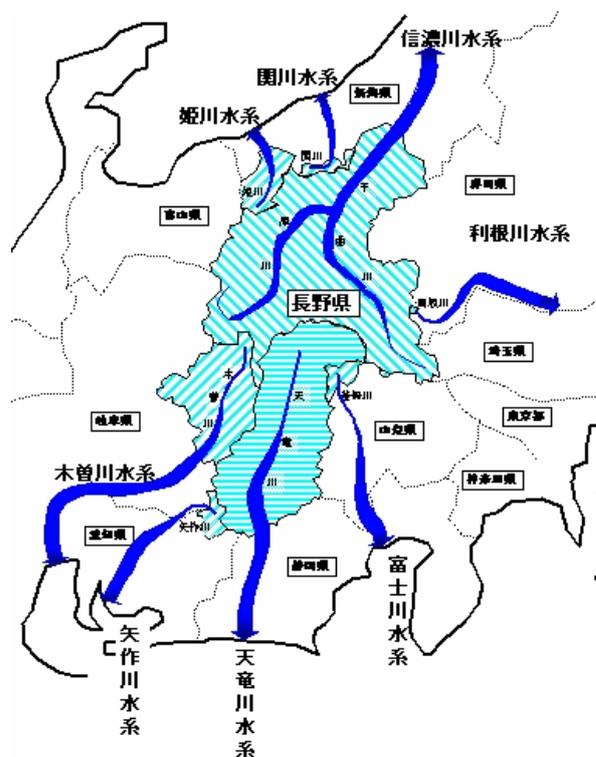
2 良好な生活環境が支える安全・安心な社会

安全・安心な生活に対する県民のニーズは高く、環境保全の面からは、水質、大気、土壌など生活環境において良好な状況を保全するとともに、様々な環境リスクの低減を図っていくことが求められています。

水環境については、水質の改善に停滞が見られる湖沼等を中心に、農地や市街地からの流出水対策や水草帯の保護・回復など生物を介した窒素、リン等の健全な物質循環を考慮した対策などを推進し、水質の向上を図るとともに、地下水のかん養等を通じた健全な水循環の確保や、美しい水辺空間の創造、水とのふれあいの中で育まれた文化の継承などに努め、上流域の県として豊かな水環境を保全していきます。

大気環境については、越境汚染の問題を踏まえた国際的な監視ネットワークへの参画や、アスベストによる健康被害の防止対策など、具体的なリスクに対応した対策をきめ細かく講ずることが必要です。また、ダイオキシン*など懸念される有害化学物質の状況について引き続き監視を続けるとともに、こうした身近な環境リスクについては、県民に対するきめ細かい情報提供に努め、問題が生じた場合に迅速かつ確に対応できる体制を整備します。

さらに、これらの環境保全施策と併せて、美しい水辺や緑など身近に自然を感じることでできる快適な生活空間や自然と調和した景観の形成、環境配慮をさらに進めた「環境主導型」のまちづくりなど、質の高い生活環境の創造をめざしていきます。

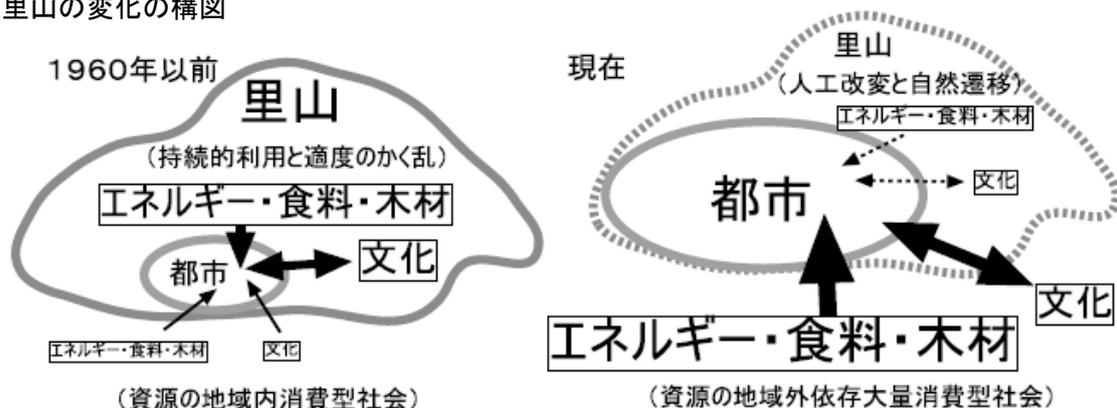


3 豊かな自然から学び、自然と共生する社会

長野県民は、美しい自然環境を誇りとし、豊かな自然の恵みの中で、地域ごとに個性的な文化を築き上げてきました。信州の原風景としての里地・里山は、常に人間が関わり、保全と利用の調和を図ることによって形成されてきたものです。現在直面している絶滅危惧種の増加や野生鳥獣被害の問題は、開発が進んだことに加えて、人間の関わり方の減少による里山の荒廃や、農業・林業従事者の減少、高齢化等による耕作放棄地の増加など、伝統的な自然との共生の姿が崩れたこともその一因となっています。

我々は、伝統から自然との関わり方を改めて学び、時代に適合した新たな自然環境の保全と利用のあり方を構築していかなければなりません。

里山の変化の構図



出典:長野県環境保全研究所「信州の里山の特性把握と環境保全のために」

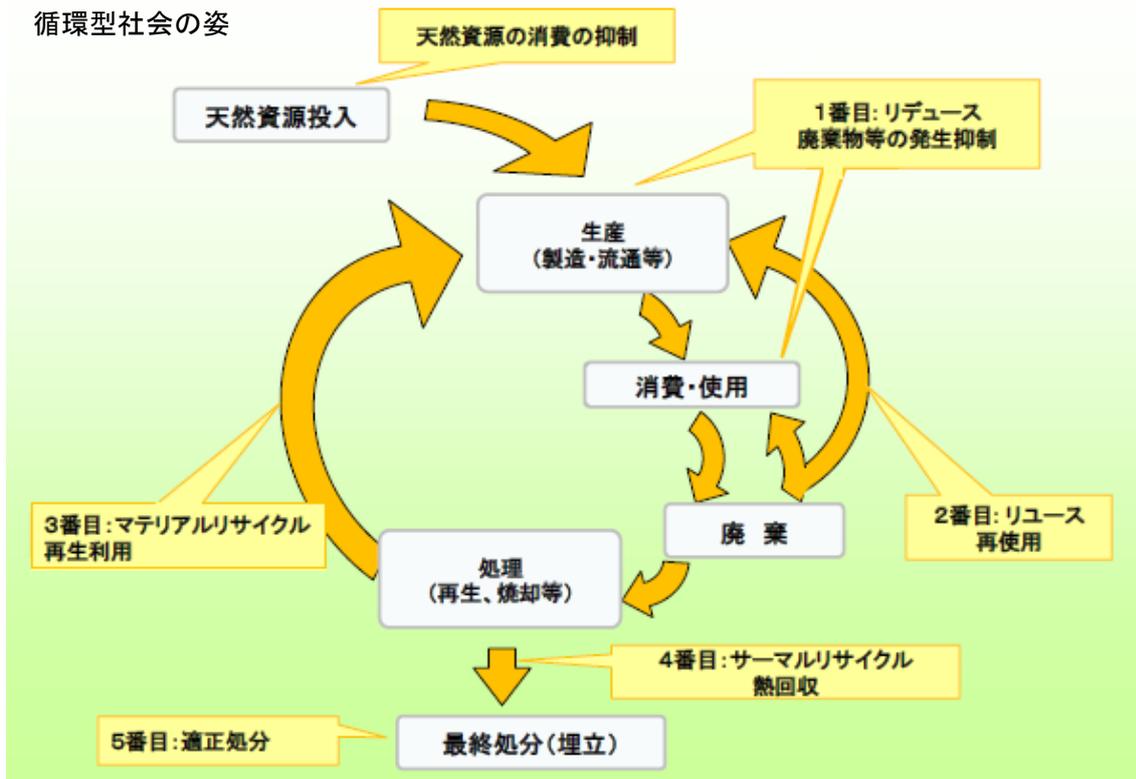
保全の観点からは、地域における固有の生態系について、地域の特性に応じて保全する体制を作ることが重要であり、とりわけ絶滅危惧種の保護・回復のためには、地域住民の問題意識の共有を図り、参加による取組を促進することが欠かせません。また、里山に対する「奥山」として、保全が特に必要な地域における人為的な開発の規制や、開発に際しての環境へのより徹底した配慮を求めることも必要です。このほか、里地・里山の保全を図る活動主体である集落を維持するためには、農山村の活性化に配慮していくことも重要です。

また、利用の観点からは、本県の最大の魅力となっている自然環境を安全に楽しむために必要な施設、登山道等の整備を、環境への負荷に配慮しながら進めるとともに、自然の中で環境保全を学ぶ機会の提供などに努め、自然とふれあう機会の確保を図っていきます。

4 廃棄物の発生抑制と地域の資源循環を基礎とした循環型社会

資源の浪費と廃棄物による環境への負荷を最小限に抑え、真の循環型社会の形成を図るためには、まず、現在も高水準で推移している廃棄物の発生量をできる限り抑制する必要があります。

このためには、製品の生産の段階から廃棄に至るライフサイクル全体を視野に入れた取組を進めなければなりません。すべての生産段階における資源投入量や廃棄物の発生を最小限に抑えるとともに、製品の長寿命化を図るリデュース*技術の向上や、グリーン購入*による資源の循環利用の促進など、経済活動における発生抑制の理念の浸透を図る必要があります。産業におけるこうした取組が一般化するためには、消費者側の循環を基調としたライフスタイルが定着し、ごみの排出者としての自覚や資源を大切にする「もったいない」という意識、考え方が共有されていることが不可欠です。長寿命化された製品や修理・維持管理サービス等の需要や、リサイクルショップやフリーマーケットの利用などが増加し、より良いものをより長く使用することが豊かさの現れとなる、いわゆるストック型社会を形成していくことが求められています。



出典:環境省「循環型社会への新たな挑戦」(循環型社会形成推進基本計画(パンフレット))

また、再資源化については、リサイクル技術の高度化を図ることが欠かせません。使用後に解体・リサイクルしやすい製品設計を行う環境配慮設計*や、廃棄物の処理に際してのレアメタル*等の回収など、環境に対する負荷を大きく減らすだけでなく、経済合理性を兼ね備えたリサイクル技術の普及を図る必要があります。

さらに、リサイクルの普及のためには、再資源化の対象となる循環資源の種類に応じて適切な規模の循環圏を構築していく必要があります。循環資源が希少であったり、高度な技術を必要とするものは広域的な収集と効率的な処理を進める必要がありますが、生ごみやバイオマス*などについては、地域内において、収集から、施設・プラントによる処理、活用に至る循環圏が構築されることが適切です。例えば、各地で既に廃食用油を活用したバイオディーゼル燃料*の生産の取組が行われていますが、生産のためには地域社会における廃食用油の回収体制が不可欠であり、このような地域社会に根付いた体制の構築を図っていきます。

これらの発生抑制と再資源化の推進を基礎として、さらに県内で生じている具体的な問題に対応するため、適正処理の推進や監視・指導体制の強化などを図ることにより、廃棄物による環境負荷の少ない循環型社会の構築をめざしていきます。

5 環境パートナーシップが確立し、環境と経済の好循環が実現した社会

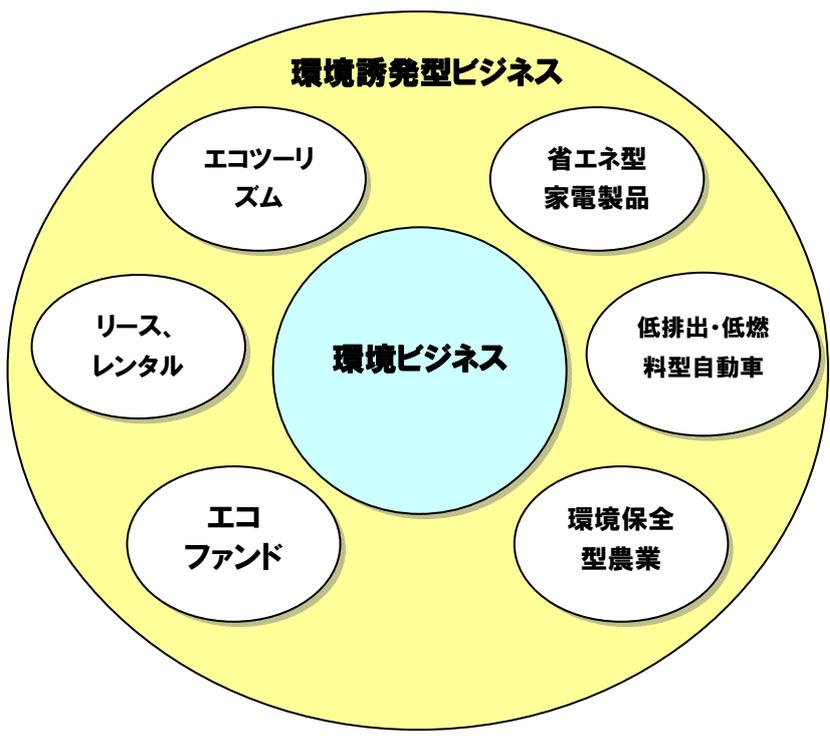
我々の日常生活や事業活動は、環境に様々な負荷を与えています。真に持続可能な社会の実現のためには、県民や事業者が常に環境にやさしい行動を選択するように、ライフスタイルやビジ

ネススタイルそのものを変えていかなければなりません。

こうした行動様式を社会全体に浸透させるためには、環境に対する高い意識を有する県民、企業、NPOなどが互いに協力して取り組む関係を作っていく必要があります。環境問題を理解し、解決への行動を促す環境教育・環境学習を、地域における人材と連携しながら推進するとともに、立場の異なる様々な主体が、対話を通じて対等で信頼できる関係を築き、それぞれが持つ特性を生かして協働して環境保全に取り組む体制、「環境パートナーシップ」を確立し、その輪を広げていくことにより、あらゆる主体が自発的に環境保全のための活動に参加する社会の実現をめざしていきます。

また、環境と経済の関わりについては、我が国はかつての深刻な公害を克服し、世界最先端の技術による省エネルギー化・リサイクルの推進など、環境保全と経済成長との両立を図ってきました。現在、我が国の産業は、温暖化や資源・エネルギーに関する問題などに直面していますが、エコプロダクツ*の生産や高度な技術によるリサイクルなど、いわゆる環境ビジネス・環境誘発型ビジネスは今後高い成長が期待される分野であり、さらに環境・エネルギーに関する技術革新を進めることによって、環境保全と両立した競争力の強化を図ることが可能です。ものづくり産業をはじめとした本県の産業における環境への取組をより推進するとともに、さらに自然を楽しむ体験型の観光や間伐材などのバイオマス資源の供給など、自然の恵みを生かした地域における取組を進めることによって、豊かな環境と活力ある産業・地域の両立を図り、環境の保全を通じて経済や地域の活性化が図られる「環境と経済の好循環」の実現をめざしていきます。

環境誘発型ビジネスの概念図



※OECDの分類に基づく「環境ビジネス」の定義は、「環境に与える悪影響と廃棄物、騒音、エコ・システムに関連する問題を計測し、予防し、削減し、最小化し、改善する製品やサービスを提供する活動」とされている。

※「環境誘発型ビジネス」とは、上記の「環境ビジネス」に加え、省エネ家電やエコファンドなど環境保全を考えた消費者の行動が需要を誘発するビジネスを指す。

環境誘発型ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状と将来予測

市場規模(兆円)		雇用規模(万人)	
2000年	2025年	2000年	2025年
41	103	106	222

出典:環境省
「21世紀環境立国戦略
パンフレット」

【用語解説】

* 低炭素社会

代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量が少ない社会・経済システムを構築した社会。

* 燃料電池

水素と酸素が結合して水が生成する化学反応を利用して、電気を取り出す装置。

* グリーン・ジョブ

2007年6月の国際労働機関（ILO）総会で提唱された考え方。環境を保護したり、環境への負荷を最小限に減らしながら、経済的な利益も得る仕事。

* 再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど、通常はエネルギー源の枯渇の心配のないエネルギーのこと。

* ダイオキシン、ダイオキシン類

物の燃焼等の過程で非意図的に生成される炭素、水素、(酸素)、塩素で構成される化合物。塩素の数と配置によって222種類があり、毒性の強さが異なる。環境中では分解しにくく、生物に対する毒性の強いものがある。

* リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。「3R」の項を参照。

* グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

* 環境配慮設計 (DfE)

DfE: Design for Environment。分解が容易である、リサイクルしやすいよう単一素材を使用するなど製品等の設計段階において環境配慮を行うための手法のこと。

* レアメタル

埋蔵量が少ない、技術的に抽出が困難等の理由により、流通量・使用量が少なく希少な金属のこと。

* バイオマス

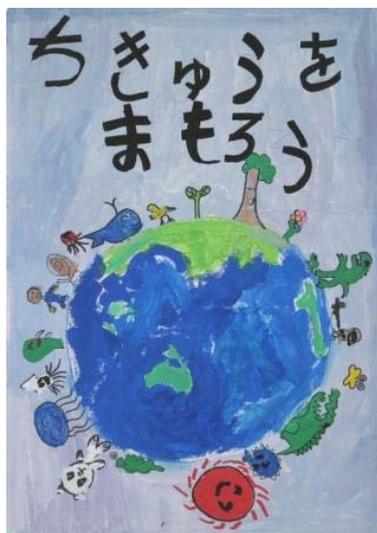
生物資源(Bio)の量(Mass)を表す概念で、一般的には再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいう。

* バイオディーゼル燃料

生物由来の油脂から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーの一つである。

*エコプロダクツ

環境に対する負荷の低減に配慮した製品の総称。製造プロセスなど生産から廃棄に至るライフサイクルの各過程での環境負荷を少なくした製品や、省エネ型家電製品、低燃費型自動車などがこれにあたる。



第3章 施策の展開

第1節 地球環境の保全

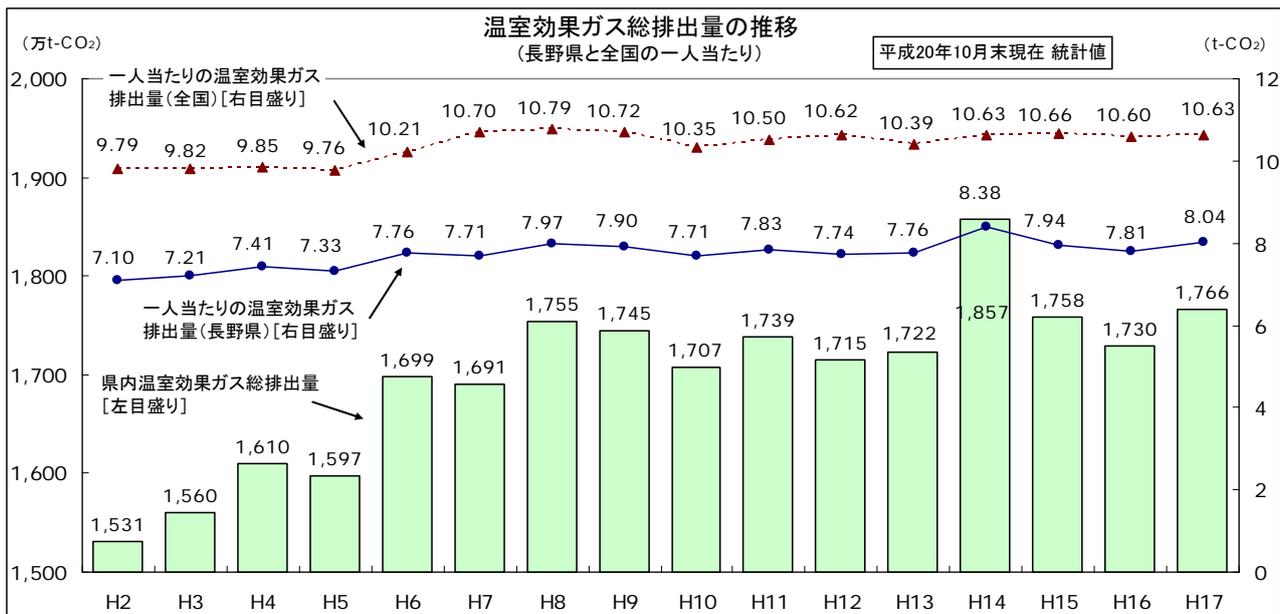
～信州から発信する低炭素型の地域づくり～

1 地球温暖化対策

<施策のねらい>
○地球温暖化を防止するため、啓発や県民運動の推進、エネルギーの効率的利用の推進など、県民、事業者、行政が連携して温室効果ガスの排出削減に取り組みます。

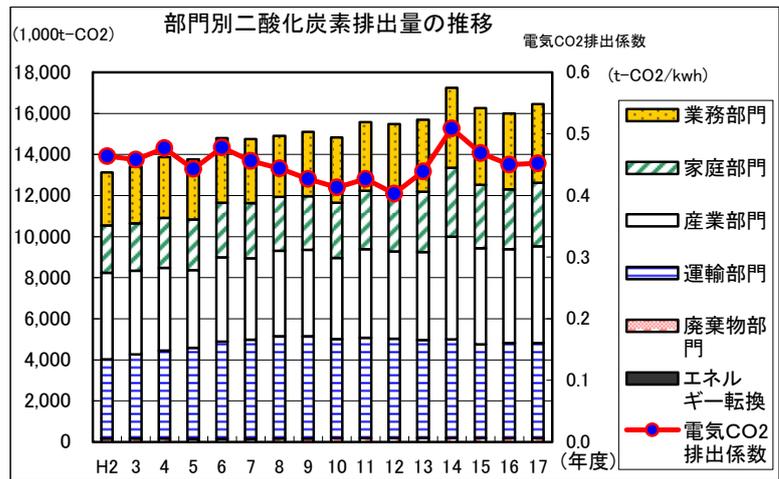
<現状と課題>

- 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加による地球温暖化の問題は、すべての生物の生存基盤に影響を与えかねない喫緊の課題となっています。
- 県内の温室効果ガス総排出量は、平成8～9年頃まで増加を続け、その後はピークとなった平成14年度(2002年)を除き、1,700万t-CO₂台で推移しています。平成17年度は1,766万t-CO₂となっており、基準年度(平成2年度)比で15.3%増加(全国7.7%増加)しています。エネルギー大量消費型産業が少ない長野県では、県内の一人当たりの温室効果ガス排出量で見ると、全国平均より低いものの、伸び率は全国よりも高くなっており、部門別では、特に店舗やオフィス、家庭などからの排出量の増加が大きくなっています。



- 長野県の人口は平成13年(2001年)にピークを迎えて以降緩やかに減少を続けていますが、県内経済は基準年度以降順調に拡大し、ITバブルの崩壊に伴う停滞の後、近年は比較的堅調な成長を

続けています。また、家庭への様々な家電製品の普及、自動車普及率の上昇、コンビニエンスストアの増加など、私たちのニーズを満たす多くの商品やサービスが提供されるようになっており、これらが二酸化炭素排出量の大幅な増加の背景と考えられます。



- 「長野県地球温暖化防止県民計画」に基づく地球温暖化防止のための取組を着実に推進し、温室効果ガス排出量の削減に向けて、県民、事業者、行政が連携して取り組む必要があります。

<施策の展開>

(1) 家庭における温暖化対策の推進

近年、温室効果ガス排出量の増加が著しい家庭部門からの排出削減に向けて、地球温暖化防止や温室効果ガス排出量削減のための取組についての啓発を行うとともに、家庭におけるエネルギーの効率的な利用を推進し、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。

主な取組	内容
長野県地球温暖化防止活動推進センター*を中核とする推進体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県地球温暖化防止活動推進センターの運営を支援するとともに、センターと連携して、地球温暖化防止活動推進員*の配置など温暖化防止活動の普及啓発を行います。 ・地域における地球温暖化防止に向けた活動を行う団体を支援し、家庭からの排出削減を推進します。 ・市町村の地球温暖化防止実行計画や地域推進計画の策定を促進することにより、県民、事業者、行政の協働による地球温暖化防止活動を推進します。 ・地域の地球温暖化対策推進のため、県民、事業者、NPO、経済団体等の各種団体が自主的・積極的に行う地域活動を支援します。また、身近な温暖化対策実践の核となる「地球温暖化対策地域協議会」の設置を推進します。
温暖化防止の啓発・県民運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や事業活動において環境に配慮した行動・実践を県民に広く呼びかけ、優れた取組の普及を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信州豊かな環境づくり県民会議との連携により、環境にやさしい買い物や、ごみの減量・リサイクル促進に係る広報・啓発を行います。 ・ 環境に関する情報を広く発信するイベントや、子ども達が家庭において省エネルギー等の取組を実践するプログラムの普及を通して、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。
住まいづくりや日常生活における省エネルギーへの取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギーへの配慮など、環境と共生する住まいづくりの普及を図ります。 ・ 県産材を使用した環境配慮型住宅の普及を進めます。 ・ 夏季軽装や節電実施の呼びかけなど、県民一人ひとりが省エネルギーに取り組むよう、家庭への普及啓発を行います。

(2) 自動車からの排出削減対策の推進

公共交通機関の利用によるマイカー利用の縮減や、エコドライブの推進、低燃費車の導入促進などにより、自動車からの温室効果ガスの排出を削減します。

主な取組	内 容						
環境と調和した交通施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通量の変化に即応する信号制御、交通情報の収集・提供などの確な交通管制を行い、円滑な交通環境の確保を図ります。 ・ 歩道・自転車道の整備や交差点の改良、道路の拡幅などを推進し、歩行者や自転車にやさしい道づくりを進めるとともに、二酸化炭素の排出増加につながる交通渋滞の解消を図ります。 ・ トラックやバスなどへの低公害車の導入を促進します。 						
マイカーの利用縮減対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイカーから、バス・鉄道への利用転換を促すため、県民に対して広報・啓発を行います。 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 km移動する際に排出される1人当たりのCO₂排出量 (g/人 km)</p> <p>出典：全国地球温暖化防止活動推進センター 「地球温暖化対策ハンドブック 地域実践編 2002/2003」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">鉄道</td> <td style="text-align: center;">17.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">バス</td> <td style="text-align: center;">45.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自家用乗用車</td> <td style="text-align: center;">191.3</td> </tr> </table>  </div>	鉄道	17.3	バス	45.4	自家用乗用車	191.3
鉄道	17.3						
バス	45.4						
自家用乗用車	191.3						

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市部において、誰もが移動しやすい交通体系を確立するため、地域における総合的な交通計画を策定します。 ・ 地方鉄道の安定した運行の確保、サービスの向上を図るため、設備整備の促進を図ります。 ・ 広域的・幹線的なバス路線を維持するための支援を行います。 ・ 地域のニーズに即した交通システムの再構築や地域が主体となって利用促進を図る取組を促進します。 ・ バスの安全な運行、誰もが安心して利用できるサービスを確保するための支援を行います。 ・ 高齢者や障害者をはじめ、誰もが利用しやすいバス・鉄道などの公共交通機関の環境整備を促進します。
エコドライブ等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急発進・急加速、不要なアイドリングを行わないなど、環境に配慮した自動車運転（エコドライブ）や、低燃費車導入の普及啓発を行います。
都市機能を集約したコンパクトなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域等の指定や都市計画区域マスタープランの見直しを行い、自動車を利用しなくても暮らしやすいコンパクトなまちづくりを進めます。 ・ 都市機能の集積など、暮らしやすく、安全で快適な都市整備を促進します。

(3) 環境負荷の少ない産業の構築

中小企業の温暖化対策の支援や、ISO14001* やエコアクション21*などの環境マネジメントシステム*の普及促進、農林業等における環境保全対策などにより、温室効果ガス排出量の少ない産業の構築を推進します。

主な取組	内容
企業の温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長野県地球温暖化対策条例の運用を通じて、温室効果ガスの排出量の多い事業者の排出抑制計画の策定や、家電販売店における省エネラベルの掲出など、排出抑制のための取組を促進します。 ・ エコアクション21やISO14001など、事業者の環境マネジメントシステムの導入をさらに進めるため、普及啓発を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の管理者、環境保全担当者、技術者を対象に、環境管理についての研修を行います。 ・ 業務部門における省エネルギー等の温暖化対策を推進するために、業種業態ごとの協議会等の設立を促進するなど、温室効果ガス排出削減を支援します。 ・ 中小企業融資制度資金などを活用して、中小企業の温暖化対策に必要な資金をあっせんします。
工場、商業施設、オフィスビルの省エネ性能の高い建築物への転換促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場、商業施設、事業所などを対象とした省エネルギー診断や改善のためのアドバイスなどにより、産業部門・業務部門での省エネルギーを促進します。 ・ ESCO 事業*の普及啓発を進め、熱源機、空調、照明設備等の高効率化や、建物の断熱性能の向上など、建物全体の省エネルギー化を促進します。 ・ 業務用ビルや工場における給水・空調設備等について、省エネルギー運転の監視・制御を自動化・一元化する BEMS*の導入を促進し、事業所のエネルギー管理を徹底します。
温暖化防止技術の開発促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等が行う新技術・新製品開発に対する支援や工業技術総合センターにおける事業者への技術支援を通じて、環境保全に役立つ技術の高度化を推進します。 ・ 農業分野でのバイオマス利活用技術の開発や、施設栽培における効率的なエネルギー利用技術の開発等を進めます。
農林業における温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長野県バイオマス総合利活用マスタープランに基づき、農業系バイオマスのコンポスト化、飼料化、エネルギー化など、地域の特性を活かしたバイオマス利活用の取組を進めます。 ・ 菜の花等の油糧作物を有効活用し、バイオディーゼル燃料(BDF)など廃食油のリサイクルも含めた資源循環利用のモデル集団を育成します。 ・ 県産農産物の地産地消の推進や、県産材の利用拡大を進め、県外からの輸送によって生じる二酸化炭素排出の削減に寄与します。 ・ 農業における燃油使用量の低減を図るため、省エネルギー型農業機械や設備等の導入を支援します。
代替フロン*等二酸化炭素以外の温室効果ガス対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ フロン類*の適正な回収を推進します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素以上に温室効果の高い代替フロン等の大気中濃度モニタリングを行います。 ・ 廃棄物の発生抑制や、エコドライブの普及、低燃費車の導入促進、たい肥の適正使用などを進めることにより、メタンや一酸化二窒素など温室効果ガスの発生抑制を図ります。
--	--

(4) 県による温暖化対策の率先実行・市町村との連携

県の業務における再生可能エネルギーの利用や省資源・省エネルギーの取組を実行するとともに、市町村との連携に努めます。

主な取組	内 容
再生可能エネルギーの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の業務において再生可能エネルギーの活用を図ります。 ・ 県有施設の新築、増改築の際には、再生可能エネルギーの活用を図ります。
エネルギー消費量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ ESCO事業の導入等により、県有施設の省エネルギー化や緑化に取り組めます。 ・ エコアクション21の運用により、県の業務における温室効果ガスの排出削減に取り組めます。 ・ 下水処理場において、処理場自らが生み出すエネルギーの活用や省エネルギー化を進めます。
市町村との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村に対し、温暖化防止に関する必要な情報提供を行うとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく市町村地域推進計画の策定を支援するなど、市町村との連携を図り、県民一人ひとりの地球温暖化対策への取組を促進します。

(5) 森林整備による二酸化炭素吸収源対策の推進

計画的な間伐などを実施し、二酸化炭素の吸収源としての健全な森林を育成するとともに、適切な森林整備につながる木材の有効利用を促進します。

主な取組	内 容
森林整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工林の大半を占める育成途上の森林について、計画的な間伐の実施と間伐材の搬出を促進し、循環利用が可能な森林づくりを進めます。 ・ 計画的な間伐等を推進しながら、針葉樹と広葉樹が適度に混じった針広混交林へ誘導するなど、多様な森林づくりを推進します。 ・ 小規模な個人所有林などが多く、これまで整備が進めにくかった集落周辺の里山*において、森林づくり県民税*を活用して間伐等の森林整備を推進します。 ・ 環境保全活動に熱心な企業と連携し、森林整備を促進します。また、企業の取組を二酸化炭素吸収量で評価・認証します。 ・ 公益的機能の発揮が特に必要な森林については、保安林の指定を行うとともに、治山事業による森林整備を重点的に進めます。 ・ 森林施業*の集約化を促進するとともに、適切な森林の管理を行うための地域活動などを支援します。 ・ 地域住民やNPO など、県民の主体的な参加による森林づくりのための取組を支援します。
信州の木利用促進、林業・木材産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材を活用した住宅の普及や、木造の公共施設の建設などを促進し、県産材の需要拡大を図ります。 ・ 間伐団地の形成と効率的な搬出システムから、県産材の加工・流通体制の構築に至るまでの、流域別の林業の再生に向けた取組を支援します。 ・ 需要への迅速な対応や、流通コストの低減などを図る効率的な原木供給システムの構築を推進します。 ・ 地域の特性に応じて、信頼性の高い県産材製品を安定的に生産・供給する体制を整備します。 ・ 県産材としての品質を確保するため、製品認証を行うとともに広く情報を提供していきます。

(6) 再生可能エネルギーの導入促進

太陽光発電やバイオマスエネルギーなど、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利活用拡大を図ります。

主な取組	内 容
再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未利用の熱エネルギーや中小水力、太陽熱、太陽光、風力などの自然エネルギー、BDF、ゴミ、きのこ廃培地や木質等のバイオマスエネルギーについて、各地域における先進的な取組と連携しつつ普及啓発を進め、活用を促進します。 ・ 国による太陽光発電の拡大のための施策と連携して、県民への普及啓発を進め、太陽光発電の導入を促進します。 ・ ペレットストーブ・ボイラーの導入支援など、木質バイオマスの有効利用を促進します。 ・ 木質バイオマス利用による二酸化炭素吸収量を評価する仕組みづくりを通じて、企業等の支援による利活用の推進を図ります。 ・ 農業用水を活用した小水力発電の導入促進を図るため、情報提供及び普及啓発活動を実施します。 ・ 風力等非化石燃料エネルギーを活用した機器や、省エネルギー機器の開発等を支援します。

(7) 温暖化の影響と適応策に関する調査研究

温暖化に伴う県内生態系や農林業への影響とその適応策に関する調査研究を進めます。

主な取組	内 容
地域における温暖化の影響等の調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物の多様性など多面的な視点から、県内の温暖化による森林等環境の状態とその変化を把握するために、継続的にモニタリング調査を実施します。
農林業等における適応策の研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化による生態系や農林業への影響を調査し、適応策の研究を進めます。

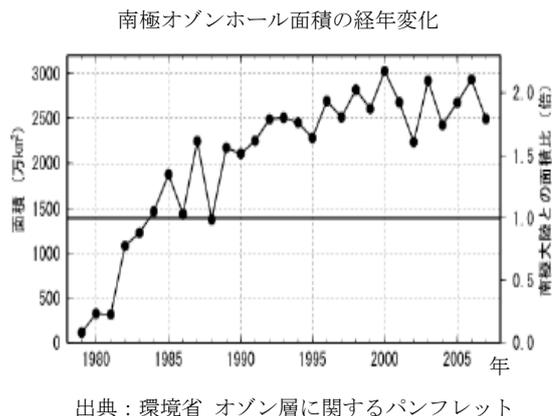
2 オゾン層保護・酸性雨*対策

<施策のねらい>

- フロンガス*によるオゾン層破壊の進行を防止します。
- 酸性雨の継続的な状況把握を行い、水域や森林等の生態系への影響を未然に防止します。

<現状と課題>

○ 南極上空で9月～10月頃発生するオゾンホール*は依然として深刻な状況が続いています。オゾン層が破壊されると地上に到達する紫外線量が増加するため、動植物の発育を妨げ生態系に影響を及ぼすほか、皮膚がん・白内障の増加など人体への影響が懸念されており、オゾン層の回復のため今後とも世界的な取組が必要です。



○ モントリオール議定書*に基づき、オゾン層破壊物質*の生産量・消費量が段階的に削減、廃止されていますが、これらの物質については現在も一部使用されており、回収を進めています。県内の業務用冷凍空調機器からの平成19年度におけるフロン類回収量は、49,889kg(9,893台)となっており、引き続き機器の廃棄時等における適正な回収の推進が必要です。

○ 北欧や北米では酸性度の強い雨が観測されており、酸性化によりサケの生息がみられない河川や、木々が枯れる森が見られるなど、水域や森林等の生態系に影響を与えていますが、県内の降雨のpH値は平成15年度から平成19年度において、4.0～7.0の範囲で推移しており、水域、森林等への被害は報告されていません。

○ 長期的な酸性雨の影響により河川、湖沼等の陸水の酸性化や、森林などに今後影響が及ぶことが懸念されており、継続的な調査が必要です。

<施策の展開>

(1) オゾン層保護対策の推進

フロン類の適正な回収等を推進し、オゾン層破壊等の進行を防止します。

主な取組	内容
フロン類の適正な回収の推進	・ オゾン層破壊の進行を防止するため、フロン類の適正な回収を推進します。
オゾン層破壊物質の大気中濃度モニタリング	・ 環境中のオゾン層破壊物質について監視します。

(2) 酸性雨対策

酸性雨を原因とする水域や森林などの生態系への影響について調査・研究を行います。

主な取組	内 容
継続的な降水、河川、湖沼の調査など実態の把握	・ 県内の酸性雨の状況についてモニタリング調査による実態調査を行うとともに、ばい煙発生施設への適切な監視指導を実施します。

達成目標

＜第1節 「地球環境の保全」施策に係る達成目標＞

項 目	5 年前 (平成 14 年度)	現状 (平成 19 年度)	目標 (平成 24 年度)	備 考
1 地球温暖化対策				
県内の温室効果ガス総排出量	18,574 千 t CO ₂	17,661 千 t CO ₂ (H17 年度)	14,383 千 t CO ₂	県内の温室効果ガス排出量 － 県内の森林吸収量 [H2 (1990) 年度比△ 6%を 目標に設定]
環境マネジメントシステムの認証 登録件数	131	583	750	県内事業所の「ISO14001」・ 「エコアクション21」の認 証・登録件数の合計 [これまでの登録件数の動 向をもとに設定] 〈再掲⇒P84〉
県の業務における温室効果ガス排 出量	—	90,869 t	79,536 t (H22 年度)	[H16 年度比△ 10%以上を 目標に設定] ※ H23 年度以降の目標値 は、次期地球温暖化防止「長 野県職員率先実行計画」の策 定に合わせて検討予定 〈再掲⇒P84〉
新築住宅の次世代省エネ基準達成 率	—	26.5 %	50 %	新築住宅に占める次世代省 エネ基準達成住宅（エネルギ ーの使用の合理化に関する 法律に基づく国の基準によ る。）の割合 [国の住生活基本計画を参 考に設定]
間伐面積	53,654 ha (H10～14 年度累計)	80,336 ha (H15～19 年度累計)	113,400 ha (H20～24 年度累計)	信州の森林（もり）づくりア クションプランによる。 〈再掲⇒P61〉
森林の里親受入市町村数	—	22	40	森林（もり）の里親（企業等 からの協力）を受け入れて森 林整備を進める市町村数 〈再掲⇒P62, P83〉

民有林の素材生産量	137 千m ³ (H14年)	195 千m ³ (H19年)	213 千m ³ (H24年)	県内の民有林で生産される丸太の量 森林づくり指針による。 〈再掲P62〉
高性能林業機械の台数	65 台	124 台	163 台	県内で導入される高性能林業機械の数 森林づくり指針による。 〈再掲P62〉
住宅用太陽光発電施設の設置件数	4,816 件	12,287 件	22,000 件	(財)新エネルギー財団集計 「都道府県別住宅用太陽光発電システム導入状況」の対象施設累計 〔毎年10% (前年導入量比) 増加を目標〕
2 オゾン層保護・酸性雨対策				
オゾン層破壊物質の大気中濃度モニタリング回数	—	—	12 回/年	県内大気環境におけるHCFC等オゾン層破壊物質の観測回数 〔月毎の観測による現況把握〕

【用語解説】

*地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動や広報活動を行うとともに、地球温暖化対策の推進を図る民間団体の活動を支援することなどを目的に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき設置されるもの。長野県においては、平成13年5月に（社）長野県環境保全協会を指定。

*地球温暖化防止活動推進員

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき県知事が委嘱し、地球温暖化の現状、地球温暖化対策に関する知識の普及及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者。

*ISO14001

国際貿易の発展のために世界共通の規格・基準を設定する国際機関であるISO (International Organization For Standardization : 国際標準化機構) が発行する環境マネジメントシステム (環境に影響を与える (可能性のある) 活動について継続的に活動を管理し、改善を図る仕組み) に関する規格。

*エコアクション21

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成16年4月に環境問題に関するグリーン購入の進展等の様々な新たな動きを踏まえて、その内容を全面的に改定した。

*環境マネジメントシステム

組織 (事業) 活動に伴う環境への影響を継続的に改善していく仕組みのこと。

*ESCO事業

一定の省エネルギー効果を保証したうえで、省エネルギー改善に必要な、技術・設備・人材・資金などを包括的に提供して、その顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬とする事業。施設全体のエネルギー利用状況を調査し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー化を図るための有効なCO2削減対策として期待されている。

***BEMS**

Building and Energy Management System の略で、業務用ビル等において、室内環境・エネルギー使用状況を把握し、かつ、室内環境に応じた機器又は設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムである。

***フロン(フロンガス、フロン類)**

フロンは、炭素、フッ素からなる化合物である。人工的に作られた蒸発しやすい液体、あるいは気体状の化学物質である。毒性が低く、燃えない、油を溶かすなどの性質を持っているため、半導体など精密部品の洗浄剤、クーラーの冷媒などに広く使われているが、オゾン層を破壊するものもある。一部のフロンは特定物質に指定され、製造等が規制されている。また、温室効果ガスとしても問題になっている。

***代替フロン**

オゾン層破壊効果が高いために国際的に規制されたフロンの代替品として使用されている物質の総称。代替フロンの多くは強力な温室効果ガスとして懸念されている。

***里山**

農林業等の人間活動の影響を受けて成立し維持されてきた二次的植生域（薪炭林・雑木林）で、二次林を主とし、自然林及び人工林、草原、湿地、湖沼、河川等の二次的自然環境と、水田、畑地、水路、溜池、農山村集落等の生活・生産域が一体になった地域等をいう。

***森林づくり県民税**

森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくことを目的に、間伐等の森林づくりを集中的に実施するための県民税を平成 20 年 4 月 1 日から導入している。

***森林施業**

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

***酸性雨**

工場、自動車などから排出される硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨水に取り込まれて生じる概ね pH5.6 以下の雨をいう。酸性度の強い雨が観測されているヨーロッパ、北アメリカなどでは湖沼、森林の生態系に影響を受けるなど、大きな社会問題となっている。

***オゾンホール**

南極域等の上空でオゾンの量が大きく減少した領域。南極域上空では、冬から春にかけて極めて低温な状態となり、極域成層圏雲と呼ばれる雲が生じる。成層圏に到達したクロロフルオロカーボン等由来の塩素や臭素は、この雲の粒子表面での反応で活性度の高い状態に変換され、春（9～11 月）の太陽の光によってさらに分解された塩素原子や臭素原子が、触媒となって連鎖的にオゾン層を破壊する。

***モントリオール議定書**

国際的に協調してオゾン層保護対策を推進するため、オゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置等を定めたもの。1987 年（昭和 62 年）に採択された。当初の予想以上にオゾン層破壊が進行していること等を背景として、これまで 5 度にわたり規制対象物質の追加や規制スケジュールの前倒し等、段階的に規制強化が行われている。

***オゾン層破壊物質**

分子内に塩素又は臭素を含む化学的に安定な物質（クロロジフルオロメタンなどのハイドロクロロフルオロカーボンや四塩化炭素、臭化メチルなど）で、オゾン層を破壊する原因となっている物質のこと。

第2節 生活環境の保全

～安全・安心な生活環境の保全～

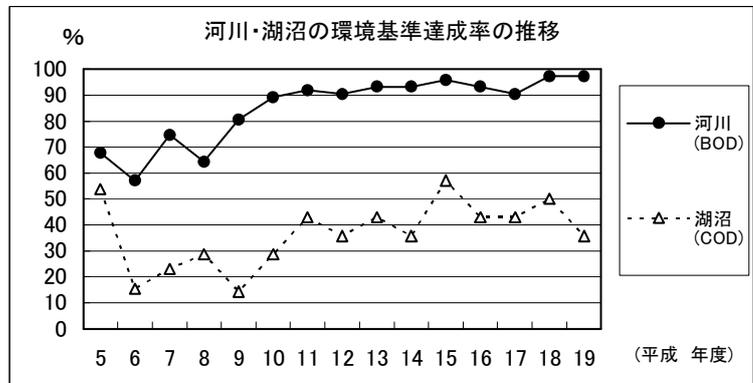
1 水環境の保全

<施策のねらい>

- 多くの河川の源流域としての役割を担う県として、健全な水循環の確保や清らかな水質の保全、水文化の継承に取り組みます。

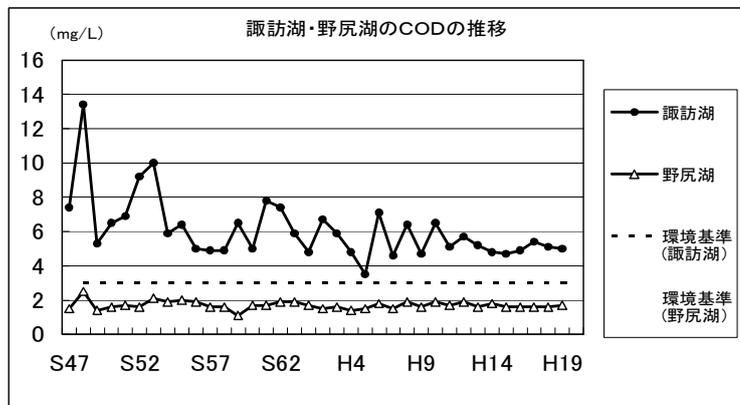
<現状と課題>

- 平成19年度の主要河川・湖沼における、カドミウム*やシアン*等の有害物質を対象とした「人の健康に関する項目」の測定結果は、70地点のうち2地点で自然由来とみられる砒素*が検出され、環境基準*未達成となったほかは、すべて環境基準を達成しています。



- 浮遊物質等、水の汚濁の程度を示す「生活環境の保全に関する項目」については、県内90地点で測定を行っています。近年、河川ではBOD*環境基準達成率が90%以上と高い状態を維持していますが、閉鎖的な水域である湖沼は、一旦富栄養化*した場合浄化が難しいことから、COD*環境基準達成率は40%前後と横ばい傾向にあります。

- 諏訪湖や野尻湖では、下水道整備や事業場排水対策等を進めてきた結果、水質は改善傾向にあります。COD等の環境基準を達成するには至っていません。さらなる水質の改善のためには、農地や市街地等からの流出水対策や、良好な水質を維持するための水草帯など生態系の保全を進める必要があります。

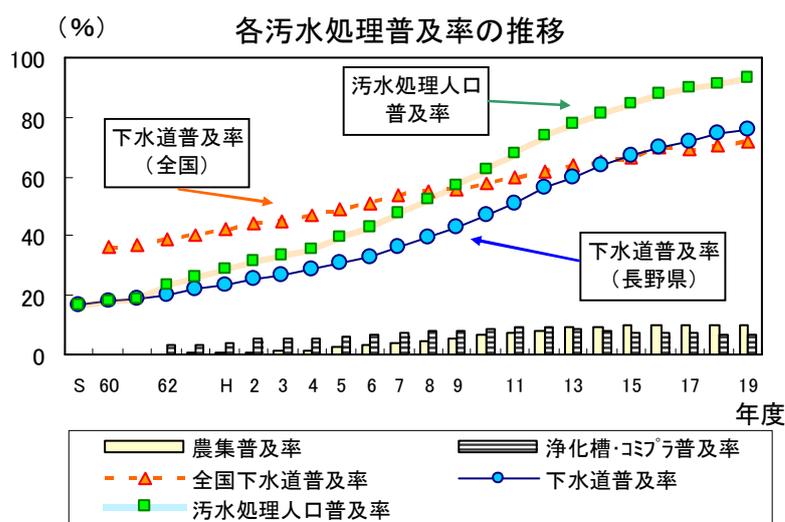


- 各種開発により水質汚濁が懸念されるいくつかの河川上流域の水質については、目標値を設定

し継続的に監視していますが、これまでに金属化合物、有機塩素化合物*、農薬等のいずれも目標値を超過したことはなく、良好な水質を維持しています。

- 地下水の水質は多くの地点で良好ですが、平成 19 年度の県内の概況調査においては、82 地点中 7 地点で砒素や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素*の環境基準を超過しています。また、これまでに汚染が判明している地点及びその周辺で行う定期調査でも、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については 137 地点中 42 地点で環境基準を超過している状況にあります。
- 土地の再開発等に伴い、一部の工場跡地等において重金属や有機塩素化合物等による土壤汚染が顕在化しており、平成 15 年 2 月から土壤汚染対策法*に基づく汚染の調査、指導が行われています。県内では、平成 19 年度末の時点で同法に基づき、土壤が汚染されている区域として 3 箇所が指定されています。
- 時代とともに水に関わる様々な文化が生まれてきましたが、近年では、自然の水辺に触れる機会が少なくなり、水に関わる文化を学んだり、水の大切さについて考える機会が必要になっています。

- 公衆衛生の向上を図り良好な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質保全を図るために、下水道や農業集落排水施設等の整備が進められており、長野県における平成 19 年度末の汚水処理人口普及率は 93.1%(全国 83.7%)となっています。



<施策の展開>

(1) 健全な水循環の確保

雨水浸透を考慮したまちづくりや、森林づくり、農地等の適切な維持・管理など、地下水かん養のための様々な取組を進めるとともに、水の有効利用を図り、健全な水循環に支えられた豊かな水環境づくりを推進します。

主な取組	内 容
地下水のかん養	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川改修に当たっては、多自然川づくり*を基本として整備を行います。 ・ 道路に地下水を利用した「無散水消雪施設」を新設又は更新するに当たっては、地下水還元方式の採用を推進し、地下水量の保全に努めます。 ・ 雨水貯留タンクや浸透ますの設置について、公共施設や事業場、一般家庭への普及に努めます。 ・ 住宅団地整備に当たっては、公園を整備して、植栽などの緑化をするほか、団地内道路や歩道で透水性舗装、インターロッキング舗装等、環境に配慮した整備を支援します。 ・ 地下水かん養等農地の多面的機能が発揮されるよう、農業水利施設などの計画的管理や地域共同活動を支援します。また、農業上の利用を図る遊休農地については、簡易整備や家畜放牧による再生を促進し、農業生産への活用が困難な遊休農地については、多面的な活用を促進します。
森林の水源かん養機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源かん養機能などの森林の公益的機能を高度に発揮させるため、針葉樹と広葉樹が適度に混じった針広混交林へ誘導するなど、多様な森林づくりを推進します。 ・ 水源かん養等の役割を果たす集落水源や里山の整備を進めるため、長野県森林づくり県民税の活用により、森林施業の集約化や間伐を進めます。 ・ 公益的機能の発揮が特に必要な森林については、保安林の指定を行うとともに、治山事業による森林整備を重点的に進めます。 ・ 水源地となっている上流域の森林整備を進めるため、環境活動に熱心な企業の支援や基金による森林整備など上下流が一体となった取組を推進します。
河川の維持流量の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水量の変化は、水辺の環境に大きな影響を及ぼすため、取水量の把握に努めるとともに、流水の正常な機能が維持される流量が確保されるよう関係機関に引き続き要請していきます。
水の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水は限られた資源であることを認識して、水を大切にする生活習慣を推進するための啓発に努めます。 ・ 雨水を貯留して雑用水に使用する設備について、公共施設や事業場、一般家庭への普及に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場において、使用後の水を再生処理して雑用水として利用する取組を推進します。
--	--

(2) 水質の保全

汚濁物質発生源への対策など水を汚さないための取組を進めるとともに、多様な生物が生息・生育し、共生できる水辺環境づくりを行い、本県の良い水質の保全を図ります。

主な取組	内 容
水質監視及び浄化対策（河川、湖沼、地下水、土壌）	<ul style="list-style-type: none"> 河川・湖沼・地下水の水質を計画的かつ継続的に把握し、生活環境の保全を図るとともに、健康被害を未然に防止します。 ゴルフ場、最終処分場などが設置されている上流域において、農薬、金属化合物、有機塩素化合物等について水質測定を実施します。 有機塩素化合物や硝酸性窒素等による地下水の汚染が判明した場合には、原因を調査して対策を検討するとともに、定期的にモニタリングを実施し、地下水の汚染状況を監視していきます。 土壌汚染が発見された場合は、原因者に対して汚染の除去等の措置を指導するとともに、地下水の汚染がある場合は周辺井戸の調査及び地下水の浄化を指導します。 ボランティアである河川モニター等と協力して、不法投棄の防止等河川環境を保全するため巡視を行うとともに、河川愛護団体やアダプトプログラム*参加団体、市町村等と連携し、河川美化活動に努めます。 河川湖沼の水辺環境整備に当たっては、各水辺の特性に合わせ、ヨシや水草類等の浄化機能を持つ水生植物等が再生できる工法の採用に努めます。また、ヨシなどの水生植物等を適切に維持管理するとともに、これらの植生帯を保全するなど、水草を利用した望ましい生態系の確保に努めます。
発生源対策（特定汚染源、非特定汚染源）	<ul style="list-style-type: none"> 工場や事業場における排水の監視と適切な指導を行います。 事業者の汚水処理施設の整備に対して必要な資金をあっせんするなど、支援を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元住民・団体による美化活動との連携など、市街地、農地、森林など流域における各種対策を推進し、河川、湖沼に流入する負荷の低減に努めます。 ・ 農業生産活動による環境への負荷を極力低減するため、化学合成農薬や化学肥料の使用量を削減した環境にやさしい農業や、地域ぐるみでの用排水路管理や環境負荷低減活動を推進します。 ・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染を防止するため、適正施肥や家畜排せつ物の適正処理など窒素負荷低減対策手法の普及を推進します。 ・ 立地条件の特殊性から処理が困難な山岳地域におけるし尿処理について、排水・し尿処理方法の改善を支援します。 ・ 降雨時に森林等自然地域から流出する水質汚濁負荷を削減するため、間伐等の森林整備を積極的に推進するほか、山腹崩壊地復旧のための治山事業を一層推進します。
水辺の豊かな自然の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川及び溪流において、水生生物の生息・生育環境に配慮し、計画的かつ適切な維持管理に努めます。 ・ 河川改修事業に当たっては、多自然川づくりを基本とし、自然環境への影響緩和を踏まえ水生生物の生息・生育環境に配慮した水辺環境を保全するとともに、水と緑の連続した空間を形成するように配慮します。 ・ 水辺空間としての役割が期待される農業用水路やため池の整備に当たっては、自然石を利用した護岸など生態系や景観に配慮し、水に親しめる施設の整備を進めます。 ・ 中小河川等の改修に当たっては、魚類の産卵場や生息場、遡河性魚類等の移動を考慮した整備を進めます。 ・ ブラックバスやブルーギル等の外来魚やミンク、アレチウリなど多種の外来動植物による被害や生態系かく乱を防ぐため、駆除や違法放流防止対策等を進めます。
水道水源の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道水源保全地区*の指定を通じて水源の保全を図ります。 ・ 水道水源としているダム湖について、良質な水源を保全するため、水質保全目標を設定して常時監視を実施します。

(3) 水文化の継承と発展

日常の中で水を大切にする意識の醸成を推進するとともに、水とのふれあいの中で生まれた文化を伝えていくことにより、水を大切に、清らかな流れを保つことの重要性を将来の世代に継承し、その発展を図ります。

主な取組	内 容
水環境保全に関する学習	<ul style="list-style-type: none">・ 県民の水環境に関する理解を深め、環境保全活動への参加を促進するため、子ども達の水辺の自然とのふれあいの機会を確保するとともに、様々な年齢層に応じた環境教育・環境学習の推進を図ります。・ 子どもから大人まで、一緒になって河川環境を学べるせせらぎサイエンス*(水生生物調査)など、水や水辺の生物にふれあう実践教育の普及を図り、水環境への関心を高めます。
水辺空間・景観の保全	<ul style="list-style-type: none">・ 河川や溪流の整備に当たっては、周辺の自然環境や景観と調和した河川改修を行うとともに、親水性に配慮した護岸工法等を採用するなど、良好な水辺空間の形成と親水性に配慮します。また、現地発生材料等自然素材を利用した工法を積極的に採用して、人や生物にやさしい環境づくりに努めます。・ 多様で貴重な生物が生息・生育している湿原や沼地等について、自然環境保全地域や郷土環境保全地域、自然公園など各種保護制度を活用して、良好な水辺環境と美しい景観の保全を図ります。

(4) 生活排水対策の推進

良好な水環境を保全し、質の高い生活環境を創出するため、下水道等の普及促進、流域下水道の整備や適正な維持管理を進めるとともに、できるだけエネルギーを使わない下水処理場の構築などにより、環境に配慮した生活排水対策を推進します。

主な取組	内 容
下水道等の普及促進	<ul style="list-style-type: none">・ 快適な生活環境と良好な水環境を保全するため、下水道や農業集落排水施設等の整備を進めるとともに、施設への接続や効率的な処理を促進します。・ 下水道等の効率的な処理の促進を図るとともに、生活排水施設の集約・統合・広域化などの再配置について、市町村等とともに検討を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> 下水道や農業集落排水施設の整備が困難な地域において、合併処理浄化槽の整備を促進します。
生活排水施設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 流域下水道施設の適正な維持管理を行うとともに、合併処理浄化槽の適正な維持管理を確保するための啓発指導を行い、水質の保全を図ります。
環境に配慮した下水道事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理場において、処理場自らが生み出すエネルギーの活用や省エネルギー化を進めます。 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、し尿処理施設から発生する汚泥処理を効率的に行う方策を検討します。

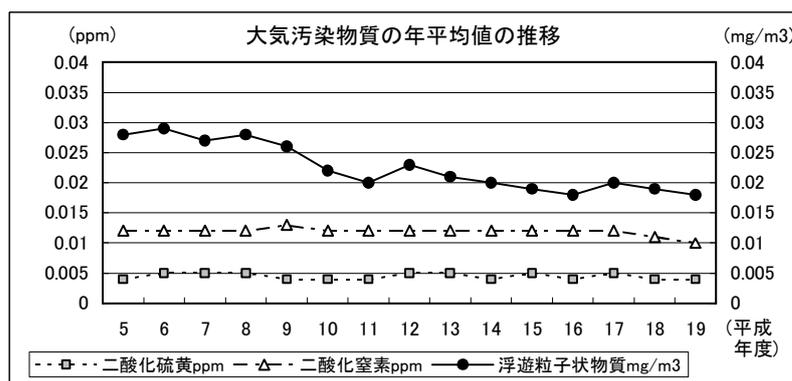
2 大気環境等の保全

<施策のねらい>

- 大気環境の状況をきめ細かく把握するとともに、発生源への監視・指導に努め、本県の良い大気環境の保全を図ります。
- 騒音・振動・悪臭などの防止を図り、良い生活環境の保全に努めます。

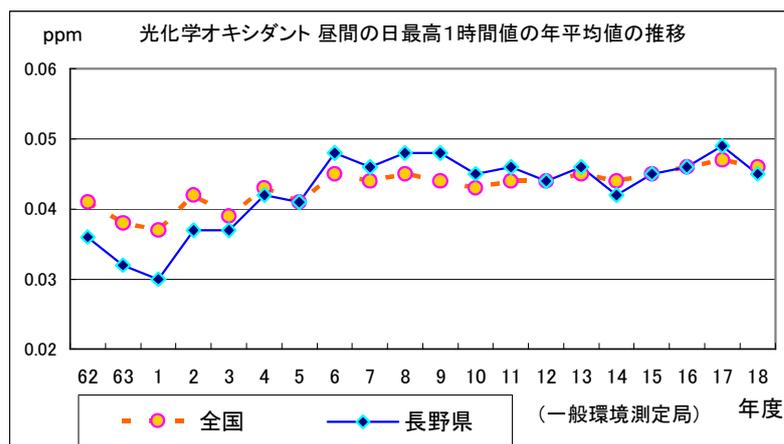
<現状と課題>

- 一般環境大気測定局、道路周辺大気測定局及び移動局で大気汚染状況の監視を行っており、平成 19 年度の測定結果では、二酸化硫黄*、二酸化窒素*、浮遊粒子状物質*、一酸化炭素について、環境基準を達成しています。



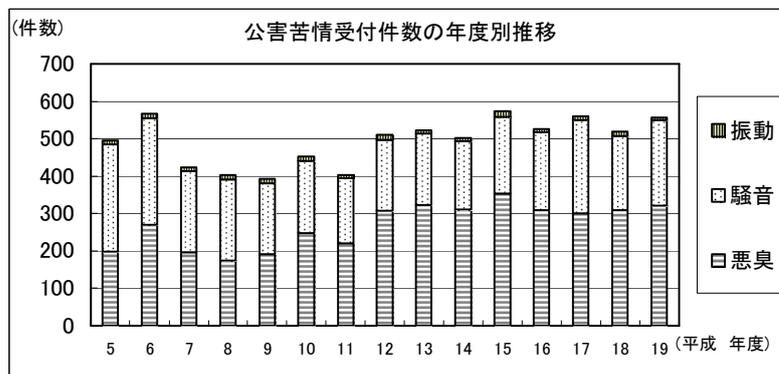
- 光化学オキシダントは県内でも増加傾向にあり、高濃度になった場合には、県内全域で速やかな対応ができるように、「光化学オキシダント緊急時対策要綱」を平成 19 年 8 月に改正し、体制の整備を図りました。こうした中で、平成 20 年 5 月に関東地方からの移流が原因と考えられる高濃度のオキシダントが観測され、初めて佐久地域に注意報を発令しました。

○ オキシダント原因物質の排出削減対策を進めるとともに、関東・中京地方からの移流に加え大陸方面からの越境汚染が原因とみられる広範囲でのオキシダント濃度上昇が観測されるようになっており、近隣都県と協力しながら今後も監視を継続していく必要があります。



○ ベンゼンやトリクロロエチレンなど有害大気汚染物質は、平成 15 年度以降すべての観測地点で環境基準を下回っています。

○ 騒音・振動・悪臭公害について、苦情件数で見ると近年はほぼ横ばいとなっています。



○ アスベストの使用は労働安全衛生法により禁止されていますが、アスベストが大量に使用された昭和 40 年代から 50 年代に

建築された建物の解体が今後増えることが予測されています。また、平成 20 年 1 月には、これまで国内で利用がないとされていたトレモライト等 3 種のアスベストの使用が確認されるなど新たな課題も生じており、大気汚染防止法*等による飛散防止措置の徹底、環境モニタリング、情報提供などを的確に実施していく必要があります。

<施策の展開>

(1) 大気環境の保全

大気の常時監視や、事業場など大気汚染物質発生源に対する適切な指導等により、良好な大気環境の保全を図ります。

主な取組	内容
大気環境の常時監視（一般環境、道路周辺等）	・ 市街地や交通量の多い道路周辺などにおいて、大気汚染物質等の常時監視を行い、大気環境の保全を図ります。

<p>発生源対策（事業場の監視指導、自動車排ガス対策）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業場など大気汚染物質の発生源に対し、監視と適切な指導を行います。 ・ 低燃費車等の普及促進、エコドライブの推進などにより、自動車使用に伴う大気環境への負荷の低減に努めます。 ・ 道路の整備や交差点の改良により、円滑な交通の確保に努め、大気汚染物質の削減を図ります。
<p>光化学オキシダント対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光化学オキシダントの常時監視を行います。 ・ 光化学オキシダントに対する近隣都県とのネットワークづくりを進めるとともに、環境省大気常時監視システム等を活用して、県民に対する広報に努めます。 ・ 注意報発令が予測される地域に対しては、事前に情報を提供するなど市町村との連絡体制を強化し、被害の未然防止を図ります。

（２）騒音・振動・悪臭等の防止

環境基準類型等指定の促進や、騒音・振動・悪臭等を防止するため、騒音等の調査を実施し、良好な生活環境の保全を図ります。

<p>主な取組</p>	<p>内 容</p>
<p>騒音・振動・悪臭等対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音、振動、悪臭に関して市町村等の実情に応じて環境基準の類型指定や規制地域の指定を行い、生活環境の保全を図ります。 ・ 道路交通騒音や新幹線など鉄道騒音の調査・測定を行い、状況把握に努めます。 ・ 騒音、振動、悪臭等の対策に関する普及啓発を推進します。 ・ 市町村の職員を対象とした講習会の開催など、騒音、振動、悪臭等の近隣環境保全対策について、市町村への技術的支援を行います。

（３）アスベスト対策

アスベスト発生源の監視指導による適正処理の推進や環境モニタリングを行い、大気汚染の未然防止を図るとともに、健康被害対策を進めます。

主な取組	内 容
発生源対策（アスベスト排出等作業に対する監視・指導）	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスベスト排出等作業への立会いと作業基準遵守の指導により、大気環境の汚染防止とアスベストの適正処理を推進します。 ・ 廃棄物処理施設や解体現場の監視指導を行うとともに、必要に応じて建材の検査や周辺大気調査を実施し、適正処理の徹底を図ります。 ・ 大規模建築物の吹きつけアスベスト除去を進め、飛散防止の徹底を図ります。
環境モニタリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気環境中のアスベスト浮遊量調査を行い、大気環境の保全を図ります。
健康被害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所において健康被害の相談に対応するとともに、労災補償の対象とならない方を救済するために、国、事業者が設置する石綿健康被害救済基金への拠出を行います。

3 有害化学物質による環境リスクの低減

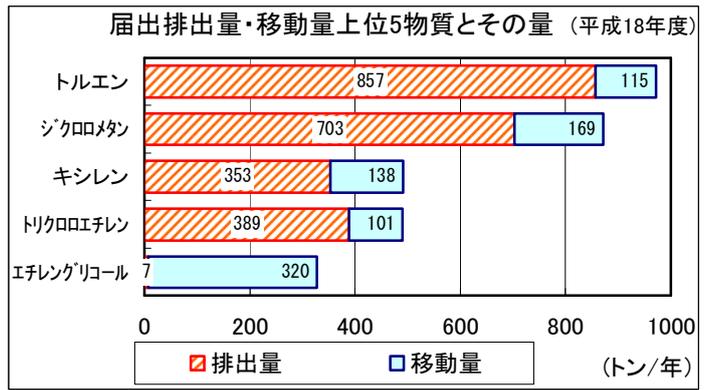
＜施策のねらい＞

- 人や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質の実態を的確に把握するとともに、適正な管理及び環境への排出の抑制を図ることにより、良好な生活環境の保全に努めます。

＜現状と課題＞

- 環境中のダイオキシン類濃度については、平成 15 年度から平成 19 年度まで、大気、土壌、河川・湖沼の水質・底質及び地下水のすべての測定地点において環境基準を達成しています。一般環境中でダイオキシン類による汚染が生じないように、引き続き発生源となるおそれのある施設への監視・指導に努める必要があります。
- DDT やトリブチルスズ等の内分泌かく乱作用の疑いのある化学物質（いわゆる環境ホルモン）については、これまでは乳類への影響は認められていませんが、化学物質による内分泌かく乱作用問題は科学的に未解明な点が多く、国では野生生物の観察や環境中濃度の実態把握等注意深く調査を進めています。

○ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく対象化学物質の排出・移動量の届出制度(PTRR 制度*)により、平成18年度は1,341件の届出があり、トルエンやトリクロロエチレンなど120種4,773トンの化学物質の排出・移動が報告されています。



○ 市場に流通している多くの化学物質は、有害性や環境残留性に関する情報が明らかになっていないものも多く、国と協力しながら環境リスク評価を進める必要があります。

<施策の展開>

(1) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類の発生源に対する監視・指導や汚染状況の調査などを行い、良好な生活環境の保全を図ります。

主な取組	内容
大気、水質、土壌環境の監視	・ 大気、水質、土壌中のダイオキシン類汚染状況の調査を実施し、汚染実態の把握に努めます。
県民への的確な情報提供	・ 大気、水質、土壌中のダイオキシン類汚染状況について、県民に対して的確な情報提供を行います。
排出源に対する監視、指導	・ ダイオキシン類による環境汚染や人の健康への影響を防止するため、排出源に対する監視・指導を徹底します。

(2) 化学物質対策

化学物質の管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するとともに、科学的な環境リスクの評価や情報提供に努めます。

主な取組	内 容
化学物質の管理対策	<ul style="list-style-type: none"> PRTRの円滑な運用により、化学物質の使用、保管及び処理状況を把握するとともに、適切な自主管理の促進を図ります。 既に使用が禁止されたPCB*や農薬など廃化学物質の適正保管・適正処理の徹底を図り、環境汚染の防止に努めます。
環境中の化学物質の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> 未規制化学物質の分析法開発に取り組むとともに、化学物質の環境中残留調査を行い、環境汚染の実態把握に努めます。
県民への的確な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質に関する分かりやすい情報の提供に努めます。 住まいの建材等から発生する化学物質が原因となる化学物質過敏症に対する健康相談や、建築指導など、シックハウス*関連対策を推進します。

4 公害防止体制の整備

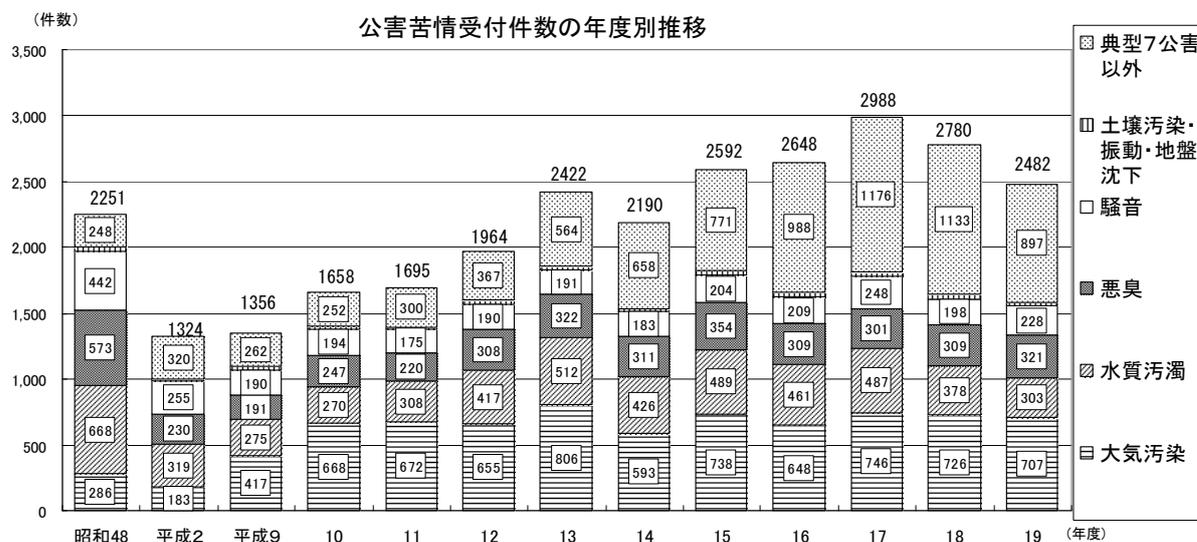
<施策のねらい>

- 特定工場等における公害防止組織の整備など、環境保全のための体制整備を促進し、公害発生の未然防止を図ります。
- 公害に係る紛争の未然防止や迅速な処理に努めます。

<現状と課題>

- 現に公害が著しく、公害防止に関する施策を総合的に講じる必要がある地域について公害防止計画*を策定し環境保全対策を講じることとされていますが、松本・諏訪地域において昭和51年以降計画を策定し、公害防止に関する施策を実施した結果、策定対象の地域は縮小しています。現在は岡谷地域において、平成18年度から22年度までを計画期間とする第7期の計画に基づき各種公害防止施策を進めています。
- 公害紛争処理法*に基づき、公害に関する紛争を処理する体制として公害審査委員候補者を委嘱していますが、制度が開始された昭和45年度以降、平成19年度までの本県における係属事件は32件（あっせん1、調停31）となっています。

- 公害苦情件数は、昭和48年度をピークに年々減少傾向にありましたが、平成9年度から増加に転じ、平成17年度には調査開始以来最多(2,988件)となっており、これ以降も多くの苦情が寄せられています。



- 公害を未然に防止するために地方公共団体と事業者の間で締結した公害防止協定については、平成18年4月1日現在で、市町村が締結したものが2,359件、大規模な事業所に係るもので、県が締結したものが2件となっています。

<施策の展開>

(1) 公害防止組織の整備

特定工場における公害防止管理者*の設置など公害防止のための組織整備や、事業者への監視指導など、公害防止のための体制整備を推進します。

主な取組	内容
事業者への監視・指導	<ul style="list-style-type: none"> 工場や事業場などに対して監視指導を行い、企業における公害防止体制の整備・充実を促進します。 公害防止に資する設備導入に対する融資制度を活用し、公害防止設備の整備を促進します。 身近な生活環境の状況を把握する環境保全推進員（環境ウォッチャー）を委嘱し、県民の参加による公害防止体制の充実を図ります。
公害防止、環境保全協定	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止や環境保全のための協定の締結を促進し、公害発生の未然防止を図ります。

公害防止のための啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民や事業者に対する公害防止に関する知識や情報の提供に努めます。
------------	--

(2) 公害苦情・紛争の適正処理

市町村と連携して公害苦情に迅速かつ的確に対応するとともに、公害紛争処理制度の運用を通じて、公害に係る紛争の未然防止と迅速な解決に努めます。

主な取組	内 容
公害紛争処理制度の円滑な運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を適切に実施し、迅速かつ適切な解決を図ります。
住民からの苦情相談窓口である市町村への情報提供や技術的支援、連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開苦情の処理を適切に実施するため、国の公害等調整委員会など関係機関との連携を強化するとともに、市町村への情報提供や技術的支援等を行います。

5 質の高い生活環境づくり

<施策のねらい>

- 熱・光・香り・音など、人の感覚にとって快い環境を創り出すまちづくりに努めるとともに、美しい景観の育成や都市の緑化等を進めることにより、快適で暮らしやすい生活環境の創造を図ります。

<現状と課題>

- 生活の質の向上を求めるニーズが高まる中で、起こった環境問題に対応していく「環境配慮型」のまちづくりにとどまらず、熱・光・音・香りなど人間の感覚に心地よい要素を取り入れ、快い環境を創り出していく「環境主導型」のまちづくりが必要という議論が行われるようになってきています。
- 日本の大都市部では 20 世紀中に平均気温が 2～3℃ 上昇したり、30℃ を超える延べ時間が 1980 年から 2000 年で倍増しており、熱中症による救急搬送者が増加するなど、健康への影響や、動植物の生息域の変化への影響等が懸念されています。本県でも長野市や松本市などの中心市街地では郊外より気温が高くなるヒートアイランド現象*が生じています。

- 本県の都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は、11.6 m²(平成20年3月31日現在)であり、全国平均を上回っていますが、身近な自然とのふれあいを促進するために、地域本来の自然を生かした都市公園の充実を図る必要があります。また、地域における緑化を進め、生活にうるおいを与えてくれる緑豊かな美しい生活空間づくりを進めていくことが求められています。
- 美しい自然環境や地域の歴史・文化によって形成されてきた本県の魅力ある景観は、県民共有のかけがえのない財産です。地域の景観を保全・育成し、後世に伝えていくためには、地元の住民や市町村などによる主体的な取組が必要であり、それぞれの連携による景観育成を図っていく必要があります。

＜施策の展開＞

(1) 感覚環境のまちづくり

人の感覚に快い生活環境を創り出すため、ヒートアイランドや光害*への対策等に取り組みます。

主な取組	内 容
ヒートアイランド対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ型の環境負荷の少ない建築物の導入や、建物の蓄熱抑制に効果のある屋上緑化等を促進します。 ・ 県内のヒートアイランド現象について調査研究を進めるとともに、人口集中地区等の都市部の水辺環境の保全、植樹帯や街路樹等の植栽された道路環境整備など、ヒートアイランド対策を推進します。
光害（ひかりがい）対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライトダウンキャンペーン等を通じて光害に対する関心を高めるとともに、「光害対策ガイドライン」の周知を図り、農作物や動植物への悪影響を及ぼさない、光害の少ない良好な照明環境の形成を推進します。
人の感覚に快いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不快なおい等の低減と快適な香りや音環境の創造など、人間の感覚に快い環境の視点を取り入れたまちづくりについて、市町村等に対する情報提供に努めます。

(2) 景観育成の推進

地域に根ざした美しい景観の保全・育成に向けた、行政、事業者、住民による主体的な課題への取組と、それぞれの連携と協働による活動を促進します。

主な取組	内 容
良好な景観への誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観法に基づく届出行為について適切な審査を行うなど、良好な景観の保全に向けた県民意識の高揚を図ります。 ・ 地域と連携し、沿道の美しい景観づくりを促進します。
地域が主体となった景観の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観育成重点地域内などにおける景観を阻害する屋外広告物の除却等の取組を支援します。 ・ 景観行政団体へ移行をめざす市町村に対し、情報提供や助言を行います。 ・ 地域の特性を生かした景観育成に向けた取組を支援します。 ・ 地域の住民団体、企業等による道路沿いの花壇、植栽の手入れなどの美化活動の取組を支援します。
景観育成に配慮したまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電線類の地中化、歩道の整備などを進め、美しい都市空間を形成します。 ・ 自然環境や田園風景など、地域の特性を生かした美しく魅力ある地域づくりのために都市計画制度の活用を推進します。
自然景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境保全地域や郷土環境保全地域、自然公園など、地域特性に応じた自然環境の保全を通じて、自然景観の保全を図ります。 ・ 地域に関わりの深い里山の森林整備を進め、ふるさとの原風景としての里山の保全を図ります。
歴史的、文化的な景観の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の現状把握や地域住民の文化財保護活動への支援を行い、美しい景観を形成している文化財の保護意識の高揚を図ります。 ・ 国、県が指定等をした文化財の保存修理、防災対策を支援し、文化財の保護と継承を図ります。

(3) みどり豊かな地域・まちづくり

県民参加による様々な緑化活動を促進し、緑豊かな環境整備を進めることにより、住民が緑を体感できる空間の創出を推進します。

主な取組	内 容
県民参加による緑豊かな地域・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民やNPOなど県民参加による緑化活動や緑の保全を進め、緑豊かな景観・環境づくりを推進します。
地域や沿道における緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 植生の回復など自然な構造をもった流路や湖岸を整備することにより、生態系に配慮した自然にやさしい水辺環境づくりを進めます。 里山や河畔林、砂防林を保全するとともに、都市に近い山麓などの砂防、治山施設の整備にあたっては緑の保全や植栽を進め、一連の樹林帯としての機能形成を図ります。 市街地や道路、公園などにおいて、地域の特性を生かした緑化を進め、緑豊かな都市空間を創造します。 農地の適切な管理や遊休農地の再生活用、農村における公園整備などにより、緑豊かな農村環境を形成します。 公共施設や工場、事業場における緑化を促進し、地域環境との調和を図ります。

達成目標

<第2節 「生活環境の保全」施策に係る達成目標>

項 目	5年前 (平成14年度)	現状 (平成19年度)	目標 (平成24年度)	備 考
1 水環境の保全				
河川環境基準達成率	93.2 %	97.2 %	97.2 %	主要河川 71 地点の環境基準 (BOD) 達成地点数の割合 (基準達成地点数/水質常時監視地点数)
湖沼環境基準達成率	35.7 %	35.7 %	57.1 %	主要湖沼 14 湖沼の環境基準 (COD) 達成湖沼数の割合 (基準達成湖沼数/水質常時監視湖沼数)
地下水環境基準達成率	92.5 %	91.5 %	95.0 %	環境基準達成地点数/概況調査地点数 第4次水環境保全総合計画による。
水道水源保全地区	39 箇所 山口村分を除く	40 箇所	42 箇所	水環境保全条例に基づく指定区域数(年度末累計) 第4次水環境保全総合計画による。

水稲直播栽培面積	237 ha	464 ha	800 ha	水田に直接種をまき、施肥量を削減する栽培方法の面積 食と農業農村振興計画による。 〈再掲☞P84〉
化学肥料の使用量	90 kg/ha	89 kg/ha	54 kg/ha	長野県内の耕地 1ha あたりで使用される化学肥料(窒素成分)の量 食と農業農村振興計画による。 〈再掲☞P84〉
化学合成農薬の使用量	100 kg/ha	79 kg/ha	70 kg/ha	長野県内の耕地 1ha あたりで使用される化学合成農薬の量 食と農業農村振興計画による。 〈再掲☞P84〉
家畜排せつ物処理の施設化率	61.3 %	88.0 %	88.5 %	家畜排せつ物法*に基づく適正処理を、たい肥化施設で行う割合 食と農業農村振興計画による。 〈再掲☞P72, P84〉
農地・水・環境保全向上対策の活動取組組織数(営農活動)	—	12 組織	36 組織 (H23年度)	先進的な環境負荷低減への取組を行う団体数 食と農業農村振興計画による。 〈再掲☞P84〉
水辺環境整備(多自然川づくり)延長	124.6 Km	130.6 Km	136 Km	一定の計画規模以上の河川改修が完成した河川のうち、生態系または親水性に配慮した改修を行った河川延長累計
水生生物調査(せせらぎサイエンス)の実施団体	—	27 団体	50 団体	県内の水辺における「せせらぎサイエンス」の実施団体数 第4次水環境保全総合計画による。
汚水処理人口普及率	81.3 %	93.1 %	97.2 %	下水道等の普及状況 (公共下水道、農業集落排水使用可能区域内人口+浄化槽、コミュニティ・プラント利用人口)/行政区域内人口 〔エリアマップ2005をもとに設定〕
2 大気環境等の保全				
自動車騒音環境基準達成率	83.8 %	85.0 % (H18年度)	90 %	道路に面する地域の環境基準達成率
大気環境基準達成率(光化学オキシダントを除く)	98.4 %	100 %	100 %	光化学オキシダントを除く大気環境基準の達成状況
昼間の光化学オキシダント環境基準値達成率(時間)	95.9 %	94.6 %	96 %	日最高値の年平均値が環境基準以下であること

3 有害化学物質による環境リスクの低減				
水質ダイオキシン類環境基準達成率	100 %	100 %	100 %	河川・湖沼のダイオキシン類環境基準達成率
大気ダイオキシン類環境基準達成率	100 %	100 %	100 %	一般大気環境や廃棄物焼却施設周辺大気の大気ダイオキシン類環境基準達成率
有害大気汚染物質環境基準達成率	83.3 %	100 %	100 %	一般大気環境や沿道大気のベンゼン等有害大気汚染物質の環境基準達成率
土壌・底質ダイオキシン類環境基準達成率	100 %	100 %	100 %	土壌や河川・湖沼の水底のダイオキシン類環境基準達成率
5 質の高い生活環境づくり				
住民の合意形成によるまちづくり地区数	42 地区	54 地区	75 地区	住民自らが建築協定等の一定の制限を設けた地区数 長野県住生活基本計画による。
景観行政団体市町村数	—	4 市町村	15 市町村	景観行政を自ら担う市町村数 〔市町村の意向調査結果をもとに設定〕
景観育成住民協定認定数	137 件	159 件	170 件	長野県景観条例に基づく認定件数
国・県指定等文化財の件数	754 件 (H13年度)	1,056 件	1,100 件	国又は県が指定・登録した文化財件数の累計

【用語解説】

*カドミウム

カドミウムは亜鉛精錬、メッキ工場や電気機器工場などの排水に含まれ、水稲が汚染されることにより、富山県神通川流域のイタイタイ病の原因となった物質。慢性中毒になると腎臓障害や骨軟化症を起こす。

*シアン

シアンは、種々の化合物の形でメッキ液に広く使用されている。血液毒として強い急性毒性を持ち、取扱いに最も注意を要するものの一つである。

*砒素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出され、銅、亜鉛、鉛などの精錬の際に副産物としても分離される。過去には農薬として多量に用いられ、現在は半導体の材料として利用されている。体内に蓄積すると慢性中毒（嘔吐、皮膚の褐変、肝臓肥大など）を起こしやすい。

*環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、騒音等の環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を、行政上の目標値として定めたもの。

***BOD**

Biochemical Oxygen Demand。有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

***富栄養化**

湖沼等閉鎖性水域で窒素やリンなど栄養物質の濃度が上昇すること。このことにより、アオコや赤潮の発生を引き起こす。

***COD**

Chemical Oxygen Demand。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

***有機塩素化合物**

塩素を含む有機化合物の総称。このうち、揮発性の高い有機塩素化合物は沸点が低く不燃性で、溶解力、脱脂力が大きいなどの利点があるため、金属部品等の脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤等として広く利用されている。発ガン性物質とされるトリクロロエチレン等が水質汚濁防止法の有害物質に指定されている。難分解性のうえ、粘度・表面張力が水より小さく、水よりも重い場合、地下に浸透し、これらの化合物による地下水汚染が全国的に問題となっている。

***硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素**

硝酸イオンのように酸化窒素の形で存在する窒素で、肥料、家畜排せつ物、生活排水などが原因となって地下水の汚染を引き起こす例が見られる。

***土壌汚染対策法**

土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。

***多自然川づくり**

河川が本来有している多様な動植物の生息、生育環境や景観などの自然環境を保全あるいは創出し、可能な限り自然環境に近い川づくりを行うこと。

***アダプトプログラム**

河川、道路、公園等公共の場所の一定範囲の美化活動を住民、団体、企業等が、親が子を育むように取り組む体制。

***水道水源保全地区**

水環境保全条例に基づき、水道水源を保全するため、市町村長の申出又は要請により県で指定した区域で、保全地区内で大規模開発をする際には県に事前協議が必要となる。

***せせらぎサイエンス**

川の流れや様子、水質の状況、水辺の生き物など、水辺環境の状態について観察・調査を行う活動。

***二酸化硫黄**

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

***二酸化窒素**

「窒素酸化物」(NO_x)の一種。窒素は空気中や石油などの燃料にも含まれており、燃料等を燃焼させるとその過程で必ずNO_xが発生する。工場や自動車など発生源から大気中にNO_xが排出される段階ではほとんどはNOであるが、大気中の酸素(O₂)と反応してNO₂に酸化される。

*浮遊粒子状物質

SPM (Suspended Particulate Matter)。大気中に浮遊する粒子状の物質 (浮遊粉じん、エアロゾルなど) のうち粒径が 10 μm (マイクロメートル: μm =100 万分の 1m) 以下のものをいう。

*大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。

*PRTR 制度

Pollutant Release and Transfer Register (環境汚染物質排出・移動登録) の略。事業者が対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業所から環境中への排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量等を自ら把握し、その結果を報告することを義務付け、行政機関はこれらの報告結果を集計して公表する制度。

*PCB(ポリ塩化ビフェニル)

DDT や BHC などの危険な殺虫剤と同じ有機塩素化合物。安定性、耐熱性、絶縁性に優れ、日本でも様々な用途に利用されていたが、PCB 被害が問題となり、昭和 47 年 6 月に生産が中止された。難分解性で生物に蓄積しやすい性質がある。

*シックハウス

住まいの建材等に含まれているホルムアルデヒドや塗料の有機溶剤などの化学物質、ダニ、カビなどが原因となって化学物質過敏症やアレルギー、アトピー性皮膚炎などを引き起こすといわれている。

*公害防止計画

現に公害が著しく、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等について、環境基本法に基づき策定される計画。

*公害紛争処理法

公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁及び裁定の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする法律。

*公害防止管理者

特定工場において公害の防止のための技術的事項の管理を行う者。特定工場における公害防止組織の整備に関する法律により、一定の資格者の中から公害防止管理者等を選任することが義務付けられている。

*ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド(熱の島)といわれる。

*光害(ひかりがい)

都市化や交通網の発達等による屋外照明の増加や照明の過剰使用等によってもたらされる、眩しさといった不快感や信号等の重要情報の認知力の低下、農作物や動植物への悪影響をいう。天体観測に障害を及ぼすこともある。

*家畜排せつ物法

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の項を参照。

第3節 自然環境の保全

～豊かな自然から学び、自然と共生する社会づくり～

1 多様な自然環境の保全

<施策のねらい>

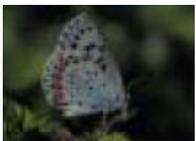
- 山岳、渓谷、湿原など変化に富んだ美しい自然環境や豊かな生態系を、本県の貴重な財産として将来に適切に引き継いでいくため、その保全を図ります。

<現状と課題>

- 東西約 120km、南北約 210km の広大な県土と、3,000m 近い標高差のある複雑な地形を有する本県には、8つの一級水系の源流を成す雄大な山脈をはじめ、貴重な動植物の宝庫としての多様な自然環境が形成されています。
- 高山性植生や優れた天然林を保全する自然環境保全地域*は 8 地域、790ha が、郷土的又は歴史的な特色のある自然環境を保全する郷土環境保全地域*は 36 地域、4,044ha が指定されています。
- 多様な生態系を有している本県においても、野生生物の生息・生育環境の劣化や、バス類やミンクなど外来種の移入、増えすぎた野生動物による植生被害、温暖化による気候変化等により、生物の多様性が失われつつあります。

長野県希少野生動植物保護条例*に基づき、絶滅のおそれのある指定希少野生動植物として、平成 19 年度末現在 71 種を指定し、うち 18 種を捕獲等が原則禁止される特別指定希少野生動植物に指定しています。

< 指定希少野生動植物等の指定状況 >

分類	指定希少野生動植物		特別指定希少野生動植物	
維管束植物	サクラソウ 等 52 種		ヤシャイノデ 等 14 種	
脊椎動物	クビワコウモリ 等 9 種	 撮影/橋本肇	イヌワシ 等 2 種	 撮影/片山磯雄
無脊椎動物	オオルリシジミ 等 10 種類		ミヤマシロチョウ 等 2 種類	

<施策の展開>

(1) 生物多様性の確保

絶滅のおそれのある希少野生動植物の保護回復をはじめ、地域に固有の生態系をそれぞれの特性に応じて保全を図ります。

主な取組	内 容
希少野生動植物の保護対策	<ul style="list-style-type: none">・ 希少野生動植物の保護回復事業計画の策定を進め、市町村、NPO、民間団体等との幅広い連携により、実効性のある保護対策に取り組みます。・ 希少野生動植物保護監視員等による、生息・生育地の重点的な監視を行い、希少な野生動植物の保護を進めます。・ 自然公園や自然環境保全地域等の指定、鳥獣保護区等の指定・管理などにより、野生動植物やその生息・生育環境の適正な保護管理を図ります。・ 絶滅が危惧される希少野生動植物の状況把握を進め、種の保護・保全に努めると同時に、自然保護意識の高揚を図ります。
増えすぎた野生鳥獣による生態系への影響の防止	<ul style="list-style-type: none">・ 野生鳥獣の科学的・計画的な個体数の管理、広域的な捕獲体制の整備など、適切で効率的な有害鳥獣の捕獲を促進すること等により、増えすぎた野生鳥獣による生態系への影響の防止を図ります。
外来生物の影響調査と対策	<ul style="list-style-type: none">・ ブラックバスやブルーギル等の外来魚やミンク、アレチウリなど多種の外来動植物による生態系かく乱を防ぐため、駆除や違法放流防止対策等を進めます。・ 生物多様性への大きな脅威になる外来生物について、分布域や被害状況等の現状把握を行うとともに、今後の対策を検討します。

(2) 地域特性に応じた自然環境の保護・保全

県自然環境保全地域などにおける環境の保全や、自然保護の啓発、地域の取組との連携などにより、地域特性に応じた自然環境の保護・保全を図ります。

主な取組	内 容
自然環境保全地域等における保護・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県自然環境保全条例に基づき、保全のための地域指定を行うとともに、各種の行為規制を行い、自然環境保全地域、郷土環境保全地域等について、地域特性に応じた自然環境の保護・保全を図ります。 ・ 自然公園法に基づき、国定、県立自然公園等について行為規制を行うとともに、公園施設の適切な管理を行います。 ・ 乗鞍岳や上高地など利用が過密となる自然公園などにおいて、マイカーによる乗り入れを規制するなど、自然環境の保全対策を進めます。 ・ 環境保全研究所等において、野生動植物の生息・生育の実態について調査研究を進めます。また、生物の多様性や地球温暖化防止等、多面的な視点から森林の状態とその変化を把握するために、継続的にモニタリング調査を実施します。 ・ 公共事業を行う際には、自然環境に配慮した工法を積極的に取り入れ、多様な野生動植物の生息・生育環境を確保し、自然環境の保護・保全を図ります。
自然環境の保護・保全に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然保護センター*等において、野生動植物の正しい知識の普及と保護意識の啓発を行うとともに、自然保護レンジャー*を配置し、野生動植物の保護、自然公園等の適切な利用に関する指導を行います。 ・ 自然観察会や森林を活用した学習機会の提供、自然観察インストラクター*の活動などを通じて、自然を保護し、親しむ意識を啓発するとともに、より多くの人々が地域で活動できるよう支援します。 ・ 自然環境の保護・保全について指導や啓発を行う人材を育成します。
地域における自然環境保全の取組との連携・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 美ヶ原・霧ヶ峰に見られる、草原の森林化や湿地の乾燥化、踏み込みによる裸地化など、地域における課題に適切に対応できるよう、地域住民や土地所有者等と連携して検討を進めます。 ・ 事業者との自然保護に関する協定を締結するなど、優れた自然環境の適正な保護、保全を図ります。

2 自然との豊かなふれあいの確保

<施策のねらい>

- 県民や本県を訪れた人々が豊かな自然とふれあい、環境保全について認識を深められるように、自然とふれあう機会の充実や施設整備、人材の育成などを推進します。

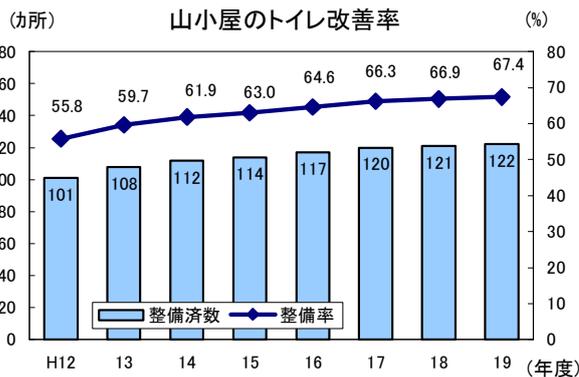
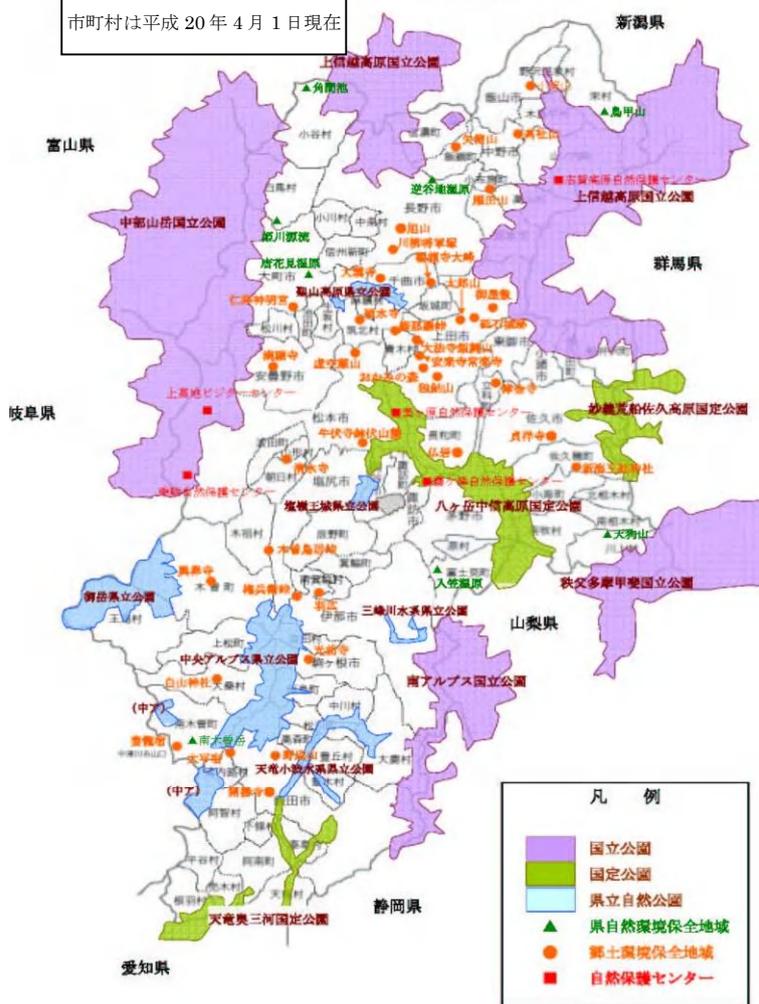
<現状と課題>

- 優れた自然風景地の保護と適正な利用のために、国立公園4地域、国定公園3地域、県立自然公園6地域が指定されており、その面積は278,523haと、県土面積の約21%を占めています。
- 環境に対する意識の高まりに伴い、自然とのふれあいに対するニーズが増加しています。優れた自然環境を保全しつつ、安全かつ快適に自然に親しむことのできる自然公園等の整備を進めていく必要があります。
- 山岳地域においては、山小屋のし尿処理方法の

改善を進めてきましたが、トイレがある山小屋181箇所のうち、自然浸透処理を行っている山小屋がまだに59箇所、全体の33%を占める状態にあります。山岳環境や下流域の水環境の保全を図るため、引き続き対策を講じていく必要があります。

長野県の自然公園・県自然環境保全地域等の位置

市町村は平成20年4月1日現在



<施策の展開>

(1) 自然との豊かなふれあいの確保

自然に親しみ、保全する意識を啓発するとともに、地域で活動できる人材の育成など、自然とふれあう機会の充実を図るための施策を推進します。

主な取組	内 容
自然とふれあう機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然への理解を深め、自然の大切さについて多くの人々の意識高揚を図るため、地域において環境保全活動を担っていくリーダーなどの人材育成を進めます。 ・ 環境保全研究所による自然ふれあい講座や自然観察インストラクターなどを活用した自然観察会を開催し、自然とふれあう機会を創出します。 ・ 森林を活用した環境学習ができるよう、活動の場を確保するとともに、森林内への歩道や標識等の整備を支援し、森林と親しむ機会の提供を進めます。 ・ 河川や公園の整備などにおいて、親水性に配慮した護岸工法等を採用するなど、野生生物の生息・生育環境に配慮した整備を行うとともに、自然とのふれあいの場としての活用を進めます。
豊かな自然を生かした観光・交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の特性を生かした自然と人にやさしい旅行商品の開発を推進します。 ・ 都市農村交流施設、滞在型市民農園などを活用し、農林業体験などグリーン・ツーリズム*の促進を図ります。 ・ 環境への負荷の削減を図る宿泊施設の取組に対する支援や、エコツーリズム*の普及を行います。

(2) 自然公園施設等の整備

自然とふれあう施設等の整備を推進するとともに、山小屋におけるし尿処理方法の改善など山岳環境の保全を図ります。

主な取組	内 容
自然公園施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園、中部北陸自然歩道における標識、遊歩道などの施設の補修、整備を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登山道利用者等の協力を得て、山小屋関係者が行う登山道の日常的な維持・補修体制の構築を図ります。 ・ 県内4箇所に設置されている自然保護センターについて、自然環境保全の拠点としてのあり方や活用方法について検討を進めます。
し尿の適正な処理等山岳地域の自然環境の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山岳環境と下流域の水環境の保全を図るため、山小屋トイレのし尿処理方法の改善を支援します。 ・ 下水道や浄化槽等の設置が困難な山岳地域で利用できるし尿処理法の調査研究を進めます。

3 森林や農山村の多面的機能の発揮による里地・里山の保全

<施策のねらい>

- 森林や農山村は、環境の保全など多面的な機能を有しており、持続的にその機能を維持・発揮できるよう森林づくりや農山村の活性化、野生鳥獣対策などを推進し、里地・里山の保全を図ります。

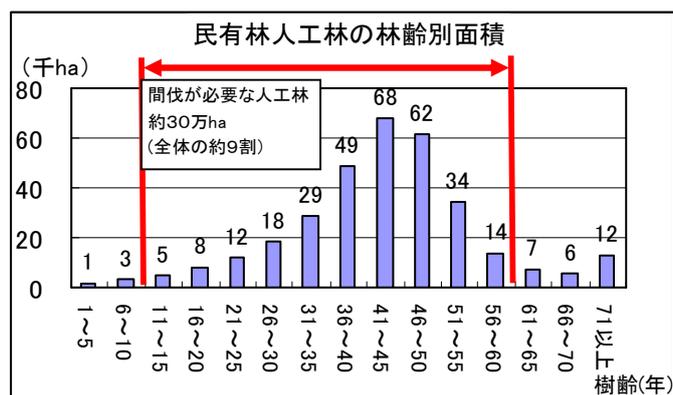
<現状と課題>

- 県の森林面積は約106万haと県土面積の78%を占めており、水源のかん養、災害の防止や自然とのふれあいの場の提供、さらには二酸化炭素の吸収、貯蔵による地球温暖化防止など、森林の様々な公益的機能を持続的に発揮する健全な森林づくりの必要性が高まっています。

健全な森林づくりを進めるためには、

県内の人工林の多くが育成途上にあることから、間伐を着実に実施するとともに、森林と人とが関わる仕組みづくりを進めていく必要があります。

- 農山村地域は、水源のかん養、美しい自然や景観の維持など、里地・里山としての多面的な機能を有していますが、産業構造の変化等による農林業の担い手不足や都市化の進展等により、環境保全能力の低下が懸念されています。



<施策の展開>

(1) 多面的機能を発揮する森林づくり

森林所有者や市町村等と連携するとともに、県民に理解と協力を求めながら、間伐を計画的に実施し、多面的機能を持続的に発揮する健全な森林や里山づくりを推進します。

主な取組	内 容
健全な森林づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な間伐等を推進しながら、針葉樹と広葉樹が適度に入り混じった針広混交林へ誘導するなど、多様な森林づくりを推進します。 ・ 公益的機能の発揮が特に必要な森林については、保安林の指定を行うとともに、治山事業による森林整備を重点的に進めます。 ・ 地域住民や NPO など、県民の主体的な参加による森林づくりのための取組を支援します。 ・ 環境保全活動に熱心な企業と連携し、森林整備を促進します。また、企業の取組を二酸化炭素吸収量で評価・認証します。 ・ 人工林の大半を占める育成途上の森林について、計画的な間伐の実施と間伐材の搬出を促進し、循環利用が可能な森林づくりを進めます。 ・ 森林施業の集約化を促進するとともに、適切な森林の管理を行うための地域活動などを支援します。 ・ 小規模な個人所有林などが多く、これまで整備が進めにくかった集落周辺の里山において、森林づくり県民税を活用して間伐等の森林整備を推進します。
里山の環境保全機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備の遅れが顕著な集落周辺の里山において、森林整備と治山施設整備を一体的に実施し、山地災害防止機能を高めるなど、健全な森林づくりに取り組みます。 ・ 集落周辺の里山について、森林所有者を含む地域住民と森林づくりに関心を持つ人々の協働による森林の整備・利用を支援します。 ・ 里山の生態学的価値、環境保全機能などの公益的価値、文化的価値等について調査研究を進めます。
間伐材などの県産材の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材を活用した住宅の普及や、木造の公共施設の建設などを促進し、県産材の需要拡大を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ペレットストーブ・ボイラーの導入支援やウッドチップの利活用の推進など、木質バイオマスの有効利用を促進します。 ・間伐団地の形成と効率的な搬出システムから、県産材の加工・流通体制の構築に至るまでの、流域別の林業の再生に向けた取組を支援します。 ・需要への迅速な対応や、流通コストの低減などを図る効率的な原木供給システムの構築を推進します。 ・地域の特性に応じて、信頼性の高い県産材製品を安定的に生産・供給する体制を整備します。 ・県産材としての品質を確保するため、製品認証を行うとともに広く情報を提供していきます。
<p>森林づくりを担う人材の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・植樹祭などの森林づくりへの参加機会の提供、みどりの少年団*活動や学校林活動への支援などにより、森林や林業に対する県民の理解を深めるよう努めます。 ・林業労働力確保支援センターが主体となって、新規参入者の就労促進、就労環境の整備、技術研修など、就業に関する支援を進めます。 ・林業大学校において、林業の専門知識・技術を身につけた指導的な役割を果たす人材や即戦力となる林業技術者を養成します。 ・間伐団地の設定や高性能林業機械などを利用した効率的な間伐の実行など、一連の活動を行う高度な林業技術者を育成するとともに、地域に密着した技術指導を実施し、林業後継者の育成などを進めます。 ・地域の森林の適正な管理を進めるため、地域林業の中核的担い手である森林組合の活動を支援します。

(2) 農山村の多面的機能の維持・発揮

農山村の持つ環境保全などの多面的機能を維持するため、環境と調和する農業、優良農地の荒廃防止などを推進するとともに、農業・農村の活性化を図ります。

主な取組	内容
<p>環境と調和する農業の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天敵を用いた病虫害防除やたい肥などの有機性資源を利用した、環境にやさしい農業を支援します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村地域における農地・水・環境の適切な保全・管理等を図るため、地域ぐるみで行う共同活動と化学肥料や農薬の5割削減など、農業者の先進的な取組を支援します。
環境や景観に配慮した農業・農村基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物の安定生産を図り、住みよい農村づくりができるよう、農村地域の環境や景観に配慮しながら、農業生産基盤や農村生活環境基盤の整備を進めます。 ・ 生態系や景観に配慮した水路の整備を進めます。
遊休農地の再生活用・発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊休農地の解消活動や農業生産を維持できる条件整備、市民農園などの整備を支援します。 ・ 中山間地域*で積極的に農業生産活動を行う農業者などの活動を支援するとともに、農業生産基盤や農村生活基盤の整備を推進します。
農業の担い手の確保・育成と地域営農の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業大学校において、専門的な農業技術力と経営力を持つ人材を養成するとともに、農業体験研修や里親農業者との連携による実践的な研修などの支援を行い、新規就農者の確保・育成を図ります。 ・ 農地利用集積の促進や相談活動等による認定農業者などの経営基盤の強化、集落営農組織の育成を支援します。

(3) 野生鳥獣被害対策

野生鳥獣による被害を防ぐため、中山間地域における集落周辺の環境整備や個体数管理など、総合的な被害対策を推進します。

主な取組	内 容
緩衝帯整備など集落周辺の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野生鳥獣による農林業被害を防ぐため、集落ぐるみの総合的な被害対策を促進します。 ・ 緩衝帯としての森林・荒廃農地の整備、防護柵設置の支援などの集落周辺の環境整備により、人と野生鳥獣の棲み分けを図ります。

計画的な個体数管理、有害鳥獣の捕獲促進	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣の科学的・計画的な個体数の管理、狩猟者の育成・確保、広域的な捕獲体制の整備などにより、適切で効率的な有害鳥獣の捕獲を促進します。 ブラックバスなどの外来魚や、カワウ、ミンクなどによる漁業被害を軽減するための活動を支援します。
捕獲した野生鳥獣の地域資源としての活用	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲した野生鳥獣を地域資源として有効に活用する取組を促進します。

達成目標

<第3節 「自然環境の保全」施策に係る達成目標>

項目	5年前 (平成14年度)	現状 (平成19年度)	目標 (平成24年度)	備考
1 多様な自然環境の保全				
希少野生動植物保護回復事業による計画策定数	0 種	4 種	10 種	長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物保護回復事業による計画策定数
2 自然との豊かなふれあいの確保				
山小屋トイレの改善率	61.9 %	67.4 %	80 %	トイレのある山小屋数に対して、し尿処理施設の整備済みの割合
自然観察会等への参加者数	—	2,904 人	3,625 人	学校等で開催される観察会等への参加者数 <再掲P83>
自然観察インストラクターの派遣	—	80 回	145 回	県から学校等へ派遣されるインストラクター数 <再掲P83>
環境保全研究所の自然ふれあい講座等受講者数	191 人	368 人	400 人	環境保全研究所が開催する自然ふれあい講座や公開セミナーなどの受講者数 <再掲P83, P89>
3 森林や農山村の多面的機能の発揮による里地・里山の保全				
間伐面積	53,654 ha (H10~14 年度累計)	80,336 ha (H15~19 年度累計)	113,400 ha (H20~24 年度累計)	信州の森林(もり)づくりアクションプランによる。 <再掲P28>

森林の里親受入市町村数	—	22	40	森林（もり）の里親（企業等からの協力）を受け入れて森林整備を進める市町村数 〈再掲〉P28, P83〉
民有林の素材生産量	137 千m ³ (H14年)	195 千m ³ (H19年)	213 千m ³ (H24年)	県内の民有林で生産される丸太の量 森林づくり指針による。 〈再掲〉P29〉
高性能林業機械の台数	65 台	124 台	163 台	県内で導入される高性能林業機械の数 森林づくり指針による。 〈再掲〉P29〉
ニホンジカの生息数	3万2千頭 ±1万2千頭	6万2千頭 (H18年度)	3万1千頭 (H22年度)	県内のニホンジカを適正生息数にするためのH22年度時点の目標値 特定鳥獣保護管理計画及び長野県野生鳥獣被害対策基本方針による。 ※ H23年度以降の目標値は、次期特定鳥獣保護管理計画の策定に合わせて検討予定
環境にやさしい農産物等認証面積	1,068 ha	1,014 ha	1,800 ha	地域の一般的な栽培と比較して化学肥料等を30%以上削減して生産された農作物面積 長野県食と農業農村振興計画による。 〈再掲〉P85〉
エコファーマー*認定人数	182 人	3,549 人	5,000 人	販売農家に占めるエコファーマー認定数 長野県食と農業農村振興計画による。 [全国平均を上回る目標を設定] 〈再掲〉P84〉
生態系や景観に配慮した水路の整備延長	—	18 km (H14～18 年度累計)	20 km (H20～24 年度累計)	生態系や景観に配慮して整備された農業用排水路延長 食と農業農村振興計画による。
農地・水・環境保全向上対策の活動取組組織数（共同活動）	—	266 組織	340 組織 (H23年度)	長野県食と農業農村振興計画による。
遊休農地の解消面積	—	134 ha (H19年)	2,930 ha (H23年)	市町村が策定する「遊休農地解消計画」の農業的利用による解消面積（ただし、耕作放棄地面積は毎年、農林水産省が行う調査において補正されることから、遊休農地解消の目標面積は変更される場合がある。） 長野県食と農業農村振興計画による。

【用語解説】

* 自然環境保全地域

高山性植生や優れた天然林など、自然環境を保全することが特に必要な地域として、環境大臣又は都道府県知事が指定する地域で、特別地区、普通地区等に分けられ、一定の行為が規制される。

* 郷土環境保全地域

長野県自然環境保全条例により、郷土的又は歴史的な特色のある自然環境を形成している地域を保全するため指定している地域。

* 長野県希少野生動植物保護条例

希少野生動植物の保護に関し、県、事業者及び県民等の責務を明確にするとともに、希少野生動植物の個体の取扱いに関する規制などの必要な事項を定めることにより、希少野生動植物の保護対策の総合的な推進を図り、自然と人の共生を実現し、これを将来の世代に継承していくことを目的とする条例。

* 自然保護センター

地域の自然等をパネル・模型等で分かりやすく解説するとともに、自然公園の利用指導や情報提供を行い、自然保護思想の普及を図るなど、地域の環境教育の拠点、あるいは自然環境に関する情報発信の拠点として自然公園内に設置された施設。

* 自然保護レンジャー

県の委嘱により、自然公園等における動植物の保護指導や施設の適切な利用指導など、自然保護に関する指導を行うボランティア。

* 自然観察インストラクター

自然環境保全の普及啓発を図ることを目的に、県民が自然に親しみ、学習する機会を充実するために県に登録されている者で、鳥類、ほ乳類、昆虫、魚類、天文、地形・地質、その他の分野の自然に関する知識を有し、自然解説を行うことができる。

* グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山村地域において、農林業を体験したり、その地域の自然・文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

* エコツーリズム

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。

* みどりの少年団

次代を担う少年少女がみどりに関する様々な取組を通じ、みどりに対する理解を深め、様々な活動を実践できる人となるよう育成するための組織で主に小中学生で構成されている。

* 中山間地域

地理的、地形的条件が悪く、急傾斜の耕地が多く、林野率が高いなど、経済的には農林業を基幹としている地域。

* エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入（土づくりに関する技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術）を一体的に実践する「導入計画」を策定し、知事に認定された農業者のこと。

第4節 資源循環型社会の構築

～廃棄物の発生抑制・資源循環等による環境負荷の最小化～

1 廃棄物の発生抑制、再資源化の推進

<施策のねらい>

- 持続可能な資源循環型社会の形成をめざすため、3 R^{スリーアール}*(発生抑制[Reduce(リデュース)]、再使用[Reuse(リユース)]、再生利用[Recycle(リサイクル)])の理念の浸透を図り、県民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、廃棄物の発生抑制及びリサイクルに取り組みます。

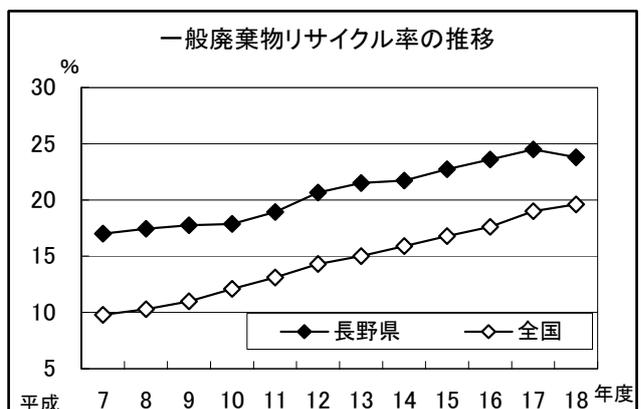
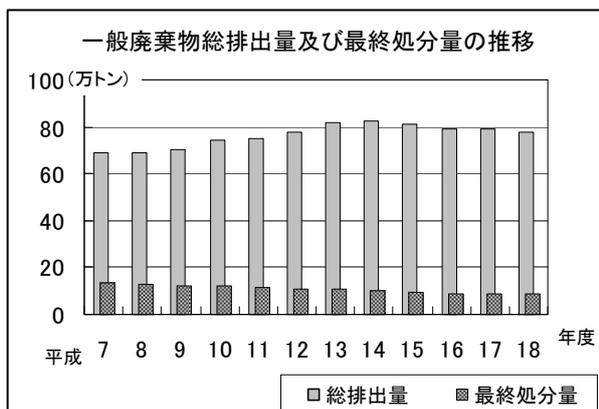
<現状と課題>

- 世界の廃棄物発生量は今後大幅に増加することが予測されており、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動による地球規模での「資源浪費による危機」が指摘されています。循環型社会の構築に向けて3 Rを推進するとともに、日本の制度・技術・経験を国際的に展開することが求められています。
- 循環型社会の構築のためには、製品の生産、使用から廃棄に至るまでのライフサイクルの中で、廃棄物の発生が少ない、また廃棄物となった際にも再資源化しやすい製品の開発や環境負荷を最小化する技術開発を推進するとともに、廃棄物系のバイオマスの利・活用、排出抑制に向けた意識の高揚など、様々な手法により排出抑制と再資源化を推進していく必要があります。
- 県内の一般廃棄物*排出量は、近年減少傾向にあり、最終処分量も、県民、事業者などの意識の高まりによるリサイクル率の上昇や、各種のリサイクル法の実施効果等により、減少しています。

資源循環型社会形成に向けた
取組の優先順位

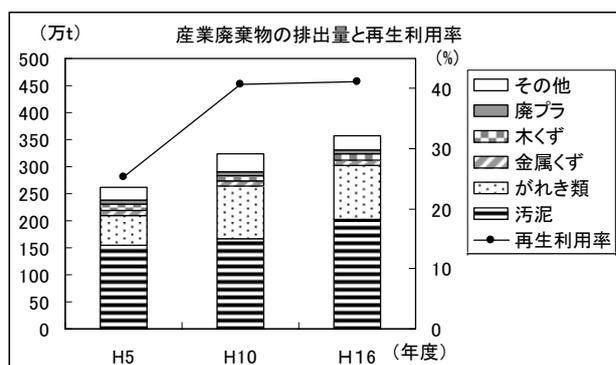
- (1) 発生抑制
- (2) 再使用
- (3) 再生利用
- (4) 熱回収 (サーマルリサイクル)
- (5) 適正処分

循環型社会形成推進基本法による順位



○ 県内の産業廃棄物*排出量は、下水道等から発生する有機性汚泥等の増加により増えています。

また、建設廃棄物の再資源化等が進んでおり、平成 16 年度における産業廃棄物(農業系廃棄物、砂利洗浄汚泥を除く)の再生利用率は約 41%と推計されています。



○ 廃棄物の発生量は引き続き高い水準で推移していることから、「長野県廃棄物処理計画」に基づき、発生抑制や適正処理などの総合的かつ計画的な推進に向けて、県民、事業者、行政が連携して取り組む必要があります。

<施策の展開>

(1) 廃棄物の発生抑制の推進

県民や事業者の廃棄物の減量やリサイクルに対する意識を高め、地域の3Rを推進する人材育成のための啓発を推進するとともに、市町村や他県とも連携した取組を展開します。

主な取組	内容
製造段階からの廃棄物発生抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> 生産する製品が廃棄物となった後まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任*」の原則を踏まえた制度の導入を推進するよう、国に働きかけるとともに、企業の発生抑制に向けた取組を技術的に支援します。 産業廃棄物の多量、準多量排出事業者に対する「産業廃棄物処理計画」の策定・実施に関する指導等を通して、排出事業者における排出抑制などの計画的な取組を支援します。 県と事業者が締結する「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」の普及拡大を図り、事業者が自ら作成する「産業廃棄物減量化・適正処理実践計画」に基づく取組を支援し、産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を推進します。 長寿命化など環境に配慮した住宅の建設を促進するとともに、建設資材廃棄物の減量と再資源化を促進します。 リサイクル関連技術について、工業技術総合センターにおける研究開発を進めるとともに、中小企業の開発の取組を支援し、廃棄物をゼロとするゼロエミッション*型の産業の育成をめざします。

<p>廃棄物の減量化、再使用、再生利用（3R）の啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの減量化やリサイクルの推進についての啓発を図り、県民総参加の取組を推進します。 ・ ごみの減量化や資源化について、地域でごみの減量・資源化を推進するリーダーを養成し、廃棄物の減量化、分別収集を促進します。 ・ 市町村一般廃棄物処理計画やごみ減量化計画の策定を支援するとともに、ごみの減量化・リサイクル推進についての情報提供を進めることにより市町村・広域連合での取組の充実を図ります。 ・ 県内食品小売業者等や消費者団体とレジ袋削減協定を締結するとともに、過剰包装やレジ袋等による廃棄物の発生を抑制するために、取組を全県に拡大していくための県民運動を推進します。 ・ ごみの分別排出やリサイクルへの意識の向上を図るため、あらゆる年代に対する環境教育・環境学習の機会の充実に努めるとともに、キャンペーンの実施やイベント等を通じた啓発活動を進めます。
--------------------------------	--

（２）資源の循環利用の推進

各種リサイクル法の円滑な運用を推進するとともに、「信州リサイクル製品*」の認定制度等を通じて再生品の利用促進を図るなど、資源の循環的な利用を推進します。

主な取組	内 容
<p>各種リサイクル法の円滑な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器包装リサイクル法*をはじめとするリサイクル関連法の円滑な推進を図ります。 ・ 建設リサイクル法*及び長野県建設リサイクル推進指針に基づき、建設副産物の循環利用や建設廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を図ります。
<p>信州リサイクル製品の認定と利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で発生した循環資源を利用して製造した「信州リサイクル製品」の認定を進めるとともに利用を促進し、限りある資源の循環的な利用を図ります。 ・ 公共工事等において、率先してリサイクル製品を利用します。

<p>地域内における廃棄物系バイオマスの利活用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品残さの飼料への有効活用により、資源の循環利用を図ります。 ・ 長野県バイオマス総合利活用マスタープランに基づき、農業系バイオマスのコンポスト化、飼料化、エネルギー化など、地域の特性を生かしたバイオマス利活用の取組を進めます。 ・ 菜の花等の油糧作物を有効活用し、バイオディーゼル燃料(BDF)など廃食用油のリサイクルを含めた資源循環利用のモデル集団を育成します。
<p>効率的な回収システム等による資源化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模なオフィスや事業所等から排出される「紙ごみ」について、市町村や排出事業者、リサイクル事業者と共に、共同・集団回収システムについて研究することにより、紙ごみの資源化を推進します。 ・ 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、し尿処理施設から発生する汚泥について、減量化と有効利用の促進を図るとともに、効率的な処理方法を検討します。 ・ 家畜排せつ物について、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律*に基づく適正処理はもとより、恒久的なたい肥化施設での管理を推進します。 ・ 農業用廃プラスチック類について、リサイクル回収の仕組みを整備するとともに、排出量の抑制に向けた生分解性マルチ利用技術等の普及を促進します。

2 廃棄物の適正処理の確保

<施策のねらい>

- 廃棄物による環境への負荷を最小限にとどめるため、排出事業者や処理業者に対する啓発や監視指導を充実させるとともに、不適正な処理に対する厳正な対応を行うことにより、適正処理の確保を図ります。

<現状と課題>

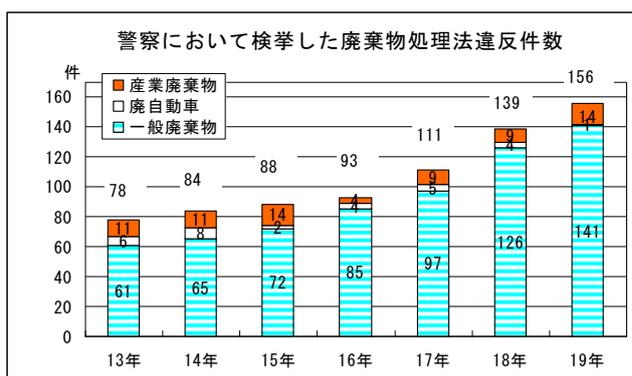
- 県内の産業廃棄物最終処分場*の残余年数は、平成 16 年度末で 7.3 年であり、平成 22 年には 11.2 年分になると見込まれています。現状では当面民間事業者による処理体制の整備によって、

十分な容量が確保されるものと考えられますが、将来的にも必要な容量が確保できるか状況を注視していく必要があります。

また、産業廃棄物処分業や施設設置の許可申請に当たっては、これまで地元の同意書を取得するよう指導してきましたが、その同意書の取得をめぐる、地域での紛争が生じるケースが発生しています。

- 県内において大規模な不法投棄（廃棄物量 10t 以上）が発見されるケースは、平成 12 年度をピークに減少傾向にあります。小規模のものを含めた悪質な不法投棄は跡を絶たない状況にあり、監視・指導の強化が求められています。

また、管理が不十分な土地への不法投棄が行われたり、地面の素掘りによる保管や木くずチップによる過剰なマルチング*、リサイクル目的と称する不適正保管や不適正処理など、法では十分な対応ができない不適正処理事案が発生しています。



- 県では、こうした状況を踏まえ、平成 20 年 3 月に「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例*」を制定しました。この条例に定める廃棄物の適正処理に関する規制や、処理施設の設置に関する合意形成の手続きを円滑に運用するとともに、監視・指導など様々な取組の充実を図ることが必要です。

<施策の展開>

(1) 廃棄物の適正処理の推進

市町村等による一般廃棄物適正処理への技術的援助や、優良な産業廃棄物処理業者等の育成を進めるとともに、放置廃棄物等の撤去に向けた取組を行うことにより、廃棄物の適正な処理を推進します。

主な取組	内容
一般廃棄物適正処理への技術的援助	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等が行う一般廃棄物の適正な処理を一層推進するためのセミナーの開催や処理技術の研究協議会への情報提供など、技術的支援を行います。 国の助成制度を活用した、市町村等による一般廃棄物処理施設の整備について、必要な指導、助言を行います。

<p>産業廃棄物の適正処理の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多量、準多量排出事業者に対して「産業廃棄物処理計画」の作成指導を行い、適正処理を確保します。 ・ 県と事業者が締結する「産業廃棄物減量化・適正処理実践協定」の普及拡大を図り、事業者が自ら作成する「産業廃棄物減量化・適正処理実践計画」に基づく取組を支援し、産業廃棄物の適正処理を推進します。 ・ 産業廃棄物最終処分場の残余年数が逼迫した際には、公共関与による施設整備が行えるよう、阿智村伍和地区最終処分場用地を適正に管理します。 ・ PCB 廃棄物の適正処理に対する指導を進めるとともに、国や他県と連携した広域処理の円滑な実施を推進します。 ・ 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の県民、事業者への周知を図り、適正処理に関する規制の的確な運用を進めます。 ・ 従来の産業廃棄物管理票*（マニフェスト）に比べ、記載漏れや偽造の防止の点で優れている電子マニフェストの導入を促進します。 ・ 法令等の改正や廃棄物の減量化及び適正処理の推進に役立つ情報を提供します。
<p>優良な産業廃棄物処理業者等の育成支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理業者に対して、厳正な許可事務と的確な行政処分を行います。 ・ 産業廃棄物の適正な処理を確保するため、処理技術等の研修会を開催するなど、情報提供や技術的支援を行います。 ・ 排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択できるよう、産業廃棄物処理業者の優良性評価適合者名簿をインターネット等で公表するなど、産業廃棄物処理業者の優良性評価制度を適切に運用します。 ・ 産業廃棄物の適正な処理委託を促進するため、県内産業廃棄物処理業者の名簿をインターネット上で公開するなど、排出事業者に対する情報提供に努めます。 ・ 優良な処理施設の整備に対する資金のあっせん等を行い、安全な処理施設の整備促進を図ります。 ・ 廃棄物処理施設の設置に対する住民の信頼を確保するため、施設設置者に対して、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」に基づき事業計画説明会の開催や環境保全協定の締結、施設の維持管理情報の公開の促進などを指導します。

環境美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> すべての県民が一体となって、ごみの散乱のない美しい環境づくりに取り組むための組織体制の充実と県民参加の促進を図ります。 県民に対して、ごみの適正分別の徹底やポイ捨て防止についての啓発を進めます。
不法投棄廃棄物による環境汚染対策	<ul style="list-style-type: none"> 放置された産業廃棄物について、周辺環境への影響調査や放置廃棄物の一時保全を行います。

(2) 監視・指導体制の強化

産業廃棄物の排出事業者・処理事業者に対する啓発や、監視・指導を徹底するとともに、不法投棄の未然防止を図ります。

主な取組	内 容
排出事業者、処理業者への適正処理の指導	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物の排出事業者や処理事業者に対する啓発、計画的な立入検査の実施など、監視・指導の徹底を図ります。 県外から持ち込まれる産業廃棄物について、事前協議制度により排出事業者における分別、減量化などを指導し、県内での最終処分の適正化を図ります。 指導に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正使用など、産業廃棄物の排出事業者処理責任を徹底し、最終処分までの適正処理の確保を図ります。
不法投棄防止のための監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄監視連絡員の配置、夜間監視パトロールの実施などにより、大規模不法投棄の未然防止を図ります。 住民との連絡体制整備や、不法投棄防止のためのパトロール員配置の充実など、市町村における不法投棄防止の取組の充実強化を働きかけ、不法投棄を許さない環境づくりに努めます。 無許可処理業や不法投棄などについて、関係機関との連携を一層強化し、悪質行為の撲滅を図ります。 県民の「捨てない」「捨てさせない」「持ち込ませない」という意識を高めるため、市町村と連携した啓発活動に努めます。

不法投棄廃棄物の調査、撤去指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放置された産業廃棄物について、廃棄物の排出元等を調査し、関係者に対する撤去指導を行います。 ・ 不法投棄など不適正処理された廃棄物について、早期の撤去に向け、市町村等との連携を進めます。
-----------------	--

達成目標

＜第4節 「資源循環型社会の構築」施策に係る達成目標＞

項 目	5 年前 (平成 14 年度)	現 状 (平成 19 年度)	目 標 (平成 24 年度)	備 考
1 廃棄物の発生抑制、再資源化の推進				
産業廃棄物総排出量	3,253 千 t (H10 年度)	3,585 千 t (H16 年度)	3,611 千 t 以内 (H22 年度)	産業廃棄物実態調査（農業系廃棄物、砂利洗浄汚泥を除く。） [H10 年度比+ 11%を目標に設定] H23 年度以降の目標値は、次期長野県廃棄物処理計画の策定に合わせて検討予定
産業廃棄物最終処分率	7.6 % (H10 年度)	2.6 % (H16 年度)	2.0 % (H22 年度)	産業廃棄物実態調査の総排出量における最終処分量の割合 [過去の最終処分率の動向をもとに設定] H23 年度以降の目標値は、次期長野県廃棄物処理計画の策定に合わせて検討予定
一般廃棄物総排出量	831,450 t	777,255 t (H18 年度)	696,000 t (平成 22 年度)	市町村処理量+自家処理量 [H9 年度比△ 6%を目標に設定] H23 年度以降の目標値は、次期長野県廃棄物処理計画の策定に合わせて検討予定
一般廃棄物リサイクル率	21.7 %	23.8 % (H18 年度)	30 % (H22 年度)	(資源化量+ 集団回収量) / (市町村処理量+ 集団回収量) [過去のリサイクル率の動向をもとに設定] H23 年度以降の目標値は、次期長野県廃棄物処理計画の策定に合わせて検討予定
公共下水道汚泥の有効利用率	90 %	99 %	100 %	有効利用量(脱水汚泥換算) / 発生時汚泥量(脱水汚泥換算) [発生汚泥全量の有効利用を図る]

建設副産物（アスファルト・コンクリート塊）の再利用率	99.2 %	97.3 % (H17年度)	100 %	工事現場から排出される特定建設資材廃棄物の再資源化等される割合 長野県建設リサイクル推進指針による。 〈再掲P85〉
建設副産物（コンクリート塊）の再利用率	96.9 %	97.5 % (H17年度)	100 %	工事現場から排出される特定建設資材廃棄物の再資源化等される割合 長野県建設リサイクル推進指針による。 〈再掲P85〉
家畜排せつ物処理の施設化率	61.3 %	88.0 %	88.5 %	家畜排せつ物法に基づく適正処理を、たい肥化施設で行う割合 食と農業農村振興計画による。 〈再掲P48, P84〉
2 廃棄物の適正処理の確保				
優良性評価制度評価基準適合事業者数	—	9 社	50 社	「遵法性」、「情報公開」、「環境保全への取り組み」の全項目に適合した認定企業数 〔年間10件の増加を目標に設定〕

【用語解説】

* 3R（リデュース、リユース、リサイクル）

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとった言葉。平成12年に循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、(1)リデュース (2)リユース (3)リサイクル (4)熱回収（サーマルリサイクル） (5)適正処分の優先順位で廃棄物処理およびリサイクルが行われるべきであると定めている。

* 一般廃棄物

家庭から出るごみなど、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。

* 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいう。これらは、排出者責任に基づき、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者等に処理を委託しなければならない。

* 拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、再生品の原材料への利用や、ごみになりにくくリサイクルしやすい製品の設計・製造・販売などを行うとともに、自ら販売したものを回収して再使用（リユース）やリサイクルに努めるなど、製品のライフサイクル全体（生産、流通、消費、廃棄、リサイクル、処分）を通じて環境へ配慮する。

* ゼロエミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出をゼロにする循環型産業システムの構築を目指す考え方。

***信州リサイクル製品**

県内で発生した循環資源を利用して県内で製造された、一定基準を満たすリサイクル製品を、県が「信州リサイクル製品」として認定している。

***容器包装リサイクル法**

容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めた法律。

***建設リサイクル法**

一定規模以上の建設工事について、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付ける法律。

***家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律**

畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進するための法律。

***最終処分場**

リサイクルできない廃棄物を最終的に処分（埋立処分）する施設。

***マルチング**

土地の表面をあるもので覆うこと。

***廃棄物の適正な処理の確保に関する条例**

産業廃棄物の適正な処理に関する規制、廃棄物処理施設の設置等に関する合意形成手続などを定めることにより、廃棄物の適正な処理を確保することを目的として、平成20年3月に制定された長野県条例。

***産業廃棄物管理票(マニフェスト)**

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取扱上の注意事項などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する帳票。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできるとともに、取扱上の注意事項を処理業者に確実に伝えることができ、不法投棄を未然に防止することができる。



第5節 参加と連携

～環境パートナーシップの確立と環境を軸とした経済・地域の活性化～

1 県民総参加による環境保全活動の推進

<施策のねらい>

- 顕在化している様々な環境問題に対応するため、幅広い県民の参加を得ながら、県民、事業者、行政が一体となり環境保全活動や環境学習などに取り組みます。

<現状と課題>

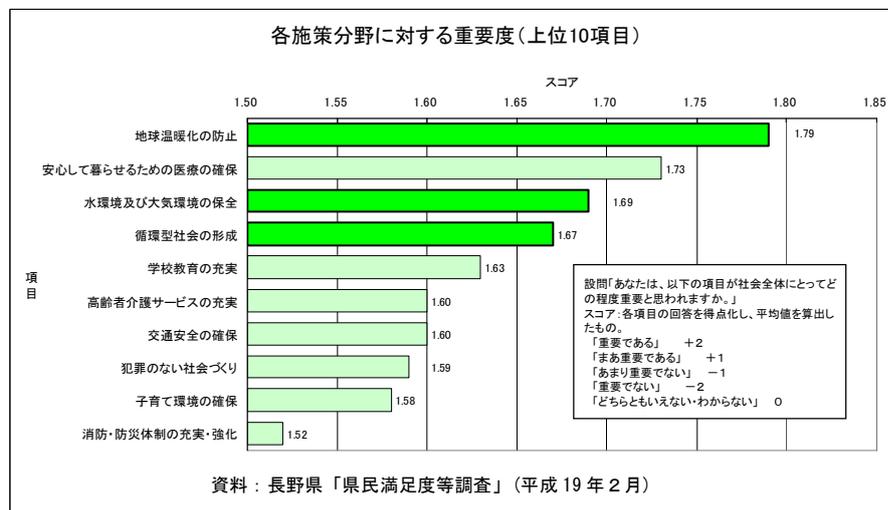
- 「持続可能な開発のための教育* (ESD)」がヨハネスブルグサミット(2002年)で提唱され、国では環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律が平成15年7月に制定されており、環境教育・環境学習の推進を求める声が高まっています。

平成19年12月には、学校教育法が改正され、義務教育の目標として「環境の保全に寄与する態度を養うこと」が掲げられました。

- 環境に対する責任と役割を一人ひとりが理解し、主体的に行動できるよう、あらゆる世代に対する環境学習の機会の充実と個人のモチベーションを向上させていくことが求められています。

- 平成19年2月に実施した県民満足度等調査においては、県の施策分野49項目のうち、重要度が高いと考える項目として、「地球温暖化の防止」が1位、「水環境及び大気環境の保全」が3位、「循環型社会の形成」が4位と環境対策に関する項目が上位を占めており、環境保全に対する県民の関心が非常に高まっています。

こうした環境に対する関心の高まりを、具体的な環境保全のための行動に結びつける方策が求められています。



- 企業が CSR* (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任)活動、社会貢献活動として、植林活動や信州省エネパトロール隊*活動への参加など、環境保全のための活動を行う事例が増加しています。

また、県内には環境に関する活動を行う NPO 法人が、平成 20 年 1 月現在 64 法人認証されています。

さらに、大学を拠点にした企業の環境人材育成も行われています。

- 本県の優れた環境を保全するためには、規制的な取組だけでなく、県民や NPO、企業など自主的な参加を得て、環境保全活動を幅広く推進することが必要です。

<施策の展開>

(1) あらゆる年齢層に応じた環境教育・環境学習の推進

あらゆる年齢層を対象に、様々な環境教育・環境学習を推進し、環境保全活動に参加する意欲と能力を高め、持続可能な社会づくりに向け主体的に行動できる人材の育成を図ります。

主な取組	内 容
学校教育における環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うことができるよう、児童生徒の興味・関心を高める環境教育や、自然とのふれあい活動を推進します。 ・ 「総合的な学習の時間」の活用など、様々な機会を捉えて環境教育を推進するとともに、教職員に対する環境教育のための研修を実施します。 ・ 地球温暖化防止活動推進センター等において情報や資料の提供を行うなど、環境教育に取り組む学校、教員を支援します。
子ども達の課外活動における環境学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども達が主体的に環境学習や実践活動に取り組む「こどもエコクラブ*」活動を支援します。 ・ 子ども達が家庭において省エネルギーやごみの減量化などに取り組む実践プログラムの普及を図ります。 ・ 少年自然の家等において、環境学習の機会の充実に努めます。 ・ 環境保全研究所や下水道終末処理場等において、場内開放や体験講座を開催するなど、環境についての学習の場を提供します。 ・ みどりの少年団活動を支援します。

<p>生涯にわたる環境学習の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然観察インストラクターと連携して、自然について学習する機会を提供し、年齢層に応じた効果的な環境教育・環境学習を推進します。 ・ 環境にやさしい買い物キャンペーンや各種消費生活講習会などにより、消費者の環境にやさしい消費行動に対する知識と実践力の向上を図ります。 ・ 環境保全研究所による自然ふれあい講座を県内各地で開催し、環境学習の機会の充実を図ります。 ・ 県内各地における自然観察の拠点を活用し、県民の自然学習の一層の促進を図ります。 ・ 子どもから大人まで、一緒になって河川環境を学べるせせらぎサイエンス(水生生物調査)など、水や水辺の生物にふれあう実践教育の普及を図り、様々な年齢層に応じた環境教育・環境学習の推進を図ります。 ・ 環境学習の場や、機会に関する情報を、様々な媒体を通じて幅広く提供します。
<p>環境に調和した産業づくりを推進する人材の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の管理者、環境保全担当者、技術者を対象に、環境管理について研修を行います。 ・ 林業の専門的な技術を有する人材や林業技術者の育成に際して、森林の公益的機能発揮に関する知識や技術の習得を推進します。 ・ 環境にやさしい農業を実践するエコファーマーの育成など、環境と調和する農業に関する知識や技術の普及を進めます。 ・ 菜の花等の油糧作物を有効活用し、バイオディーゼル燃料(BDF)など廃食油のリサイクルも含めた資源循環利用のモデル集団を育成します。
<p>農山村体験を通じた都市との交流の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市農村交流施設、滞在型市民農園などを活用して、農林業体験などグリーン・ツーリズムの促進を図ります。 ・ 森林の癒し効果を活用した森林セラピー基地の整備など、観光や医療等と連携した新たな森林関連産業の創出により都市との交流を促進します。
<p>森林環境教育（木育）の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体験学習の森や戸隠森林植物園・森林学習館など、森林を活用した環境学習の場を提供します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代を担う子ども達や地域住民が里山及び地域材に目を向け、森林づくりへの理解と協力を得るため、地域材を利用した施設・設備等の整備を行う活動を推進します。 ・ 県民の自主的な林業技術の習得や森林環境教育の場として、県有林の活用を推進します。
--	--

(2) 県民総参加による環境保全活動の推進

環境保全活動に関する啓発を進め、様々な自主的な取組を促進するとともに、県民、事業者、行政の対等なパートナーシップの下、協働による環境保全活動を推進します。

主な取組	内 容
信州豊かな環境づくり県民会議による環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信州豊かな環境づくり県民会議を運営し、県民総参加により環境にやさしい生活習慣の定着に向けた行動を推進するための活動を推進します。
地球温暖化防止活動推進センターと連携した温暖化防止活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長野県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、ボランティアとして普及啓発を行う地球温暖化防止活動推進員の配置など、県民、事業者、行政の協働による地球温暖化防止のための活動を行います。
各種イベント等を通じた環境保全活動の啓発・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信州豊かな環境づくり県民会議との連携による各種キャンペーンの実施やイベントの開催など、県民、事業者、行政が連携しながら環境保全に取り組みます。 ・ 信州豊かな環境づくり県民会議や消費者団体、事業者等と連携して、「レジ袋削減県民スクラム運動」や「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、不要なレジ袋の削減、環境に配慮した商品の普及や購入の促進に努めます。
自主的な環境保全活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における地球温暖化防止に向けた活動を行う団体を支援し、家庭からの排出削減を推進します。 ・ 環境保全に関する県民の高い意欲に応え、環境問題への対応をより積極的に進めるため、環境ボランティア団体やNPO（NGO）、県民等との連携を図る場を設けるなど、パートナーシップの下での環境保全活動を推進します。

	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステム、エコラベル*制度やグリーン購入*などに関する情報提供や普及の促進により、県民や事業者の自主的な取組を支援します。
市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対し、温暖化防止や循環型社会の形成、公害防止等に関する必要な情報提供を行うとともに、市町村が取り組む環境保全のための施策の実施を支援するなど、市町村との連携を図り、県民一人ひとりの環境保全のための取組を促進します。
地域の清掃、美化活動などの環境保全活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自主的な実践活動を促進するため、活動の場や情報の提供、表彰などの支援を行います。 地域の住民団体、企業等による道路沿いの花壇、植栽の手入れなど美化活動の取組を支援します。 地域住民と行政が連携し、河川環境の保全と河川愛護への啓発に努めます。

(3) 県による率先実行

県は、自らが環境に負荷を与えている事業所であることを認識し、率先して温室効果ガス排出量の削減など、環境への負荷削減に取り組めます。

主な取組	内 容
地球温暖化防止「長野県職員率先実行計画」に基づく環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステムや率先実行計画に基づき、県の業務において省資源・省エネルギーを進めるとともに、再生可能エネルギーの活用や環境に配慮した事業の推進を図ります。 ESCO 事業の導入等により、県有施設の省エネルギー化や緑化に取り組めます。 公共事業を行う際には、多様な野生動植物の生息・生育環境への配慮や、リサイクル製品の率先利用など、環境保全に配慮した事業を推進します。

2 環境と経済の好循環の創出

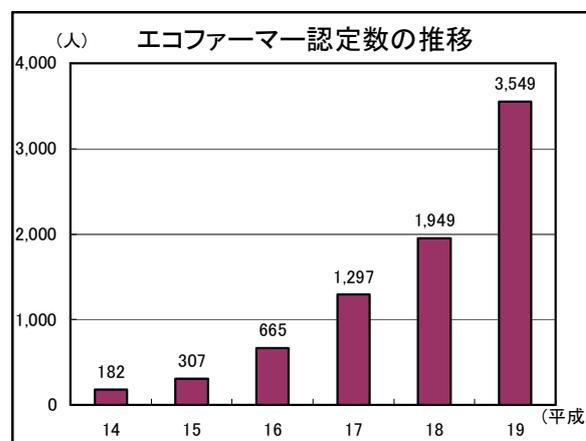
<施策のねらい>

- 様々な産業における環境配慮の取組を支援するとともに、環境に関する新たなビジネスの創出などを通じて、環境保全のための取組が経済成長・地域活性化にも結びつく、環境と経済の好循環の実現をめざします。

<現状と課題>

- ISO14001の認証取得事業所が平成20年10月末現在で468件、エコアクション21の認証登録事業所が平成20年10月末で133件となるなど、事業者が環境保全への取組を効果的に進めるための組織内の体制・手続・監査等を定めた「環境マネジメントシステム」を導入する事業者が増加しています。
- 事業活動における温室効果ガスや産業廃棄物の排出削減に取り組み、その状況を環境報告書にまとめて公表する企業も多くなっており、企業活動における環境への配慮の必要性が広く浸透してきています。

- 農業では、化学肥料・化学合成農薬の低減を図るエコファーマーの認定者数が大幅に増加するとともに、バイオマスの利活用など本来農業が有する環境保全能力を増進させるための取り組みが広く見られるようになってきました。



- このように、様々な産業における環境への負荷を低減させるための取組が定着しはじめており、本県の豊かな環境を保全するために、こうした取組を支援することが求められています。

- 環境問題への国際的な関心の高まりをうけて、環境負荷の少ない、省エネルギー型の製品やリサイクルによる製品の開発や環境配慮型の評価生産手法の導入など、環境対策への取組を新たな事業機会の創出につなげる動きが生じています。

- 観光分野におけるエコツーリズムやバイオマスの利活用など、農山村地域の活性化につながるビジネスについても、様々な試みが行われています。

<施策の展開>

(1) 各産業分野における環境への負荷削減対策

環境マネジメントシステムの普及を促進するとともに、各産業における環境に配慮した取組の支援を図り、環境負荷の少ない産業の構築を推進します。

主な取組	内 容
環境マネジメントシステムの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコアクション21やISO14001など、事業者の環境マネジメントシステムの導入をさらに進めるため、普及啓発を行います。 ・ 企業の管理者、環境保全担当者、技術者を対象に、環境管理についての研修を行います。
企業の省エネルギー化・新エネルギー導入に対する取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務部門における省エネルギー等の温暖化対策を推進するために、業種業態ごとの協議会等の設立を促進するなど、温室効果ガス排出削減を支援します。 ・ 工場、商業施設、事業所などを対象とした省エネルギー診断や改善のためのアドバイスを行う活動を支援することにより、産業部門・民生業務部門での省エネルギーを促進します。 ・ ESCO 事業の普及啓発を進め、建物の断熱性能の向上や、熱源機、空調、照明設備等の高効率化など、建物全体の省エネルギー化を促進します。 ・ 業務用ビルや工場における給水・空調設備等について、省エネルギー運転の監視・制御の自動化・一元化する BEMS の導入を促進し、事業所のエネルギー管理を徹底します。
企業における環境保全のためのCSR活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備や子どもへの環境教育、県民への環境保全意識高揚のための啓発など、環境保全活動に積極的に取り組む企業と連携して、様々な環境保全のための事業を進めます。 ・ 環境に関するイベント等において、県内企業の環境保全のための取組について情報発信し、環境 CSR 活動を促進します。
環境負荷の少ない産業の構築 (製造業、農林業、建設業等)	<p>○製造業、流通、サービス業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の開発や製造からその販売、使用、廃棄に至るまでの環境への負荷を総合的に評価する LCA* (ライフサイクルアセスメント) 手法の普及に努め、環境への負荷の少ない製品開発や製造工程の改善を図ります。

- ・ 製造工程のロスを負の製品コストとして評価を行うマテリアルフローコスト会計*の導入による製造工程の改善など、環境調和型産業技術の普及を図ります。
- ・ 省エネルギー等の温暖化対策を推進する業種業態ごとの協議会等の設立を促進するとともに、よりよい環境管理の手法など環境配慮に関する動向や取組状況など情報の収集・提供に努めます。
- ・ 工場の立地などに際しては、工場立地法に基づく適正規模の緑地の確保等を指導し、工場・事業場における緑化を促進するなど、地域環境との調和を図ります。
- ・ 大規模小売店舗の立地などに際しては、大規模小売店舗立地法の適正な運用により、周辺地域の生活環境への配慮を促進します。
- ・ 中小企業の環境保全対策に必要な資金のあっせんや、環境への負荷の削減を図るための診断・助言を行うなど、環境への負荷の少ない事業活動を支援します。
- ・ 環境マネジメントシステム、エコラベル制度やグリーン購入などに関する情報提供や普及の促進により、事業者の自主的な取組を支援します。

○農林業

- ・ 農村地域における農地・水・環境の適切な保全・管理等を図るため、地域ぐるみで行う共同活動と化学肥料や農薬の 5 割削減など農業者の先進的な取組を支援します。
- ・ 長野県バイオマス総合利活用マスタープランに基づき、農業系バイオマスのコンポスト化、飼料化、エネルギー化など、地域の特性を活かしたバイオマス利活用の取組を進めます。
- ・ 農業における燃油使用量の低減を図るため、省エネルギー型農業機械や設備等の導入を支援します。
- ・ 家畜排せつ物について、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく適正処理はもとより、恒久的なたい肥化施設での管理を推進します。
- ・ 農業用廃プラスチック類について、リサイクル回収の仕組みを整備するとともに、排出量の抑制に向けた生分解性マルチ利用技術等の普及を促進します。
- ・ 環境に配慮した森林施業を推進します。

	<p>○建設業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した住宅の普及を図ります。 ・ 建設リサイクル法及び長野県建設リサイクル推進指針に基づき、建設副産物の循環利用や建設廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を図るとともに、自然や周辺環境に配慮した施工指導を行います。
--	---

(2) 環境を通じた経済・地域の活性化

環境・エネルギーに関する技術革新や、様々な環境ビジネス等の振興を図ることにより、環境保全と経済成長や地域活性化との両立を図ります。

主な取組	内 容
リサイクル関連産業等の創出・育成・活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル関連技術について、工業技術総合センターにおける研究開発を進めるとともに、中小企業の開発の取組を支援し、廃棄物をゼロとするゼロエミッション型の産業の育成をめざします。 ・ 県内で発生した循環資源を利用して製造された「信州リサイクル製品」の認定を進めるとともに利用を促進し、限りある資源の循環的利用を促進する産業の活性化を図ります。
環境分野での新事業創出のための研究開発支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に対応する技術開発の支援を行うとともに、企業との共同研究を進めます。 ・ 中小企業と大学等の共同研究等を支援し、環境への負荷の少ない製品やサービス、技術などを提供する環境ビジネス等の育成を支援します。 ・ 長野県バイオマス総合利活用マスタープランに基づき、農業系バイオマスのコンポスト化、飼料化、エネルギー化など、地域の特性を活かしたバイオマス利活用の取組を進めます。 ・ 菜の花等の油糧作物を有効活用し、バイオディーゼル燃料(BDF)など廃食油のリサイクルも含めた資源循環利用のモデル集団を育成します。
県産材を活用した産業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材の利用や省エネルギーへの配慮など、環境配慮型住宅の普及を進め、環境と共生する住まいづくり産業の活性化を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産材を活用した住宅や公共施設建設や設備、またペレットストーブなどの導入を促進し、適切な森林整備につながる県産材の需要拡大を図ります。 ・ 信頼性の高い県産材製品を安定的に生産・供給する体制を整備するとともに、県産材としての品質を確保するための製品認証を行い、県産材を活用した産業の活性化を図ります。
エコツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への負荷の軽減や、自然の恵みを生かしたおもてなしなどの取組を行う宿泊施設を登録し、広く紹介することにより、環境に配慮した観光の推進を図ります。 ・ 市町村などと連携し、地域にある自然環境や歴史文化などを生かしたエコツーリズムやグリーン・ツーリズム、森林セラピー*をはじめとする新たな滞在型旅行商品の開発と流通を促進します。

達成目標

＜第5節 「参加と連携」施策に係る達成目標＞

項 目	5 年前 (平成 14 年度)	現状 (平成 19 年度)	目標 (平成 24 年度)	備 考
1 県民総参加による環境保全活動の推進				
こどもエコクラブ登録数	81 クラブ	77 クラブ	120 クラブ	環境省に登録を行ったこどもエコクラブの数 [H18 年度比 10%増加を目標に設定]
自然観察会等への参加者数	—	2,904 人	3,625 人	学校等で開催される観察会等への参加者数 [現状比毎年 5%増加を目標に設定] ＜再掲 P61＞
自然観察インストラクターの派遣	—	80 回	145 回	県から学校等へ派遣されるインストラクター数 ＜再掲 P61＞
環境保全研究所の自然ふれあい講座等受講者数	191 人	368 人	400 人	環境保全研究所が開催する自然ふれあい講座や公開セミナーなどの受講者数 ＜再掲 P61, P89＞
森林の里親受入市町村数	—	22	40	森林（もり）の里親（企業等からの協力）を受け入れて森林整備を進める市町村数 ＜再掲 P28, P62＞

都市農村交流人口	151,573 人	531,161 人	540,000 人	都市農村交流施設の利用者や市町村、地域で実施されたイベント等の都市農村交流活動に参加した人数 長野県食と農業農村振興計画による。 〔約5%増加を目標に設定〕
県の業務における温室効果ガス排出量	—	90,869 t	79,536 t (H22年度)	〔H16年度比△10%以上を目標に設定〕 ※ H23年度以降の目標値は、次期地球温暖化防止「長野県職員率先実行計画」の策定に合わせて検討予定 〈再掲〉P28
2 環境と経済の好循環の創出				
環境マネジメントシステムの認証登録件数	131 件	583 件	750 件	県内事業所の「ISO14001」・「エコアクション21」の認証・登録件数の合計 〔これまでの登録件数の動向をもとに設定〕 〈再掲〉P28
エコファーマー認定人数	182 人	3,549 人	5,000 人	販売農家に占めるエコファーマー認定数 長野県食と農業農村振興計画による。 〔全国平均を上回る目標を設定〕 〈再掲〉P62
水稲直播栽培面積	237 ha	464 ha	800 ha	水田に直接種をまき、施肥量を削減する栽培方法の面積 食と農業農村振興計画による。 〈再掲〉P48
化学肥料の使用量	90 kg/ha	89 kg/ha	54 kg/ha	長野県内の耕地1haあたりで使用される化学肥料(窒素成分)の量 食と農業農村振興計画による。 〈再掲〉P48
化学合成農薬の使用量	100 kg/ha	79 kg/ha	70 kg/ha	長野県内の耕地1haあたりで使用される化学合成農薬の量 食と農業農村振興計画による。 〈再掲〉P48
家畜排せつ物処理の施設化率	61.3 %	88.0 %	88.5 %	家畜排せつ物法に基づく適正処理を、たい肥化施設で行う割合 食と農業農村振興計画による。 〈再掲〉P48, P72
農地・水・環境保全向上対策の活動取組組織数(営農活動)	—	12 組織	36 組織 (H23年度)	先進的な環境負荷低減への取組を行う団体数 食と農業農村振興計画による。 〈再掲〉P48

環境にやさしい農産物等認証面積	1,068 ha	1,014 ha	1,800 ha	地域の一般的な栽培と比較して化学肥料等を30%以上削減して生産された農作物面積 長野県食と農業農村振興計画による。 〈再掲P62〉
建設副産物（アスファルト・コンクリート塊）の再利用率	99.2 %	97.3 % (H17年度)	100 %	工事現場から排出される特定建設資材廃棄物の再資源化等される割合 長野県建設リサイクル推進指針による。 〈再掲P72〉
建設副産物（コンクリート塊）の再利用率	96.9 %	97.5 % (H17年度)	100 %	工事現場から排出される特定建設資材廃棄物の再資源化等される割合 長野県建設リサイクル推進指針による。 〈再掲P72〉
信州エコ泊覧会登録宿泊施設数	—	115	400以上	観光立県長野再興計画による。

【用語解説】

*持続可能な開発のための教育(ESD)

Education for Sustainable Development。持続可能な開発を実現するために行動できる人材を育成する教育。2005年から始まる10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることが国連総会で採択されており、各国でユネスコ提案の国際実施計画案に基づき実施措置を取ることとされている。

*CSR

Corporate Social Responsibility。企業の社会的責任。企業の日々の経営活動の中に社会的公正や環境への配慮を組み込み、株主や取引先のみでなく、従業員、消費者、地域社会など多様な利害関係者に対して責任ある行動をとっていくという考え方。

*信州省エネパトロール隊

県内企業のエネルギー管理士等の国家資格を有するメンバーで構成され、中小企業等の省エネルギー診断や指導をボランティアで実施している。

*子どもエコクラブ

子ども達が地域において主体的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全に対する高い意識を持つことを支援するために、環境省が幼児から高校生までを対象に参加を呼びかけている環境活動クラブ。

*エコラベル

環境保護を考慮して製造・生産などを行ったことを示す認証。

*グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

***LCA(ライフサイクルアセスメント)**

Life Cycle Assessment の略。製品の原料調達から製造、販売、使用、廃棄されるまでのライフサイクルを通じて環境に与える負荷を総合的に評価する手法。

***マテリアルフローコスト会計**

製造過程における資源やエネルギーのロスに対して投入した材料費、加工費、減価償却費などを把握、コスト評価する手法のこと。製造する際に生じた廃棄物を負の製品として隠れた無駄を「見える化」するため、コストダウンと環境負荷の削減に効果がある。

***森林セラピー**

森林浴で得られる森林の癒しの効果を、医療やリハビリテーション、カウンセリングに利用する療法のこと。



第6節. 共通の基盤的施策

<施策のねらい>

- 環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業については、その実施に先立ち、あらかじめ環境に与える影響を検証し、適正な配慮が行われるよう、環境影響評価制度*等の適切な運用を図ります。
- 幅広い分野における調査研究を実施し、科学的知見に基づく環境保全施策の推進に努めます。

<現状と課題>

- 道路の建設など、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模な事業について、環境の保全についての適正な配慮が行われるよう、あらかじめ地域の環境を十分調査し、事業の実施に伴う影響を予測、評価するとともに、その結果を公表して、住民、市町村長、学識経験者等の意見を聴く環境影響評価制度の適切な運用に努めています。
- 環境影響評価条例等に基づき、昭和59年度以降平成19年度末までに、60件の事業に対して環境影響評価制度が適用され、手続きが行われました。今後も大規模な事業に対し、環境影響評価制度が実効性のあるものとなるよう、適切かつ円滑な運用を図ることが求められています。
- また、公共工事における環境配慮の推進を図るため、環境配慮制度の構築を進めるとともに、環境保全のための柔軟な対応が可能となる、事業の計画段階からの環境への配慮を図るための制度「戦略的環境アセスメント*」の導入について、検討を進めていく必要があります。
- 多岐にわたる環境問題を適切に解決していくためには、科学的知見に基づいた施策の展開が不可欠であり、幅広い分野での調査研究が必要です。県では、環境保全研究所において、大気・水質等の公害や化学物質による環境汚染、野生動植物の保護・保全などの環境問題に係る調査研究に取り組んでいるのをはじめ、以下の試験研究機関において環境に関連する調査研究や技術開発が進められています。

機 関	環境の保全に関する調査研究分野
環境保全研究所	環境保全に関する調査研究
工業技術総合センター	工業等における環境保全に対応する技術に関する調査研究
農業関係試験場(水産試験場を除く)	農薬の低減技術等、環境にやさしい農業技術に関する調査研究
水産試験場	健全な内水面生態系の管理・復元に関する調査研究

- 複雑・多様化する環境問題などに対処するため、各試験研究機関相互や大学等、産学官の連携のもと、調査研究や技術開発の推進を図る必要があります。

<施策の展開>

(1) 環境影響評価の推進

環境影響評価制度等の適切な運用を進め、適正な環境への配慮を確保します。

主な取組	内 容
環境影響評価制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> 大規模開発等を行う事業者が、十分な環境保全対策を行うよう、環境影響評価制度の適切な運用を図ります。
公共事業における環境配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業において、環境の保全について適正な配慮が促進されるよう、事業の実施段階に先立つ立地段階からの環境配慮制度について検討を進めます。

(2) 環境保全に関する調査研究の推進

環境保全に関する施策を科学的知見に基づいて適切に実施するため、幅広い分野での調査研究を進めます。

主な取組	内 容
環境保全研究所等における調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全研究所において、長野県の行政課題に即した環境の保全、自然保護と保健衛生の向上に関する調査研究を進め、環境の状況の的確な把握、環境への影響の予測など科学的知見の充実を図ります。 多様化・高度化する環境・衛生行政に的確に対応するため、環境保全研究所のあり方を検討します。 県の各研究機関等において、幅広い分野の環境保全に関する調査を進めるとともに、共同研究の実施など、県の調査研究機関相互の連携を図ります。また、国や他都県の調査研究機関、大学、民間の研究機関との研究交流を進めます。

研究成果の普及	<ul style="list-style-type: none"> 自然ふれあい講座や、環境保全研究所の日頃の成果を発表し、地域の話題について話し合う公開セミナーなどを開催するなど、県民に自然や環境への理解を深めてもらうよう情報提供に努めます。
---------	--

達成目標

＜第6節 「共通の基盤的施策」に係る達成目標＞

項目	5年前 (平成14年度)	現状 (平成19年度)	目標 (平成24年度)	備考
環境保全に関する行政課題に対応した調査研究の推進	—	5段階評価で B以上	B以上の維持	外部評価における総合評価
環境保全研究所の自然ふれあい講座等受講者数	191 人	368 人	400 人	環境保全研究所が開催する自然ふれあい講座や公開セミナーなどの受講者数 〈再掲P61, P83〉

【用語解説】

*環境影響評価制度

大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴くことにより、環境に配慮した事業にしていくための制度。

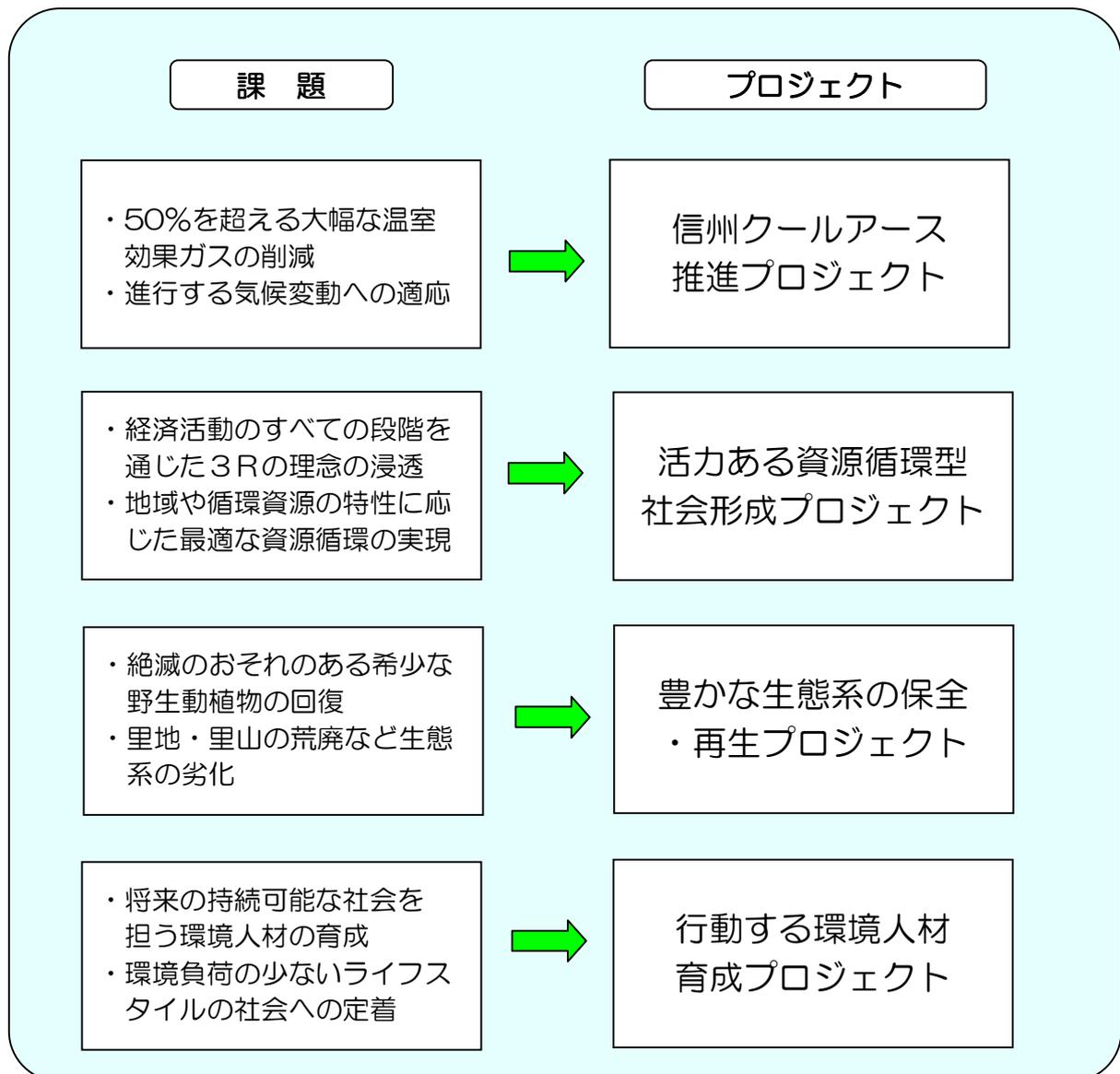
*戦略的環境アセスメント

個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)や政策の策定・実施に環境配慮を組み込むため、これらの策定等の段階において、環境への影響を把握・評価し、環境への配慮が十分に行われることを確保するための手続。

第4章 長期戦略プロジェクト

地球温暖化問題をはじめ、現在生じている多くの環境問題を克服し、将来の世代に恵み豊かな環境を継承していくためには、科学的な知見に基づき、長期にわたって継続的な取組を進めていく必要があります。

この章では、計画期間を超えた長期的な対応を特に必要とする4つのテーマを「長期戦略プロジェクト」として設定し、長期的な施策の方向性を決めました。県として継続的な取組を進めるとともに、様々な活動主体に広く参加を呼びかけ、県民の知恵と力を結集した幅広い協働によってこのプロジェクトを推進してまいります。



なお、将来に対する予測は、現時点における最新の科学的知見を基としたものであっても、常に一定の不確実性を有しています。環境に関する科学・技術は常に進化しており、長期的な課題に対する施策は、その時点の状況を踏まえて、社会全体のコストも考慮しつつ、柔軟に見直しをしていく必要があります。

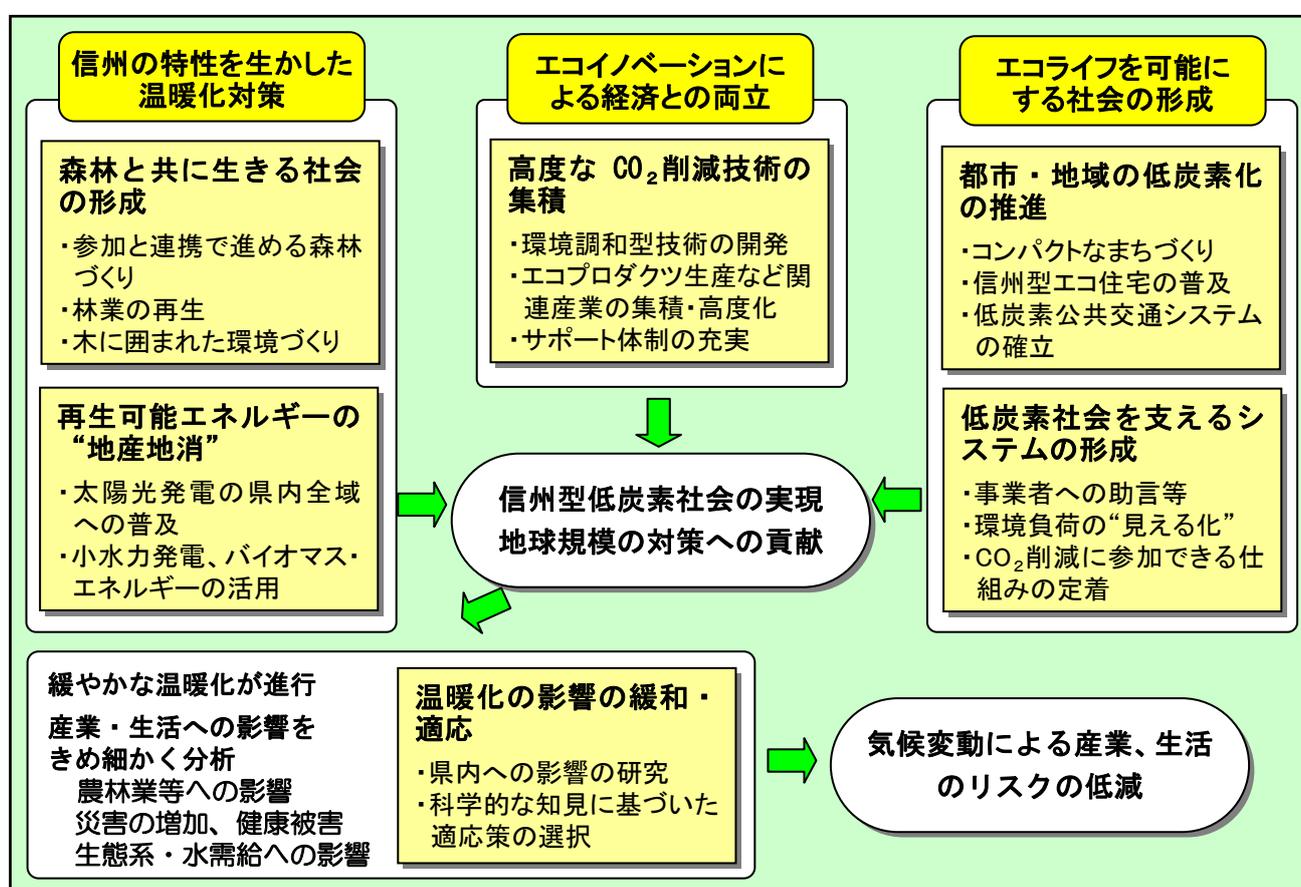
信州クールアース推進プロジェクト

このテーマのねらい

気候変動をストップさせるためには、1990年比で2020年までに20%、2050年までに50%というような大幅な温室効果ガスの削減を世界全体で実現することが必要です(☞p3)。先進国に求められているさらに高い水準の削減を達成することをめざして、本県の特性を踏まえつつ、社会システム全般を低炭素型に変えていくための取組を進め、地球規模の対策に貢献します。

また、今後も進行すると予測される気候変動によって、県民生活や県内の産業に生じる影響を最小限にとどめるため、本県の状況に即した“適応策”を講じていきます。

長期的な取組のイメージ



長期的な取組の方向性 (計画期間における施策の展開 ☞p20~26)

森林と共に生きる社会の形成

- ・間伐が必要な県内のすべての民有林に対して、計画的に間伐を実施します。また、森林整備への企業や都市の住民の参加の拡大を図り、協働による森林整備の仕組みを構築します。
- ・ペレットなど木質バイオマスを県民が利用した際に生まれるCO₂削減という環境価値を、企業が買い取るカーボンオフセット*システムを構築し、木質バイオマスの利用拡大を推進します。
- ・効率的な搬出システムや県産材の加工・流通体制の構築などを通じて林業の再生を図ります。
- ・木に囲まれた環境づくりを全県で進め、森林が吸収した炭素の長期間にわたる固定を図ります。

再生可能エネルギーの“地産地消”

- ・太陽光発電の導入量を2020年に現状の10倍に引き上げることをめざして、国と連携して県下全域への普及を図るとともに、環境価値を買い取るグリーン電力証書制度の普及など推進のための体制整備を進めます。また、導入した場合に採算性が確保できる仕組みの構築など、さらなる太陽光発電の普及のための制度づくりについて、他県と連携して国に働きかけます。
- ・農業用水を活用した小水力発電の普及に向け、調査研究や実証実験などを各種団体と連携して実施し、野生鳥獣被害を防止する電気柵や農業施設への電力供給など具体的な活用方法を検討します。

高度なCO₂削減技術の集積

- ・環境保全のための技術革新に関する産学官の連携を進め、温室効果ガス排出量の削減につながる環境調和型技術の開発を促進します。
- ・エコプロダクツの生産など環境ビジネス等の事業化を促すとともに、企業間連携や県外企業の誘致などを総合的に進めることにより、新たな環境関連産業の集積を図ります。
- ・工業技術総合センターにおける環境・エネルギー分野に関する技術支援体制の高度化を図るとともに、設備投資に対する資金の円滑な供給など、サポート体制の充実を進めます。

都市・地域の低炭素化の推進

- ・様々な都市機能を集約した、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。
- ・長野県の地域特性を考慮した環境共生・地域循環型の住宅である「ふるさと信州・環の住まい」の普及を図り、家庭におけるCO₂排出量の削減を進めます。
- ・公共交通ネットワークの維持・存続に向けた取組を進めるとともに、バイオ・ディーゼル燃料の利用やハイブリッド車両の導入の促進など、低炭素型の公共交通システムの確立を推進します。

低炭素社会を支えるシステムの形成

- ・事業者の温室効果ガスの排出抑制計画等に対して評価・助言等を行い、さらなる削減に向けた誘導を図ります。
- ・カーボン・フットプリント*の普及など、日常生活による環境への負荷の「見える化」を図ります。また、エコポイントなど環境にやさしい行動を行った場合に経済的な利益が与えられる仕組みの導入や、環境税など税制のグリーン化の研究を進め、低炭素型の消費行動を促進します。
- ・カーボン・オフセットやグリーン電力の購入、森林整備への参加など、CO₂の削減に参加できる仕組みの県内への定着を図ります。

温暖化の影響の緩和・適応

- ・農林業等への影響をはじめ、豪雨の多発などによる災害の増加、健康被害、生態系・水需給への影響など、温暖化の進行に伴い県内に生じる影響について予測を進めるとともに、科学的な知見に基づいた適応策を選択し、県政全般にわたって気候変動による産業や県民生活への影響を最小限にとどめる取組を推進します。

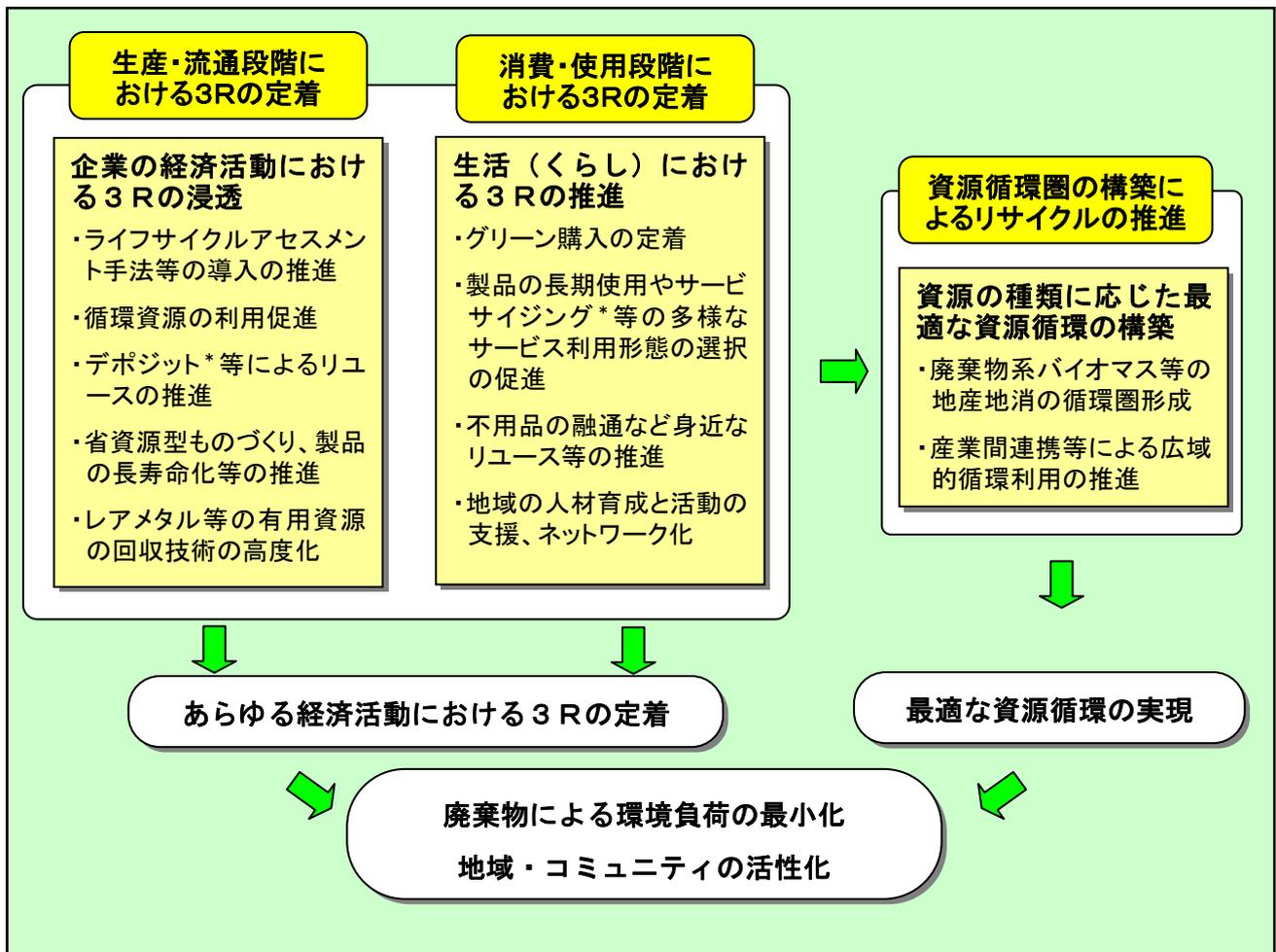
活力ある資源循環型社会形成プロジェクト

このテーマのねらい

生産、流通、消費、廃棄に至る経済活動のすべての段階を通じて3Rの理念を浸透させるとともに、地域や循環資源の特性に応じた最適な循環圏形成による資源循環の実現により、廃棄物による環境負荷の最小化をめざします。

また、これらの取組を通じて、地域やコミュニティの活性化を進め、活力ある資源循環型社会の形成を図ります。

長期的な取組のイメージ



長期的な取組の方向性 （計画期間における施策の展開 ☞p65～67）

企業の経済活動における3Rの浸透

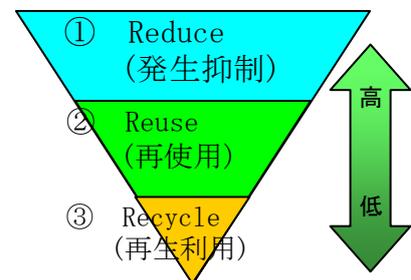
- ・生産から廃棄に至るまでの製品の環境負荷を分析・評価する LCA（ライフサイクルアセスメント）手法やマテリアルフローコスト会計の導入を図る企業を支援し、県内産業への浸透を図ります。
- ・企業間連携により他の企業の生産活動で生じた廃棄物の活用を図るなど、循環資源の積極的な利活用を推進し、ゼロ・エミッションに向けた取組を進めます。

- ・デポジットなどの制度の導入を促進し、容器等のリユースを推進します。
- ・生産段階における資源投入量を抑制する省資源型ものづくりや、製品の長寿命化、リサイクルしやすい製品等の設計を行う環境配慮設計など、廃棄物の発生抑制につながる技術やシステムの高度化を図る企業に対して、サポートの推進を図ります。
- ・産学官の連携により、レアメタル等の有用資源の回収技術や、バイオマスの利活用など、リサイクルを推進するための技術の高度化を促進するとともに、その普及を推進します。

生活（くらし）における3Rの推進

- ・リサイクル製品など環境負荷の少ない商品を優先的に購入するグリーン購入について、一般の消費者への浸透を図ります。また、流通業界等と連携して、消費者が環境負荷の少ない商品を選択しやすいように、国際的なルールに基づいた適正な環境ラベルの普及を推進します。
- ・メンテナンスによる製品の長期使用や、ものの所有に代えて機能の提供を受けるサービサイジングなど多様なサービス利用形態の普及を図ります。
- ・リユースの啓発を進め、フリーマーケット等における不用品の融通など、日常的にリユースを行うライフスタイルへの転換を促進します。
- ・市町村等と連携して、家庭や飲食店・宿泊施設における食べ残しや手つかず食品の廃棄を減らす取組を推進します。
- ・地域の3Rを推進する人材を育成するとともに、ネットワーク化を進め、優れた取組の全県への普及を図ります。
- ・「もったいない」の象徴である不要なレジ袋の削減をきっかけに、生活全般におけるごみの排出抑制や3Rの意識の浸透と拡大を図ります。

環境負荷低減の効果（3Rの優先順位）



資源の種類に応じた最適な資源循環の構築

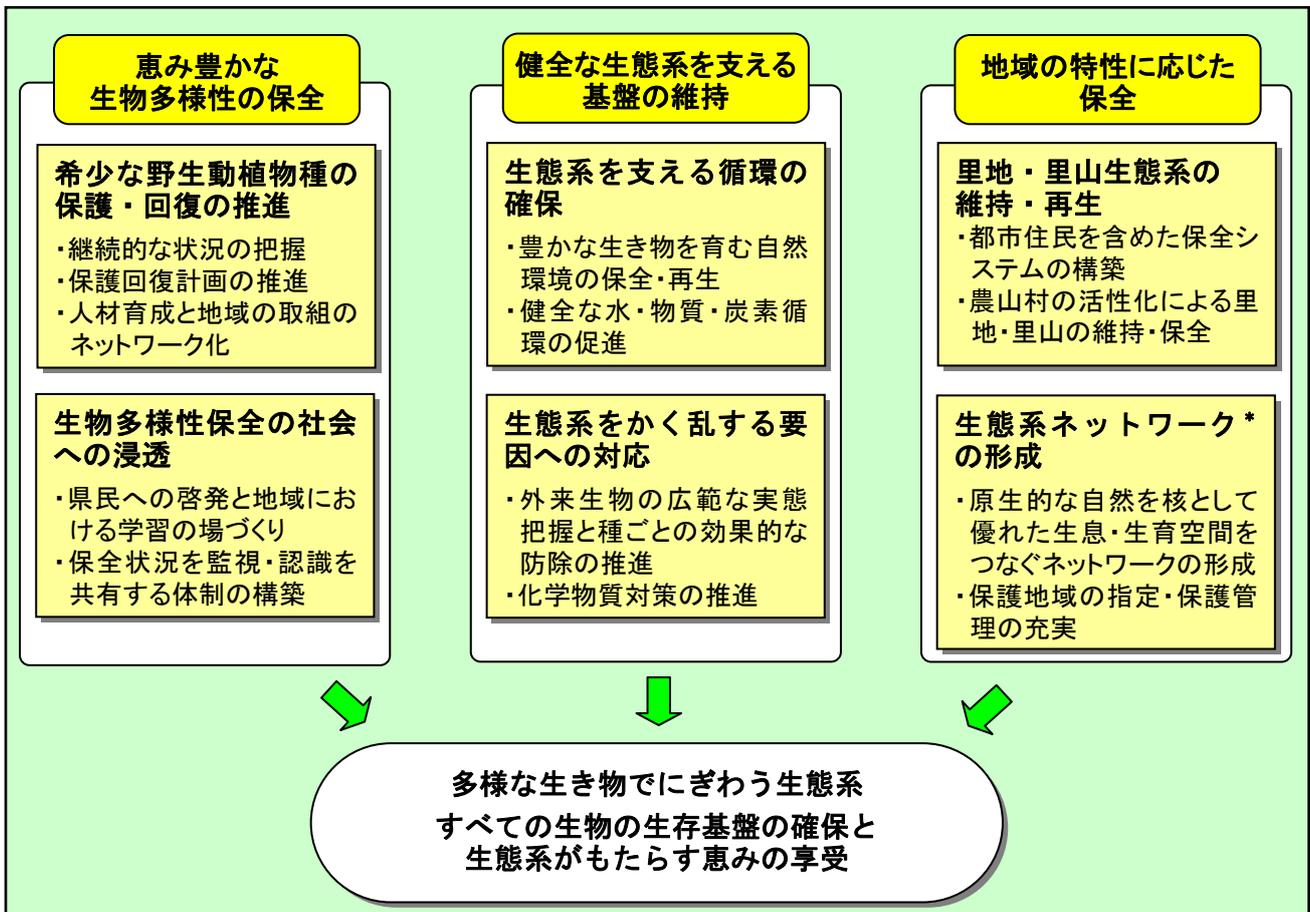
- ・生ごみ、廃食用油など廃棄物系バイオマスのリサイクルを行っている地域の優れた取組との連携を図り、取組の県内への拡大を推進するとともに、コミュニティ単位や、都市と近郊の農山村など、資源の種類に応じた規模の循環圏づくりを促進します。
- ・先進的なリサイクル事業の支援を進めるとともに、産業間の連携を進めることにより、循環資源の広域的な利活用を推進します。

豊かな生態系の保全・再生プロジェクト

このテーマのねらい

人間活動や外来生物の影響等による野生動植物の生息・生育環境の悪化を防ぎ、本県の豊かな生物多様性を確保するとともに、人間の働きかけの減少により荒廃が生じている里地・里山の生態系の維持・再生を図ること等により、多様な生物と、良好な大気、水、土壌などが密接に関係しながら形成されてきた健全な生態系の保全と再生を図っていきます。

長期的な取組のイメージ



長期的な取組の方向性 (計画期間における施策の展開 ④p53～54、58～61 ほか)

希少な野生動植物種の保護・回復の推進

- ・絶滅のおそれのある野生生物の県内における状況について、継続的に把握を進めます。
- ・希少野生動植物の種ごとの保護回復計画や、これに沿って保護団体等が策定する認定保護回復事業計画の策定を広く行うとともに、これらの計画に基づいた活動を推進します。
- ・生物多様性に関する専門的な知識を有する人材の育成を進め、保護団体などの体制を充実させるとともに、種や地域ごとの取組をネットワーク化し、全県的な保護回復活動を促進します。

生物多様性保全の社会への浸透

- ・生物多様性の危機に関する一般の県民に対する啓発を行うとともに、保護団体等と連携して、その地域の生物多様性について学習する場づくりを進めます。
- ・希少野生動植物保護監視員をきめ細かく配置するなど、生態系の変化に対する的確なモニタリングを行うとともに、関係者が広く情報を共有する体制の構築に努めます。

生態系を支える循環の確保

- ・豊かな生物を育む生態系を保全する観点から、各種の保護地域制度を活用して、重要な地域における自然環境の保全のための取組の強化を図ります。
- ・高度な水源かん養機能を発揮すべき森林に対する公的な手法による間伐等の推進、遊休農地の再生活用・多面的な利用、雨水を地下浸透させる貯留設備の普及などにより県内全域で地下水のかん養を進め、豊かな生態系を支える健全な水循環の確保を図ります。
- ・様々なバイオマスの利活用や、高い炭素固定機能を有する森林の整備等を進め、自然界における物質の適正な循環の維持、増進を図ります。

生態系をかく乱する要因への対応

- ・外来生物による生態系への影響について広くデータを収集・分析し、種ごとに効果的な防除策を検討・実施するとともに、外来生物の適切な取扱いに関する普及啓発を行います。
- ・環境保全研究所において化学物質のリスク評価を国と連携して進めるとともに、生活に影響を及ぼすリスクの高い物質については、データベース化を進め、県民への正確で分かりやすい情報の提供に努めます。

里地・里山生態系の維持・再生

- ・森林所有者を含む地域住民と森林づくりに関心を持つ人々との協働による里山の森林整備を支援するなど、都市の住民等が容易に里山の保全活動に参加できるシステムの構築を図ります。
- ・中山間地域における遊休農地の発生防止・解消、農業生産活動促進等に対する支援や、信州伝統野菜、林産物等の地域資源の活用、観光や医療等と連携した新たな森林関連産業創出などを進め、持続可能な農林業の営みと調和した里地・里山生態系の維持・保全を図ります。

生態系ネットワークの形成

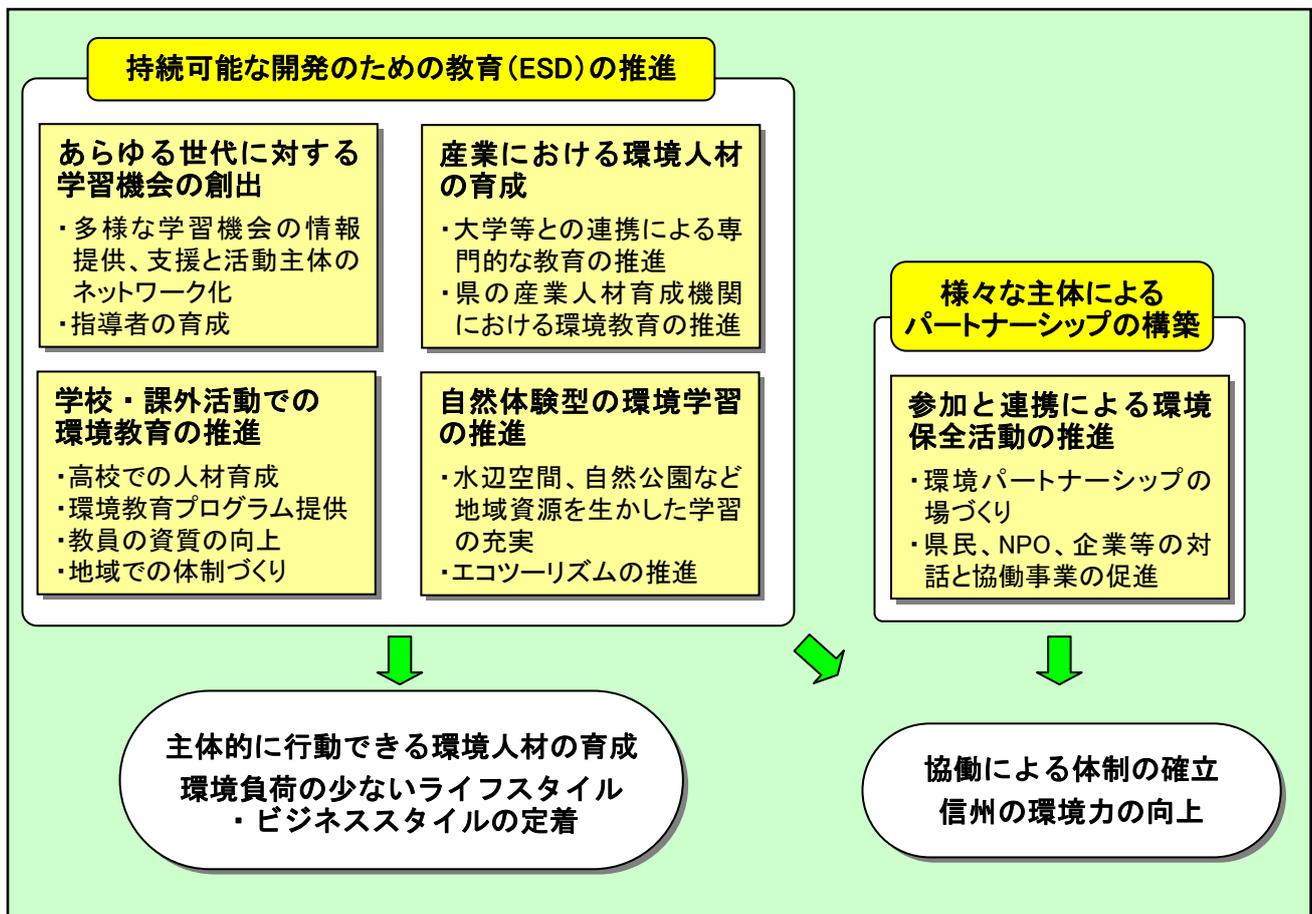
- ・原生的な自然を核として、生物の生息・生育地を有機的につなぎ、個体群の交流を促進して種や遺伝的な多様性を保全するとともに、外部との影響を緩和する緩衝地域を適切に配置した「生態系ネットワーク」の形成を図ります。
- ・多様な生物の生息・生育の場として重要な地域が、生態系ネットワークの核として効果的に機能するよう、保護地域の指定や見直しを行うとともに、生態系のタイプに応じた保護管理の充実を図ります。

行動する環境人材育成プロジェクト

このテーマのねらい

すべての県民、事業者が環境についての理解と認識を深め、将来にわたって環境の保全のために自覚ある行動を取れるよう、あらゆる世代に環境を学ぶ機会を提供し、正しい知識を基に、産業、地域社会など様々な分野において持続可能な社会づくりに取り組む人材の育成を進めていきます。また、こうした人材を中心に、あらゆる主体の協働による環境保全活動の推進体制の構築を図っていきます。

長期的な取組のイメージ



長期的な取組の方向性 (計画期間における施策の展開 p75~78)

あらゆる世代に対する学習機会の創出

- 県として環境学習の機会の提供に努めるとともに、市町村のほか、NPO、企業など様々な主体が実施している環境学習に関する情報提供を行い、優れた取組を支援します。また、環境教育を実施している主体の相互の連携とネットワーク化を推進し、あらゆる世代に対する多様な学習機会の創出を促進します。
- 環境保全に関する専門的知識や、豊富な経験を有する地域の環境教育指導者の育成を進めます。

学校・課外活動での環境教育の推進

- ・ 県立高校の環境関連学科において、環境問題に対応できる人材の育成を行います。
- ・ 県内企業と連携して、子ども達が家庭で省エネルギー等を実践する環境教育プログラムを提供するなど、質の高い環境教育プログラムの普及を推進します。
- ・ 学習指導要領等における環境教育の位置づけを踏まえつつ、教員に対する環境教育研修の充実を図ります。
- ・ 環境教育に取り組む教員への教材や情報の提供、地域における環境教育の指導者等の派遣など、学校における環境教育を支える地域での体制づくりを進めます。

産業における環境人材の育成

- ・ 大学における中小企業の経営者、技術者等を対象とした専門的な環境人材育成プログラムの開発の取組に協力し、中小企業のグリーン化を推進する人材の育成を推進します。
- ・ 工科短期大学校、技術専門校、農業大学校、林業大学校等の県の産業人材育成機関において、それぞれの産業分野における環境負荷の削減や、持続可能な社会づくりに向けた教育を進めます。

自然体験型の環境学習の推進

- ・ 身近な水辺空間や自然公園における学習機会の提供、農山村における子ども達の交流の実施、都市部の住民の農業・林業体験など、地域資源を生かした環境学習を推進します。
- ・ エコツーリズムや森林セラピーなど環境学習と結びついた観光の振興を図り、信州の豊かな自然環境をフィールドとする多様な環境学習の場を提供します。

参加と連携による環境保全活動の推進

- ・ 「信州豊かな環境づくり県民会議」や、「中部環境パートナーシップオフィス」と連携し、県民・NPO・企業・研究者・行政など多様な主体・関係者が協働するパートナーシップの場づくりを進めます。
- ・ 県民、NPO、企業等に環境に関する対話の機会を提供し、それぞれの活動に対するニーズや提供できる資源のマッチングを行い、協働事業の実践につなげていきます。

【用語解説】

*カーボン・オフセット

自分たちの行動によって生じた温室効果ガス排出量について、他の場所で行われた温室効果ガスの排出削減・吸収量(クレジット)を購入したり、排出量削減や吸収量を増やすプロジェクトなどを実施することによって「埋め合わせ(オフセット)」すること。

*カーボンフットプリント

一つの商品における原料の採掘や栽培、製造、加工、包装、輸送及び、購買・消費されたあとの廃棄に至るまでの、それぞれの段階で排出された温室効果ガスである二酸化炭素などの総合計を重量で表し、商品に表示すること。

*サービサイジング

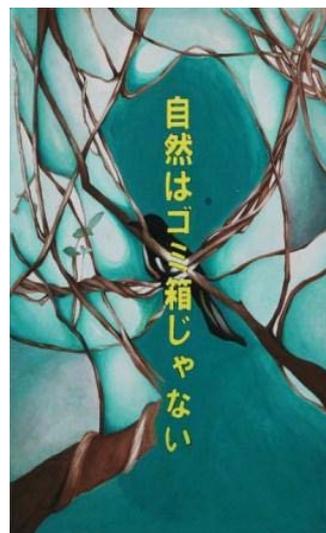
製品として販売するのではなく、それに代えてサービス化して提供すること。廃棄物の発生抑制、環境負荷の低減に寄与し得るものと考えられている。業務用の複写機等で広く行われている維持管理を含む総合リースサービスなどが典型的な例であるが、蛍光灯を販売せず照明機能のみを提供し、使用済み蛍光灯の回収・適正処理まで行うサービスなど、様々な事例が見られるようになっている。

*デポジット

飲み物のカンやびんの容器本来の価格に、容器の預かり金を上乗せして販売し、使用後に容器を所定の場所に返却すると預かり金が消費者に払い戻される制度。ごみの散乱防止や、廃棄物の発生抑制に有効とされている。

*生態系ネットワーク

保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐことにより形成された地域のネットワーク。生物の生息・生育地域をつないで個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全することを目的とする。



第5章 地域別の環境の特性と施策の展開

1 佐久地域

<地域の環境特性>

- ・ 千曲川の最上流に位置し、浅間山、八ヶ岳などの豊かな自然に恵まれており、小諸城址や龍岡城五稜郭など様々な史跡や美術館等文化的施設が保存、整備されるとともに、カラマツ林やコイ、フナなどの地域資源が育まれています。
- ・ 日照時間の長さを生かした太陽光発電や豊かな森林の存在など、再生可能エネルギー利用の可能性を有しており、民間を中心とした太陽光発電の普及の取組が行われています。
- ・ 管内中央を流下する千曲川や山麓の多くの湧水など、きれいで豊かな流水と地下水に恵まれています。大気環境については、春から夏にかけての関東地方からの移流によるいわゆる光化学スモッグの原因となっている光化学オキシダントの一時的な上昇を除いて、良好な状況にあります。
- ・ 四方を国立・国定公園（上信越高原国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、妙義荒船佐久高原国定公園、八ヶ岳中信高原国定公園）に囲まれ、豊かな自然環境が保たれています。
この豊かな自然環境を生かして、国際的リゾート地軽井沢をはじめ、森林セラピー基地や多くの保健休養地が形成されており、人々の交流と安らぎの場となっています。



環境フェア in 佐久



「森林の里親契約」記念植樹活動
(南相木村)

<施策の展開>

(1) 協働で進める地球温暖化対策

- ・ 長い日照時間という特性を生かし、また、民間の太陽光発電導入の取組を踏まえ、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入の推進を図るとともに、省エネルギーや自然エネルギー利用について、啓発活動などにより普及を進めます。
- ・ 県内最大のカラマツ資源の利用促進などにより、林業・木材産業の振興を図るとともに、森林の里親契約による企業等の取組を二酸化炭素吸収量で評価・認証することで間伐等を促進し、二酸化炭素吸収源としての健全な森林づくりを推進します。

(2) 高原リゾートエリア「佐久」の豊かで美しい自然環境の保全

- 千曲川の上流域として、森林整備等により水源かん養に努めるとともに、清らかな水の保全に取り組みます。
- 千曲川源流トレッキングや水辺観察会などを通じて、水環境に関する環境学習・保全活動を推進します。
- 国立公園をはじめとする優れた自然環境の保全の推進や、自然環境に根ざした伝統文化や農林水産物などの地域資源の活用により、観光の振興に寄与します。
- 住民主体による景観育成住民協定の締結を支援するなど、環境と調和した美しい景観づくりを進めます。
- 地域農産物を生かした地産地消の取組や農薬、化学肥料の使用をできるだけ減らす取組を支援し、環境と共生する農業・農村づくりをめざします。



千曲川源流トレッキング(川上村)



千曲川河川パトロール(立科町 芦田川)

(3) 地域の環境リスクへのきめ細かい対応

- 光化学オキシダントの状況について、常時監視を行うとともに、地域への啓発を図り、健康被害の未然防止に努めます。
- 首都圏に近いという地理的な条件を踏まえ、発生が懸念される不法投棄等の廃棄物の不適正処理を未然に防止できるよう、監視の充実を図るとともに、廃棄物処理施設の適正な維持管理の指導に努めます。
- 水質汚濁事故を防止するため、工場事業者の排水処理施設の適正な管理を指導するとともに、灯油等の流出防止、農薬の適正使用等を周知、徹底します。

2 上小地域

<地域の環境特性>

- ・ 千曲川の中流部に位置し、地域の中央部を千曲川が東西に流れています。
- ・ 気候は、昼と夜の気温較差が大きい典型的な内陸性気候で、晴天の日が多く、全国的にも降水量が少ない地域であり、ため池が多数あります。
- ・ 根子岳、四阿山山麓に広がる菅平高原、湯ノ丸山、烏帽子岳、籠ノ登山山麓に広がる湯の丸高原は、上信越高原国立公園に属し、夏の冷涼な気候と冬の良質な雪に恵まれ、スポーツのメッカとして、また、高原野菜の産地、高山植物の宝庫として知られています。
松本地域との境に位置する標高2,000mに達する美ヶ原高原は、八ヶ岳中信高原国定公園に指定されており、雄大な眺望と四季折々の自然を楽しむことができます。
- ・ 里山には、アカマツ、カラマツなどの針葉樹とコナラなどの広葉樹が混ざり合い、木材生産や山菜、きのこ採取の場として古くから地域の人々と深い関わりのある場所となっています。
- ・ 「信州の鎌倉」と呼ばれる塩田平周辺には、鎌倉時代に造られた国宝や重要文化財の仏閣など歴史的文化遺産が豊かな自然の中に点在し、周辺の田園風景と調和を保っています。
- ・ 保養と健康づくりの場として温泉も多く存在し、人々のやすらぎの場となっています。

<施策の展開>

(1) 多彩な自然環境を生かした魅力ある地域づくり

- ・ 上信越高原国立公園や、地域内で9箇所指定されている郷土環境保全地域など、特色のある優れた自然環境の保全を推進します。
- ・ 高原のさわやかな自然環境、上田城跡、海野宿などの歴史的文化遺産、ため池・棚田などの農村景観といった多彩な地域資源を生かし、美しい景観の創出を推進します。
- ・ 稲刈り等の農村生活を体験できるメニューを提供するなど、都市との交流を通じて農村の活性化を図ります。



美ヶ原高原自然再生事業（ボランティアとの連携によるササ刈り）

（２）環境への負荷の少ない住み良い地域づくり

- ・ 松くい虫対策など健全な森林づくりを進め、地域材の安定供給や利用促進を図るとともに、二酸化炭素の吸収や水源かん養など森林の有する公益的機能の維持・増進を図ります。
- ・ 化学肥料や農薬の使用量を低減した「環境にやさしい農業」を推進するほか、環境と調和した農村づくりを進めます。
- ・ 下水道整備などの生活排水対策の推進などにより、千曲川等の河川の水質浄化を図ります。
- ・ 市町村や住民と連携して廃棄物の適正処理、ごみの減量化・再資源化などを進めることにより、循環型社会の形成を図ります。

（３）地域の生態系の維持・保全

- ・ 地元の住民等と連携して、オオルリシジミなど希少野生動植物の保護回復や美ヶ原高原における植生の回復に取り組むとともに、外来動植物対策を進めるなど、健全な生態系の保全に努めます。
- ・ 水辺観察会などを通して水辺環境保全や環境学習に取り組みます。
- ・ 景観に配慮した水辺空間の整備や、ボランティア活動の推進によるアレチウリ等の外来生物の除去等を進め、住民が水に親しむ環境整備を図ります。



アレチウリ駆除研修会

3 諏訪地域

<地域の環境特性>

- ・ 東に八ヶ岳中信高原国定公園に属する山々が連なり、南には南アルプスを望み、諏訪湖を取り巻く地域と八ヶ岳の山麓に広がる地域から成り立っています。
- ・ 諏訪湖周地域は有数の工業地域として都市化が進展しましたが、このため産業排水や生活排水の影響でアオコが発生するなど諏訪湖の汚染が進みました。
浄化対策に取り組んだ結果、湖沼の汚濁状況の指標である全リン*については、平成18年度、19年度の2年連続で環境基準が達成され、また、COD、全窒素*についても改善傾向が見られるなど、諏訪湖の水質は中長期的には改善の方向にあります。
- ・ 広大な裾野が広がる八ヶ岳山麓地域は夏期の冷涼な気象条件を生かした農業が営まれています。昭和30年代からは蓼科高原を中心に別荘地開発などが進みました。現在では白樺湖から富士見高原を経て山梨県に至る一大リゾート地帯となっており、自然との均衡がとれた開発が求められています。
- ・ 霧ヶ峰高原は江戸時代からの採草により広大な草原となっており、また、八島ヶ原湿原のような貴重な高層湿原がありますが、草原の森林化、裸地化や湿原の乾燥化が進んでいます。



諏訪湖の湖上観察会



諏訪湖の水質検査

<施策の展開>

(1) 「人と生き物が共存する諏訪湖」をめざして

- ・ 諏訪湖水質保全計画に基づき、工場・事業場などの産業排水対策や下水道の供用区域における接続の促進等の生活排水対策に加え、市街地・農地からの流出水対策など、総合的な対策を実施することにより、諏訪湖の浄化対策を推進します。
- ・ 諏訪湖の水辺整備に関するマスタープラン等に基づき、原風景に配慮した湖畔の再整備に努めます。
- ・ 水辺観察会等の環境学習や水辺に親しむ機会の提供等による上流地域としての意識の向上や、住民との協働による環境美化等を進めます。
- ・ 諏訪湖に流入する各河川において、アレチウリ等外来種の駆除など、住民と協力した生態系の保全に努めます。



霧ヶ峰高原の草原の火入れ



横河川の水生生物観察会

（２）変化に富んだ山岳・高原等の自然環境の保全

- ・ 霧ヶ峰自然環境保全協議会等を通じて、地域住民や事業者、関係者等が連携して、自然と人との共生を図り、豊かな自然環境を保全していくための自然再生等の取組を進めます。
- ・ ニホンジカによる八ヶ岳、霧ヶ峰、入笠山等の高山植物や希少種等の食害が深刻化している状況にかんがみ、植生被害対策を推進します。
- ・ グリーン・ツーリズム、エコツーリズムなど、豊かな自然を生かした体験・参加の取組や「鹿食免」を通じた鹿肉利用などの観光振興と連携した野生鳥獣対策を推進します。

（３）産業における環境への負荷の低減

- ・ 岡谷地域公害防止計画に基づき、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染の防止を図ります。
- ・ 優れた技術力を有する産業集積を生かして、産学官の連携により、環境保全のための高度な技術の形成を推進します。
- ・ 企業、経済団体、環境保全団体等との協働による信州省エネパトロール隊の活動の推進により、各企業の地球温暖化対策を支援します。

【用語解説】

*全リン

水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量。

*全窒素

水中に含まれる無機性窒素及び有機性窒素の総量。

4 上伊那地域

<地域の環境特性>

- ・ 南アルプス国立公園、中央アルプス県立自然公園をはじめ、塩嶺王城、三峰川水系、天竜小渋水系の各県立自然公園を有し、その中には、仙丈ヶ岳、駒ヶ岳等の3,000m級の山岳、駒ヶ根高原、三峰川溪谷などがあり、美しい景観を生み出すとともに、自然とのふれあいの場となっています。
- ・ 多くの清流により形成される美しく豊かな水環境を、将来にわたって維持するため、水源地の森林を保全することにより、良質な水を確保していく必要があります。
- ・ 天竜川の河岸段丘とそこに広がる田園は、地域特有の美しい農村景観を形成しています。
- ・ 高遠城址公園のコヒガンザクラ、郷土環境保全地域となっている光前寺、羽広など、自然と一体となった郷土的・歴史的風景が形成されています。
- ・ 自然保護・環境保全・景観育成に関する住民意識が高く、伊那市西箕輪地区が、県下で初めての景観育成特定地区に指定されました。

<施策の展開>

(1) 2つのアルプスと天竜川が織り成す豊かな自然との共生

- ・ 南アルプス国立公園、中央アルプス県立自然公園等の優れた自然環境や森林セラピー基地などの地域資源を生かした観光振興や交流を進めます。また、南アルプスの世界自然遺産登録に向けた市町村の取組を支援します。
- ・ 雄大なアルプスなどの森林を保護するとともに、多様な森林の造成等により、水源かん養機能や二酸化炭素吸収源の増進に努めます。
- ・ 野生鳥獣による被害を防ぐため、防護柵の設置や緩衝帯整備などを進めるとともに、衛生的な食肉処理方法の普及など、総合的な野生鳥獣対策を進めます。
- ・ せせらぎサイエンスなどの水辺観察会や環境に親しむ学習会を開催し、環境学習の機会を提供するほか、環境保全に取り組む地域団体との情報交換や交流を図ります。



自然保護レンジャー



シカの防護柵

（２）環境と調和した美しい地域づくり

- ・ 農業用水路、ため池などの整備に関し、身近な自然にふれあうことができるよう、生態系や景観に配慮した方法での施工を推進します。
- ・ 景観育成特定地区等における地域の美化や景観づくりに関する住民主体の活動を支援し、協働による地域づくりを進めます。

（３）環境への負荷の少ない活力と安心の地域づくり

- ・ 清らかな水環境を守るため、下水道などの整備を促進するとともに、廃棄物処理の適正化・再資源化などを推進します。
- ・ 加工組立型の工業が集積しており、環境保全のための技術力の向上や、生産過程における環境負荷の削減に対する支援を推進します。
- ・ 環境負荷の小さい燃料である木質ペレット*の普及等を図るとともに、バイオマスを活用した再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・ 水道水源の周辺地域の環境状況を適切に把握し、水道水源保全地区の指定を推進します。



「統一 NO・レジ袋デーキャンペーン」



不法投棄監視パトロール

【用語解説】

*木質ペレット

間伐材や製材端材などを粉碎・乾燥・圧縮・成形した固形燃料。

5 飯伊地域

<地域の環境特性>

- ・ 南アルプス国立公園、中央アルプス県立公園、天竜奥三河国定公園、天竜小洪水系県立公園といった多くの自然公園を有し、東西に赤石山脈と木曾山脈がそびえ、その中心を天竜川が南北に貫流して河岸段丘を形成するなど、多様な地形と自然環境に恵まれています。
- ・ 赤石岳や聖岳といった3,000m級の主峰群から光岳など2,000m級の峰々までを有する奥深く変化に富んだ南アルプス南部の山岳地帯は、ライチョウの世界的な生育南限地域であり、また、ハイマツの国内生育南限地域であるなど、豊かな自然の中で貴重な動植物が育まれています。
- ・ 全体的に太平洋側の気候に属し、県内で最も温暖で降水量の多い地域です。
- ・ 体験農園や山村留学、分収林の設定やイベントの開催などにより都市との交流が促進され、豊かな環境を生かした新たなライフスタイル実現の場としての機能が高まっています。
- ・ 人口減少と高齢化の進行による担い手の減少、林業などの産業の収益性の低下などにより、環境保全上重要な役割を果たしている中山間地域の農林業が低迷しています。
- ・ 「地域ぐるみ環境ISO研究会」などにより、各事業所の環境問題への取組支援が行われています。
- ・ 住民の出資協力を得た太陽光発電事業等、地域の取組による温暖化対策が展開されています。

<施策の展開>

(1) 太陽と森の恵みを生かした温暖化対策の推進

- ・ 太陽光や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入に適した地域特性を生かし、その利用促進を図ります。
- ・ 矢作川下流域や二酸化炭素排出削減に取り組む都市部との交流を推進するなど、地域の協力を得ながら森林の整備・育成を進め、水環境保全、地球環境保全に取り組みます。
- ・ 森林整備に必要な林道、作業道等の整備を行うとともに、間伐等を推進・実行する人材を育成するなど、林業の振興を図ります。



アレチウリ駆除

(2) 環境への負荷の少ない循環型社会の形成

- ・ 事業者、消費者団体等や行政が協働して、レジ袋削減を推進するなど身近な実践活動を通じて循環型社会づくりを進めます。
- ・ 廃棄物の適正処理や、排出抑制、再資源化の推進を図るとともに、阿智処分場用地の適切な管理に努めます。
- ・ 浄化槽等の整備促進を図り、河川の浄化を進めるなど、良好な生活環境の保全に努めます。

(3) 豊かな南信州の自然と調和した魅力ある地域づくり

- ・ 自然保護活動団体と連携して希少野生動物の保護に努め、優れた自然環境の保全を推進するとともに、体験型のグリーン・ツーリズム、エコツーリズムの支援など、適正な利用の促進を図ります。
- ・ 野生鳥獣による農林業被害の軽減を図るため、防護策設置や緩衝帯整備を推進するとともに、地域で行う捕獲対策やジビエ等への利用促進を図ることにより、総合的な野生鳥獣対策を進めます。
- ・ 遊休農地の活用や農林業体験学習を行う小中学生の受入れ支援などにより、農山村の活性化と集落の維持を図り、里地・里山の保全を進めます。
- ・ 生態系や景観に配慮した河川改修を推進するとともに、水辺のビオトープなどの自然体験の場の提供に努めます。



食害防護柵



せせらぎサイエンス

6 木曽地域

<地域の環境特性>

- ・ 西部の御嶽山と東部の木曽駒ヶ岳を主峰とする中央アルプスは、県立自然公園に指定されており、開田高原や木曽駒高原のほか、水木沢天然林、赤沢自然休養林、南木曽岳など、身近で豊かな自然と親しむことができます。
- ・ 標高差が大きく、かつ、変化に富んだ地形となっており、面積の93%を森林が占めています。年間降水量は、南部では2,000mmを上回り、御嶽山周辺では3,000mmを超えるところもあります。
- ・ 旧中山道に沿って、福島関所跡や妻籠宿などの歴史的文化遺産が保存され、自然と調和した景観を形成しています。また、広域的な連携による景観づくりが進んでいます。
- ・ 木曽川源流の木曽地域は、下流域の水源地域として重要な役割を果たしています。また、水力によるクリーンなエネルギーも生み出されています。
- ・ 澄んだ大気と光害の少ない利点を生かし、学術研究機関による天体観測が行われています。



木曽馬の里（木曽町開田高原）から望む御嶽山

<施策の展開>

(1) 水と緑のふるさと・木曽の豊かな環境の保全

- ・ 水源地域として中京圏など木曽川下流域との交流を通じて、ともに森林と水源に対する理解を深め、「水と緑のふるさと」にふさわしい豊かな環境の保全に取り組みます。
- ・ 植樹、間伐及び下刈りの推進等による森林の整備や、県産材利用の促進による林業の活性化を進め、二酸化炭素の吸収、水源かん養など森林の公益的機能の増進を図ります。
- ・ アレチウリ等特定外来生物種の周知及び計画的な駆除に努めるとともに、川辺の遊歩道等の維持管理や植栽等の作業を地域住民との協働で行い、水辺の景観の維持に努めます。
- ・ 公共下水道等による集合処理に加え、集合処理方式が難しい地域においては、浄化槽の整備を推進するなど生活排水の適正処理を進めます。

(2) 自然と共生する安らぎの山里づくり

- ・ 森林セラピー基地「赤沢自然休養林」や木曾川の源流「水木沢天然林」など、豊かな森林資源を生かした癒しと健康づくりの拠点として自然とふれあう環境の整備を推進します。
- ・ 住民、NPO、町村等との協働により、木曾川本支流などの地域資源を生かした自然体験や環境学習のプログラムの提供を進めます。
- ・ 農林業の担い手の育成に努めるとともに、地域の実情にあった総合的な野生鳥獣対策を進め、農地や森林の遊休地化による環境の悪化の防止に努めます。
- ・ 「水の始発駅」周辺のビオトープをはじめ、生物とのふれあいの場を整備するほか、ホタルやモリアオガエルなどの希少な生物が生息できる環境づくりを進めます。



水木沢天然林（平成の名水百選）での木曾川上下流交流サマーキャンプ



「未来世紀へつなぐ緑のバトン」植樹祭（王滝村）
（長野県西部地震による崩壊地にミズナラを植樹）

(3) 地域で取り組む「美しい木曾」の創造

- ・ 木曾地域全町村が制定した「ポイ捨て禁止条例」に基づき、地域が一体となって環境美化に取り組み、快適で住みやすいまちづくりを推進して「美しい木曾」を創ります。
- ・ ごみの分別と生ごみのたい肥化など地域全体で3R活動の推進を図り、廃棄物による環境への負荷の削減に努めます。



木曾地域全町村で「ポイ捨て禁止条例」施行

7 松本地域

<地域の環境特性>

- ・ 日本の屋根と呼ばれる北アルプスと美ヶ原高原に囲まれた盆地を中心に、上高地、乗鞍高原、高ボッチ高原、聖高原等の山々と、梓川、奈良井川、穂高川等の清流に囲まれ、また、地域の西側が中部山岳国立公園に、東側が八ヶ岳中信高原国定公園に指定されているなど、豊かな自然環境に恵まれています。
- ・ 国営アルプスあづみの公園（堀金・穂高地区）や県営烏川溪谷緑地が整備され、自然環境と調和した公園として利用が図られています。
- ・ 「安曇野」をはじめ、北アルプスのふもとに広がる田園、果樹園、屋敷林などの、山岳を遠景とした情緒豊かな農村景観、沿道景観が広がっています。
- ・ 国道 147 号・148 号に景観育成重点地域が指定されているほか、安曇野市をはじめとして各地域で 30 の景観育成住民協定が締結されています。
- ・ 安曇野わさび田湧水群、まつもと城下町湧水群など、地域の生活に溶けこんでいる清澄な水や水環境に対する地域住民等による保全活動が高く評価されています。



乗鞍岳一帯での高山植物保護パトロール

<施策の展開>

(1) 山岳・高原の豊かな自然環境の保全

- ・ 自然公園における利用と保全の調和を図るため、公園施設の整備や維持管理を進めるとともに、地元関係者と連携して乗鞍・上高地のマイカー規制などの取組を推進します。
- ・ 美ヶ原高原における在来植生の復元やニホンジカによる植生被害対策など、地域住民、土地所有者、関係行政機関等が連携した環境保全活動を推進します。
- ・ 北アルプスなどの優れた山岳環境を保全するため、山小屋トイレのし尿処理方法の改善を進めるとともに、登山道利用者の協力による登山道の維持・補修体制の構築を図ります。
- ・ 上高地を中心に流域に生育するケシヨウヤナギ群落や乗鞍高原のミズバショウ群生地などの多様な水辺の動植物の生態系保護を図るなど、水環境の保全に向けた取組を進めます。



美ヶ原高原でのササ刈り



奈良井川でのアレチウリ駆除

(2) 地域の協働で進める生活環境の保全

- ・ 安曇野わさび田湧水群やまつもと城下町湧水群など、豊富で清らかな湧水の地域住民による保全活動を促進するとともに、地下水の水質保全、かん養に努めます。
- ・ 犀川安曇野流域下水道の整備を進めるとともに、下水道接続率を上げるための啓発活動に努めます。
- ・ 地域住民との協働により、堰（せぎ）の水質調査や動植物調査、周辺美化等の適切な管理を図ることなどにより、環境保全に対する意識の高揚や学習の推進に努めます。
- ・ ごみの不法投棄から河川等を保全するため、住民、事業者、行政が協働で美化活動を推進します。
- ・ 安曇野の特長的な景観を育んできた田園、屋敷林等の景観資産を守り、育て、生かすため、住民による主体的な保全の取組を推進します。



烏川溪谷緑地でのせせらぎサイエンス研修

(3) 森林・農山村の多面的機能の維持・発揮

- ・ 健全な森林づくりを推進し、カラマツ・アカマツ材の利用を促進するとともに、二酸化炭素吸収源等としての森林の機能の維持を図ります。
- ・ 環境と調和し、自然と共生する農業の振興を図り、地産地消など新たな地域内流通を推進します。

8 大北地域

<地域の環境特性>

- ・ 雄大な北アルプス、豊かな水をたたえる仁科三湖、姫川や高瀬川の清流、山麓に連なる森林など、豊かな自然に恵まれています。気候は全般に冷涼で、南部は少雨の内陸性気候、北部は全国有数の豪雪地帯です。
- ・ 北アルプスの一部は中部山岳国立公園に、小谷村の北東部は上信越高原国立公園に属し、姫川源流(白馬村)、唐花見湿原(大町市)、角間池(小谷村)の3か所が県自然環境保全地域に指定されています。
- ・ 高山植物の種類が豊富で固有種、希少種も多い「白馬連山高山植物帯」を擁しています。また、特別天然記念物の「ライチョウ」や、白馬村固有の種である「ハクバサンショウウオ」など貴重な動物が生息しています。
- ・ 郷土環境保全地域に指定されている国宝仁科神明宮をはじめ、有形無形の多様な文化財が受け継がれています。
- ・ 山岳、田園、湖などが織り成す美しい景観を保全するため、国道147号・148号沿道を中心とした区域が景観育成重点地域に指定されています。
- ・ 平成21年春に開園予定の国営アルプスあづみの公園(大町・松川地区)は、訪れる人のやすらぎの場になるとともに、自然や風土などの学習拠点としての機能も期待されています。



水辺での環境学習 木流川(白馬村)

木崎湖(大町市)

<施策の展開>

(1) 北アルプス山麓の自然や風土が育む豊かな環境の保全

- ・ 北アルプスを中心とした中部山岳国立公園や仁科三湖などの恵まれた自然や、農山村や里山などの暮らしの中で育まれた身近な環境の保全に努めます。
- ・ ニホンジカ等の野生鳥獣の高山帯への侵出など、北アルプスにおけるライチョウの生息環境の悪化が懸念されており、調査や植生復元など保護回復のための取組を進めます。
- ・ 長野オリンピック・パラリンピック会場となった競技施設やその周辺の環境に関する現況を調査し、今後の自然環境の保全対策などに活用します。
- ・ 自然保護レンジャー・自然観察インストラクターの活動や、市立大町山岳博物館等の学習拠点と連携した講座の開設などを通じて、自然環境保全に関する啓発を進めます。

(2) 自然の恵みを生かし自然と共生する里づくり

- 豊かな自然や優れた景観などを保全するとともに積極的に情報発信し、国内外から多くの旅行者が訪れる、体験型・滞在型観光の取組を進めます。
- 優れた農畜産物等を認証する「北アルプス山麓ブランド」の展開や体験型農業の推進など、地域の特性を生かした先導的な取組により、農林業振興や都市・農山村交流を進めます。
- 森林による水源のかん養、二酸化炭素吸収源、保健休養などの機能が十分に発揮できるよう、適正な間伐と森林の有効活用を進めます。
- ニホンザルやツキノワグマ等の野生鳥獣による被害を防ぐため、防護柵の設置や農地周辺の刈り払いなどの対策を進めます。

(3) 澄んだ水と空気の保全と良好な生活環境づくり

- 下水道の普及や浄化槽の適正な管理により生活排水の適正処理を進めるとともに、水質や大気の監視を行い、生活環境の保全に努めます。
- 仁科三湖や身近な河川での水辺観察会や美化活動等を通じて、水環境保全に対する啓発や美しい水辺空間の保全に努めます。
- レジ袋削減のためのマイバッグの普及やエコドライブの啓発、適切な森林整備の推進など、地球温暖化防止の取組を進めます。
- 地域が一体となり、ごみの減量化やリサイクルを促進するとともに、廃棄物に関する監視指導を徹底し、不適正処理や不法投棄の防止に努めます。



八方尾根の植生回復をめざす取組
(自然素材のマットを敷き、高山植物の植生を促進)



池田ふるさと祭でのリユース食器の活用
(再利用できるカップを使ってごみを減量)



身近な環境を美しく保つ地域活動 (中学生が取り組む河川・道路の清掃)

9 長野地域

<地域の環境特性>

- ・ 千曲川と犀川が合流する善光寺平を中心に、等高線に沿うよう緑に彩られた田園地帯、そして亜高山帯の山地が広がっています。
- ・ 周辺部には上信越高原国立公園に位置する飯綱高原・戸隠連峰、黒姫高原・野尻湖、峰の原高原を望み、また南には聖山高原県立自然公園と、豊かな自然環境に恵まれています。
いずれの地域も、市街地と公園区域の間を結ぶ里山を含め、四季折々の自然と身近にふれあえる環境にあります。
- ・ 高度な都市機能を有する都市部と、ふるさとの自然が残る周辺農山村部との間で、調和のとれた地域づくりをいかに進めるかが課題となっています。
- ・ 田毎の月で有名な姨捨の棚田などでは、景観の保全に配慮した農業生産活動が行われています。

<施策の展開>

(1) 自然と共生する持続可能な社会づくり

- ・ スギ、カラマツの人工林について、森林整備や保安林の指定を進めるとともに、郷土種の広葉樹の発生を促進して、二酸化炭素吸収機能や水源かん養機能を高めます。
- ・ 生ごみのたい肥化等のバイオマス循環利用を促進するなど、ごみの減量化に努め、3Rを推進します。
- ・ 野尻湖の水質の改善等に向けた新たな湖沼水質保全計画の策定や、千曲川流域下水道の整備などを進め、水環境の保全に向けた取組の充実を図ります。

(2) 環境パートナーシップによる地域の活動の促進

- ・ 事業者や住民との協働により、レジ袋削減や食品トレイ削減、マイバッグ持参の普及に努めるほか、食品産業、観光産業などと連携した地産地消を推進します。
- ・ 水辺の楽校プロジェクトの推進などにより、子ども達が水生生物などに親しみ、学習する機会を提供します。
- ・ 千曲川沿江市町村で展開される住民・行政一体の河川環境整備を継続するとともに、ごみの不法投棄防止パトロールを進めます。
- ・ 住民組織やNPOなど地域の多様な担い手と協働し、その活動を支援することにより、森林整備や野尻湖の水質浄化対策を進め、パートナーシップによる環境保全活動を推進します。



野尻湖クリーンラリー

(3) 都市と農山村との交流・連携による環境にやさしい地域づくり

- ・ 上信越高原国立公園を中心とした優れた自然環境や農山村の生活文化など様々な観光資源を生かして、グリーン・ツーリズムや森林セラピーなど、体験型や滞在型の観光の推進を図ります。
- ・ 歴史ある町並みや、豊かな自然環境、伝統文化など、都市部・農山村部それぞれの地域が有する資源を生かし、環境と調和した個性あふれるまちづくりを進めます。
- ・ 棚田オーナー制度など、都市住民と地元農業者との結びつきを強化し、生産基盤の確保に併せて景観や環境の保全の推進を図ります。



棚田の保全活動



町並みの保全活動

10 北信地域

<地域の環境特性>

- ・ ほぼ中央部を千曲川が流下し、北部は日本有数の豪雪地帯です。
- ・ 志賀高原や斑尾高原などの雄大な自然景観に恵まれており、また、この地に生まれた高野辰之作詞による「故郷」にうたわれた里山の姿を、今日に数多く残しています。
- ・ 東部山岳地帯は、ほぼ全域が上信越高原国立公園に属し、貴重な高層湿原など豊かな生態系を残す自然の宝庫となっています。また、ブナ林の天然林に育まれた手つかずの自然が残るなべくら高原のある関田山脈では、信越トレイルが全線開通しました。
- ・ 十三崖のチョウゲンボウ繁殖地や黒岩山のギフチョウ及びヒメギフチョウ生息地、志賀高原石の湯のゲンジボタル生息地が国の天然記念物として指定を受けており、地域の人々によって大切に守られています。
- ・ 「福島新田」、「八ヶ郷用水」など営農の中で築かれた農村資源があります。
- ・ 木島平村の「龍興寺清水」をはじめとする湧水は、地域住民にうるおいを与えています。



地元住民に親しまれる龍興寺清水（平成の名水百選）

<施策の展開>

（1）ふるさと・北信州の美しい里地・里山づくり

- ・ 里山の保全や、遊休農地の再生活用などに取り組み、美しい棚田等の景観の維持など、農山村の多面的な機能の維持・発揮に努めます。
- ・ 千曲川や高社山の雄大な眺望を背景に、沿道の花や樹木、菜の花畑、果樹園などが映える、美しい沿道景観・田園景観の育成を図ります。
- ・ 野生鳥獣の適正保護管理に努めるほか、アレチウリ等の外来動植物の駆除を住民と協力して推進します。

(2) 農山村の活性化を通じた環境保全の推進

- ・ 地域木材の利用促進や森林の間伐等を進め、二酸化炭素吸収源として地球温暖化防止に資する健全な森林づくりを推進します。
- ・ 農作物の地産地消を推進し、長距離輸送等による環境への負荷の軽減を図ります。
- ・ 環境への負荷の少ない冷熱エネルギーである雪を活用し、農作物や食品の低温貯蔵などを進めます。
- ・ 持続性の高い農業技術の導入を進めるため、産地ぐるみでエコファーマーの認定取得をめざす農業者等を支援します。
- ・ 森林セラピー、エコツーリズムなど、地域の豊かな自然を活用した通年型観光や、宿泊施設による環境にやさしい取組の推進を図ります。

(3) 良好な生活環境の維持・保全

- ・ 住民によるホテルなどの生態系保全や水辺景観形成の取組を支援するほか、子ども達の水辺観察会の開催等、自然とふれあう環境学習の場の提供に努めます。
- ・ 河川の水質汚染を防止するため、汚水処理施設の監視を行うとともに、地域の浄化槽等の整備や適正な維持管理を図ります。
- ・ きのこ使用済培地、食品残さ等バイオマス資源の効率的な循環利用等により、廃棄物の減量化、資源化を推進します。
- ・ 廃棄物の排出事業者や処理事業者に対する監視指導や啓発の実施により、廃棄物の適正処理を推進します。



志賀高原石の湯のゲンジボタル生息地の環境整備



夜間瀬川でのせせらぎサイエンス



里山を巡る全長 80km の信越トレイル

第6章 計画の推進体制と主体別の行動指針

1 計画の推進体制

(1) 計画の推進

この計画の推進を図るために、県に部局横断組織である「環境管理推進委員会」を置き、全庁的な環境施策の推進体制を構築します。

環境管理推進委員会

会 長：副知事

構成員：企画部長 総務部長 社会部長 衛生部長 環境部長 商工労働部長 観光部長
農政部長 林務部長 建設部長 会計管理者 公営企業管理者 教育長 警察本部長

所掌事務：環境基本計画の総合的な推進、各部局にわたる環境に関する施策の調整 等

また、県民、市町村、事業者、民間の団体との協働により環境保全活動を進めるため、「信州豊かな環境づくり県民会議」を運営するとともに、様々な機会を通じて各主体との連携に努めます。

信州豊かな環境づくり県民会議

設立目的：県民総参加により、自然と人との共生し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な郷土を築く。

（平成9年、初めて長野県環境基本計画を策定した際に、行動指針の推進母体として設立された。）

構成団体：県の規模で組織されている97団体（平成21年2月現在）

事業内容（平成20年度）

- ・地球温暖化防止運動…家庭での取組の促進、エコドライブの推進等
- ・循環型社会形成に向けた取組…ごみ減量化キャンペーン、リサイクル推進認定制度の実施等
- ・「環境にやさしい買い物キャンペーン」の実施
- ・研修会の開催、環境保全に関するポスター・標語の募集、個人・団体の表彰 等

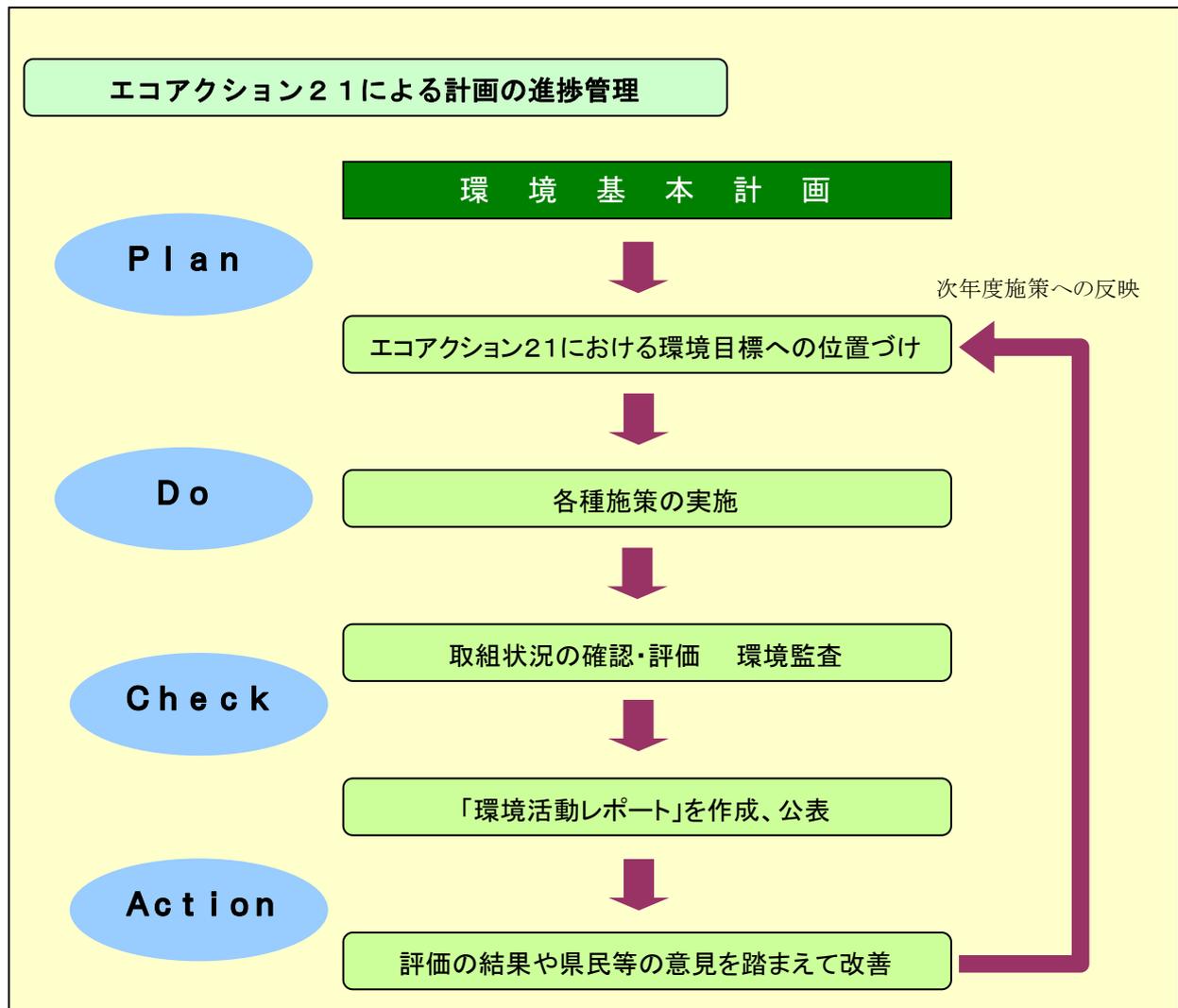
(2) 計画の進捗管理と評価

本県は、すべての県機関を対象に、環境管理システム「エコアクション21」に取り組んでいます。この計画に定める施策及び目標を基に、毎年度のエコアクション21の環境目標を定め、内部及び外部の環境監査を通じて、取組の進捗状況について点検を行います。

点検の結果については、「環境活動レポート」として取りまとめ、公表します。また、レポートは長野県環境基本条例第11条の規定による「環境白書」に掲載し、長野県環境審議会に

報告します。

エコアクション21による点検結果や、県民や環境審議会から出された意見は、個別の計画策定や次年度の事業等に反映し、PDCA サイクル（Plan:計画, Do:実践, Check:点検, Action:見直し）による継続的な改善・推進を行います。



このほか、中期総合計画に定められた主要施策等については、県の政策評価制度により、毎年度実施状況についての評価を実施し、結果を公表するとともに、県議会に報告を行い、事業等の見直し、改善や次年度の予算編成に反映させていきます。

2 主体別の行動指針

今日の環境問題は、その多くが一人ひとりの日常生活や、通常の事業活動に起因するものです。環境への負荷の少ない持続可能な社会を作るためには、県民、事業者がそれぞれ環境に配慮した行動を取るように心がけていただくことが不可欠です。

この計画では、県民が環境負荷の少ない「エコライフ」を送り、健康で文化的な生活を確保するため、また、事業者が環境にやさしい事業活動を行うため、日常的にどのような行動を取ることが望ましいかを示す「主体別の行動指針」を定めました。

県は、市町村とも協力しながら、様々な機会を通じて、県民、事業者の皆様はこの行動指針の実践を働きかけるとともに、優れた取組を応援してまいります。環境保全のための取組への積極的な参加をお願いいたします。

基本的な行動指針	
県民	・快適な日常生活が環境に負荷をかけていることを認識し、一人ひとりが環境への負荷の少ないライフスタイルへの転換を図ります。
事業者	・資源・エネルギーの消費や、廃棄物の発生など事業活動が環境への負荷を生じさせていることを認識し、可能な限り環境にやさしい事業活動とするための取組を進めます。

(1) 地球環境の保全

～信州から発信する
低炭素型の地域づくり～



県民	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグの使用や再利用できる容器の選択などにより廃棄物の発生を抑制し、発生してしまう廃棄物はリサイクルできるよう努めます。 ・家電製品等の購入に当たっては、省エネルギー性能の高い製品やノンフロン製品を選択します。 ・住宅の建築に当たっては、低炭素社会づくりに配慮した省エネルギー型住宅を選択するとともに、健全な森林の育成や運搬の際に排出されるCO₂を削減するため、県産材を活用するよう努めます。 ・住宅用の太陽光発電の導入やペレットストーブなどによるバイオマス燃料の利用など、再生可能エネルギーを活用するよう努めます。 ・自家用車の利用を見直し、可能な限り自転車や公共交通機関への転換を図ります。
----	---

- ・自家用車の購入に当たっては、ハイブリッド車やより低燃費の車を選択します。また、運転に当たってはエコドライブを心がけ、不要なアイドリングは行いません。
- ・温暖化対策としての森林づくりの重要性を認識し、森林づくりのための活動に積極的に参加します。
- ・森林・林業への理解を深め、間伐材などの県産材や木質バイオマスを積極的に活用します。
- ・カーボンオフセット等の取組を活用するよう努めます。
- ・地球温暖化防止に関する様々な取組や学習会などに積極的に参加します。

事業者

- ・省エネ診断の受診や環境マネジメントシステムの導入などにより、積極的な環境保全のための取組を推進します。
- ・低炭素社会づくりに配慮した省エネルギー化が可能な建築物の導入や事業所のエネルギー管理の徹底、建物全体の省エネルギー化を進めます。
- ・工場や事業所等での機器の導入や物品の購入に当たっては、省エネ性能が高い機器や環境負荷の少ない製品を選択するグリーン購入を行います。
- ・運送用トラックなど業務用車両への低燃費車の導入やバイオ燃料の使用に努めるとともに、その運行に当たってはエコドライブを心がけ、不要なアイドリングは行いません。
- ・CSR活動として森林づくりなどの環境保全活動に参加するとともに、森林のCO₂吸収の認証を積極的に取得します。
- ・森林のもつ多面的な機能を持続的に発揮させるよう、適正な間伐による森林整備を行うなど、健全な林業を推進します。
- ・森林・林業への理解を深め、間伐材などの県産材を活用した製品の供給と、木質バイオマス等の利活用を進めます。
- ・メタン、一酸化二窒素の排出量を削減するため、完熟たい肥の活用や窒素肥料の適正使用を進めます。
- ・カーボンオフセットやカーボンフットプリント、国が試行する排出権取引などの取組に参加するよう努めます。
- ・温暖化防止のための地域の様々な取組に積極的に参画するとともに、県民やNPO等との連携・協力を努めます。
- ・脱フロン型生産体制の整備やフロンの回収適正処理を進め、フロンの大気中への漏出を防ぎます。

家庭でできる温暖化対策		
NO	取組内容	CO ₂ 削減量(kg/年)
1	冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する。	32.5
2	週2回往復8kmの運転をひかえる。	184
3	毎日5分間アイドリングストップを行う。	38.6
4	待機電力を50%削減する。	60.1
5	シャワーを1日1分家族全員が減らす。	69.0
6	毎日風呂の残り湯を洗濯に使いまわす。	6.6
7	毎日、ジャーの保温を止める。	34.2
8	家族が同じ部屋で過ごし、暖房と照明の利用を2割減らす。	238
9	毎日買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ。	58.3
10	テレビを見る時間を1日1時間減らす。	14.2

出典・算定 全国地球温暖化防止活動推進センター
算定根拠：<http://www.jccca.org/content/view/1053/678/>

家庭からの二酸化炭素排出量算定用CO ₂ 換算係数		
電気	0.481 kg/kWh	2006年度中部電力(株)の温室効果ガス排出係数
ガス	2.08 kg/m ³	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(第3条)
灯油	2.49 kg/l	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(第3条)
ガソリン	2.32 kg/l	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(第3条)

(参考)省エネ家電製品により温室効果ガス排出量削減効果を算出できるサイト：
<http://shinkyusan.com/index.html>

(2) 生活環境の保全

～安全・安心
な生活環境の保全～



県民

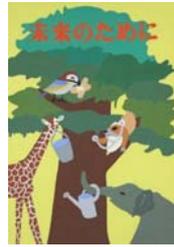
- ・雨水貯留タンクや浸透ますの設置、緑化に努め、雨水の利用や浸透を図ります。
- ・こまめに水を止めたり、節水型の設備・機器の利用など節水を心がけます。
- ・洗剤の適量使用や、食用油の使い切り、リサイクル活用など適正処理を進め、河川等へ汚濁負荷を流出させないように努めます。
- ・灯油等の取扱いに当たっては、漏えいのないように十分注意します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・水源のかん養、県土の保全などの森林づくりの重要性を認識し、森林づくりのための活動に積極的に参加します。 ・河川の上下流の住民交流を深め、水環境保全の意識の共有を図ります。 ・下水道や農業集落排水施設等への速やかな接続と適正利用、合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理に努めます。 ・必要以上のテレビ音量や自動車の空ぶかしなど、他人の迷惑になる音や臭いを出さないようにします。 ・美しい星空を守るため、屋外照明の強さや向きに配慮して光害の防止に努めます。 ・肥料や農薬に対する正しい知識を学び、環境にやさしい農業への理解を深めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめに水を止めたり、節水型設備・機器を導入します。また、雨水貯留タンクや浸透ますの設置、非舗装面の確保や緑化などを進め、水の再利用や水循環の確保を図ります。 ・事業の実施に当たっては、水源地の森林の保全に十分配慮します。 ・定期的に排水や事業場内の地下水の水質測定を実施し、排水基準等の適合状況を確認するとともに、環境報告書等により積極的に情報を公開します。また、排水や原料の漏えいに注意し、土壌汚染防止に努めます。 ・下水道への速やかな接続や合併処理浄化槽の設置、適正な維持管理を図ります。 ・低騒音機械の導入、機械の適正設置・操作、効果的な防音壁の設置、緩衝空間の確保などにより騒音や振動の発生防止に努めます。 ・工場・事業場施設の密閉、排気の適正処理などにより悪臭発生の防止に努めます。 ・アスベストの処理に当たっては法令を遵守し、周囲への飛散などが無いよう適正な処理を徹底します。 ・ダイオキシン類やばい煙、粉じん等発生施設を適正に管理するとともに、定期的に排出ガスの測定を行います。 ・有害物質や化学物質を取り扱う場合には、管理を徹底するとともに、回収や再利用などによって排出量の削減に努めます。 ・美しい星空を守るため、夜間操業時の光の漏えい低減や屋外照明の強さや向きに配慮して光害の防止に努めます。 ・化学肥料や化学合成農薬の使用を出来るだけ減らし、環境にやさしい農業を実践します。 ・法律に基づき、家畜排せつ物の適正な管理や、たい肥化による有効活用を図るとともに、ふん尿の流出や悪臭発生の防止に努めます。

・養殖業においては、国の内水面養殖管理指針に基づき、適正な給餌管理に努めます。

(3) 自然環境の保全

～豊かな自然から学び、
自然と共生する社会づくり～



県民

- ・地域に生息・生育する希少野生動植物について、地域ぐるみで保護活動を行います。
- ・地域に存在しない動植物を放したり、持ち込まないようにします。
- ・ブラックバス等の外来魚により在来魚への被害や生態系のかく乱が生じていることを理解し、駆除に協力するとともに、捕獲した外来魚は再放流しない、また、他の場所に放さないなど拡大の防止に努めます。
- ・野生動植物に関する正しい知識の習得に努め、豊かな生態系が維持されるように適正に自然公園等を利用します。
- ・自然観察インストラクターによる学習の機会や、自然観察会など自然とふれあう機会に積極的に参加します。
- ・みどりの募金等を通じて、環境緑化の推進に貢献します。
- ・手入れの遅れた里山の森林整備を推進するとともに、県産材利用指針に基づき積極的に県産材を利用します。
- ・農業・農村の多面的機能が発揮されるよう、地域ぐるみで農村資源の保全管理に取り組む共同活動へ参画します。
- ・農業への理解を深め、遊休農地の活用に向けた取組に積極的に参加します。
- ・野生鳥獣との共存のために、集落ぐるみで農林業の被害防止対策を実施します。

事業者

- ・漁業関係者は、ブラックバス等の外来魚の生息拡大を防ぐために、捕獲駆除等を進めます。
- ・事業計画の策定や事業の実施に当たっては、自然環境への配慮を徹底します。
- ・山小屋経営者は、立地条件に応じたし尿処理施設を導入するなど、山小屋トイレのし尿処理方法を改善します。
- ・持続的な森林経営かつ健全な林業生産活動を進め、森林を適正に維持管理して森林資源の活用を図るとともに、森林づくりのための知識や技術を提供します。
- ・森林や農地がもつ多面的機能が十分に発揮されるよう森林や農地を適正に維持管理します。

- ・企業のCSR活動として、森林づくりに積極的に参加・協力するよう努めます。
- ・開発に当たっては、森林のもつ多面的な機能の持続的な発揮に支障を及ぼさないよう配慮します。
- ・地域の特性に応じて、信頼性の高い県産材製品を安定的に生産、供給します。
- ・天敵を用いた病害虫防除や有機性資源を利用した、環境にやさしい農業を実践します。
- ・地域住民と連携し、遊休農地の有効活用に努めます。

(4) 資源循環型社会の構築

～廃棄物の発生抑制
・資源循環等による
環境負荷の最小化～



県民

- ・ペットボトル等使い捨て商品の使用を控えて、長く繰り返し使える商品、リサイクル商品、詰め替え商品、エコマーク*・グリーンマーク*商品等、環境にやさしい商品や製品を積極的に購入します。
- ・買い物袋を持参し、不要なレジ袋や過剰な包装などはきちんと断り、家庭のごみを減らします。
- ・食品や料理などは「買い過ぎない・作り過ぎない」を心がけ、食べ残しや手つかずによる食品残さ（生ごみ）を減らします。
- ・ものの大切さ、「もったいない」という考え方の必要性を再認識し、長寿命の家や商品を選択したり、故障した時は修理するなど、長期間大切に使います。
- ・家電リサイクル法など、各種リサイクル法で定められたリサイクル料金を適正に支払い、適切な再生処理や再資源化がなされるように努めます。
- ・不用品の交換会やフリーマーケット、地域の集団回収や資源回収に積極的に参加し、リユース・リサイクル活動の輪を広げるなど、暮らしにおける3R活動を実施していきます。
- ・家庭ごみの排出に当たっては、市町村が定めた区分とルールに従い、適正な分別収集やリサイクルに協力します。
- ・外出や行楽時等のごみの持ち帰りを徹底し、豊かな環境づくりを進めます。
- ・地域や学校などでごみ拾いやパトロールに取り組み、空き缶やたばこのポイ捨てや野焼き防止について、地域ぐるみでモラルの向上に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄を発見したら、すみやかに関係機関に通報し、県民総ぐるみで早期発見、早期対応に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大生産者責任についての認識を深め、製品が環境に与える影響を数値化するライフサイクルアセスメント手法や、環境配慮設計の活用による環境にやさしい省資源型ものづくりを進めます。 ・製造工程のロスを負の製品のコストとして評価を行うマテリアルフローコスト会計の導入による、製造工程での環境負荷低減と生産性向上の両立を図ります。 ・事業活動に伴って発生する廃棄物の抑制、減量化、再資源化・再利用を計画的に進めます。 ・製品の製造に当たっては、再生資源やリサイクル品などを積極的に利用するとともに、製品の耐久性の向上、補修サービスの充実など製品の長寿命化に努めます。 ・過剰な包装・梱包の見直しやレジ袋の削減、通い箱の使用など、廃棄物の排出削減に努めます。 ・食品販売や食事サービスの提供などに当たっては、適切な在庫管理や提供方法の工夫により食品廃棄物の削減に努めます。 ・産業間の連携等による資源の適正・効率的な循環利用を推進し、ゼロ・エミッションの実現に向けた取組を進めます。 ・「信州リサイクル製品」など再生品の積極的な利用を進め、限りある資源の循環的利用を促進します。 ・事業活動に当たっては、サービサイジングなどの新たなサービスを積極的に導入します。 ・農業用廃プラスチック類等の適正処理に努めるとともに、排出量の抑制に向け、生分解性マルチ等の活用を進めます。 ・家畜排せつ物等の有機性資源の有効活用による土づくりに努めます。 ・排出者責任についての理解を深め、廃棄物条例に基づく「排出者の講ずべき措置」を的確に実施します。 ・廃棄物の管理や処理に当たっては、関係法令を遵守し、適正かつ安全に行います。また、処理の委託に当たっては、書面により契約を締結した上でマニフェストを交付し、最終処分まで適正に処理されたことを確認します。 ・地域社会での資源物回収への積極的参加など循環型社会の構築や地域の美化に貢献するCSR活動を展開します。また、不法投棄の防止について従業員に対する啓発に努めます。

(5) 参加と連携

～環境パートナーシップの確立
と環境を軸とした
経済・地域の活性化～



県民

- ・子ども達は、学校や地域で学んだ環境保全の意識・取組を、家族にも伝えます。大人達は、子ども達への環境学習の機会の提供に努めます。
- ・家庭や地域で、自然体験や省エネルギーに関する活動などの自主的な環境学習・環境教育に取り組みます。
- ・地域の自然や文化を守るとともに、環境学習の場に積極的に参加します。
- ・家庭、学校、職場等、日常の暮らしのすみずみで、「もったいない」を実践します。また、家庭でも幼い頃から「もったいない」の気持ちを育みます。
- ・森林のもつ公益的機能を十分に理解し、流域内の住民の交流を通じて、その保全に努めます。
- ・循環型資源である森林や木材に関する「木育活動」や環境学習の場に積極的に参加し、森林づくりなど環境保全への理解を深めます。
- ・環境ボランティア団体やNPO、企業などが行う環境保全活動に協力します。
- ・環境保全の取組・活動や地域の清掃活動に積極的に参加します。
- ・環境保全活動を積極的に行う企業の、環境にやさしい製品やサービスを選択するようにします。
- ・「農村環境保全活動」や「地産地消」等に積極的に取り組みます。
- ・エコファーマーを支援し、県産農産物の利用に努めます。

事業者

- ・企業の環境報告書を公表するとともに、環境保全の取組について子ども達をはじめとした地域住民に見学などを通して紹介するなど、地域の環境学習に協力します。
- ・環境保全を担当する従業員に対する研修を行うなど、従業員の資質向上に努め、企業の環境人材の育成を推進します。
- ・従業員やその家族に対して、美化活動への参加誘導や企業の環境保全の取組を広く紹介するなど、環境に対する意識の高揚に努めます。
- ・農業・農村体験等の受入に協力する等、都市農村交流の促進に寄与します。
- ・体験を通じた環境学習ができる、グリーン・ツーリズムやエコツーリズム等の旅行商品開発を進めます。

- ・地域の環境保全活動に住民とともに積極的に参画するなど、環境 CSR 活動を推進します。
- ・製品の開発や製造からその販売、使用、廃棄に至るまでの環境への負荷を総合的に評価するライフサイクルアセスメント手法を導入し、環境への負荷の少ない製品開発や製造工程の改善など環境調和型産業を構築します。
- ・産地ぐるみでエコファーマーの認定取得を目指すなど、農薬や肥料を適正に使用した環境にやさしい農業を推進します。
- ・農業系バイオマスのコンポスト化、飼料化、エネルギー化など、地域の特性を生かしたバイオマスの利活用を進めます。
- ・適正な給餌管理を行うなど、水環境へ負荷を与えない水産養殖業を推進します。
- ・高い品質を確保した信頼性の高い県産材製品を安定的に生産・供給します。
- ・県産材の利用や省エネルギーへの配慮など、環境配慮型住宅の普及を進めます。
- ・環境保全に寄与する技術開発や新たなビジネスモデルの構築など、環境ビジネス等の振興に努めます。

【用語解説】

* エコマーク

環境への負荷が少ない等、環境保全に役立つと認められている商品につけるマークで、(財)日本環境協会が認定を行っている。

* グリーンマーク

古紙を再生利用した紙製品の積極的利用により、リサイクルの拡大を図るためのシンボルマーク。(財)古紙再生促進センターが認定。

参考資料

1 策定の経過

(1) 検討の経緯等

年月日	区分	内容
平成 20 年 4 月 22 日	環境管理推進委員会幹事会	環境の現状と課題、施策の方針等について検討
5 月 15 日	環境審議会	計画改定について諮問
7 月 11 日	第 1 回 環境基本計画策定専門委員会	環境の現状と課題、計画の構成、めざす姿等について 検討
9 月 5 日	第 2 回 環境基本計画策定専門委員会	第二次長野県環境基本計画(仮称)骨子案について検討
11 月 6 日	環境審議会	専門委員会中間報告 第二次長野県環境基本計画(仮称)骨子について検討
12 月 18 日	第 3 回 環境基本計画策定専門委員会	第二次長野県環境基本計画(仮称)素案について検討
平成 21 年 1 月 15 日	環境管理推進委員会	第二次長野県環境基本計画案について検討
1 月 22 日	環境審議会	専門委員会検討結果報告 第二次長野県環境基本計画答申案について検討
2 月 12 日	知事への答申	
2 月 13 日	計画決定	

(2) 県民等の意見の把握

年月日	区分	内容
平成 20 年 2/12	信州豊かな環境づくり県民会議 パートナーシップ会議	計画改定の方向性について意見交換
5/1~5/30	意見募集	環境の現状や望ましい環境の姿について 〔18 件〕
9/29~10/28	意見募集	第二次長野県環境基本計画(仮称)骨子について 〔17 件〕
10/7~10/16	地域懇談会	県内 10 広域圏ごとに各種団体、市町村など地域の方々と 意見交換〔各種団体等からの出席者数 198 名〕
12/15~ 平成 21 年 1/13	意見募集	第二次長野県環境基本計画(仮称)素案について 〔21 件〕

(3) 長野県環境審議会への諮問

20 環政 第 49 号
平成 20 年(2008 年)5 月 15 日

長野県環境審議会

会長 北 條 舒 正 様

長野県知事 村 井 仁

長野県環境基本計画の改定について(諮問)

標記の事項について、長野県環境基本条例第 8 条第 3 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

(諮問の趣旨)

長野県環境基本計画は、「すべてのものの参加と連携の下、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土」の実現に向けて、長野県環境基本条例第 8 条第 1 項の規定により、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として、平成 9 年 2 月に策定され、平成 13 年 2 月に施策、目標等の一部見直しが行われました。

この計画では、「自然と人とが共に生きる郷土」など 6 つの項目を長野県の目指すべき姿とし、その実現に向けた施策展開の方向を示しており、この計画に基づく施策の推進を通じて本県の豊かな環境の保全に一定の成果を挙げているところです。

しかし、現行の計画は、当面平成 16 年度を目標年度として改定されたものであり、その後の改定が行われていないために、新たな施策の方向性と目標を定めることが必要となっています。また、改定後 7 年が経過しており、地球温暖化問題の顕在化など、環境をめぐる状況の変化や、新たな課題に対応する必要が生じています。

このため、健全で豊かな環境の恵みを将来にわたって維持し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、環境基本計画を改定したいので、貴審議会の意見を求めます。

(4) 長野県環境審議会からの答申

平成 21 年(2009 年)2 月 12 日

長野県知事 村 井 仁 様

長野県環境審議会

会長 藤 縄 克 之

長野県環境基本計画の改定について (答申)

平成 20 年 5 月 15 日付け 20 環政第 49 号による標記の諮問に対し、別添のとおり答申します。

(5) 審議会委員、専門委員（五十音順、敬称略）

①長野県環境審議会委員

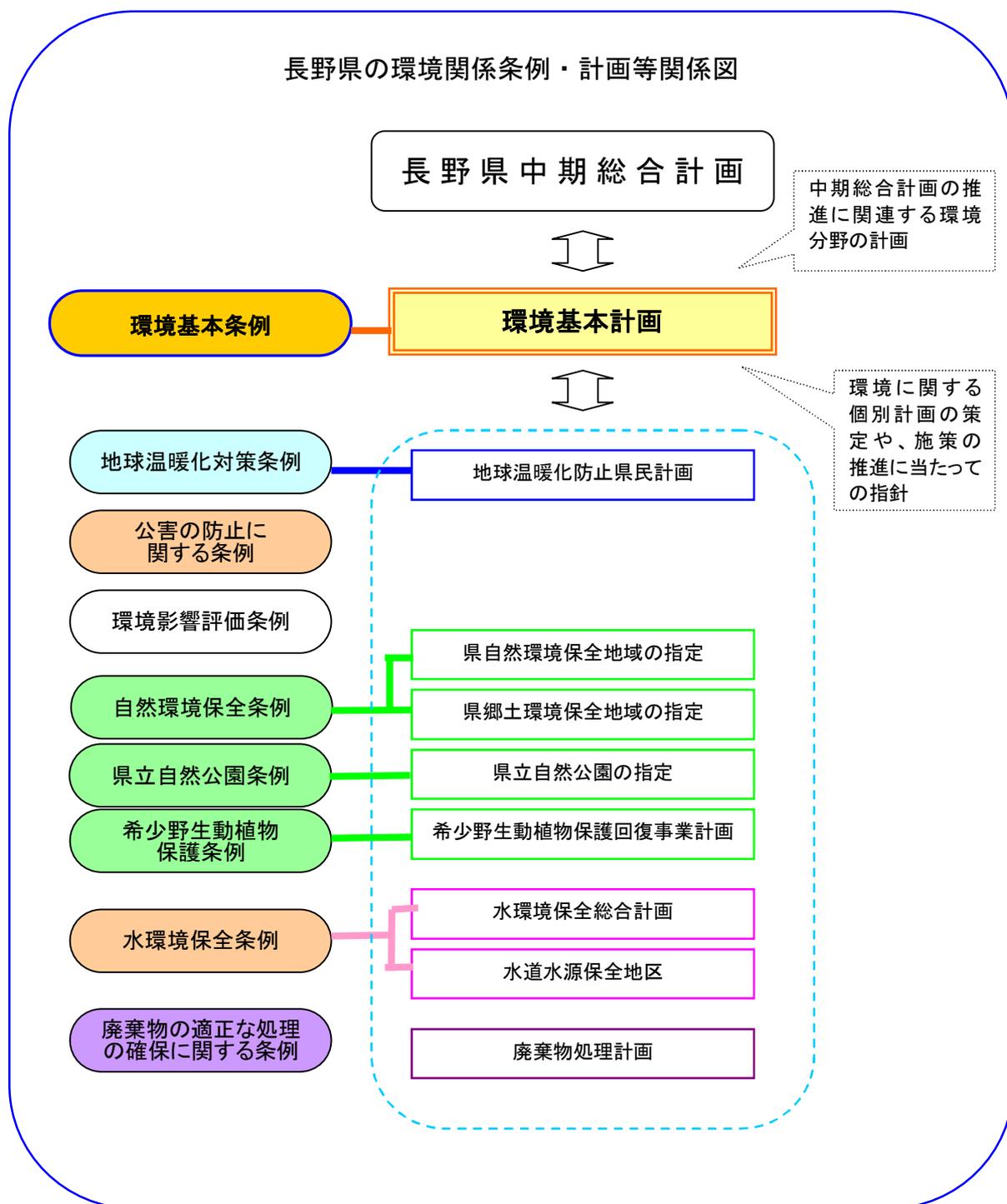
区分	氏名	職名等	備考
委員	青山 貞一	武蔵工業大学環境情報学部教授	～H20. 8. 24
	池田 こみち	(株)環境総合研究所副所長	～H20. 8. 24
	大槻 憲雄	長野県農業協同組合中央会副会長	～H20. 8. 24
	亀山 章	東京農工大学大学院教授	
	川妻 干将	長野大学非常勤講師	
	栗田 たか子	環境カウンセラー	
	三枝 守	長野県漁業協同組合連合会代表理事会長	～H20. 8. 24
	阪本 将英	専修大学商学部准教授	～H20. 8. 24
	佐々木 正孝	長野県中小企業団体中央会専務理事	～H20. 8. 24
	清水 久美子	コープながの政策企画室次長	～H20. 8. 24
	高木 直樹	信州大学工学部教授	
	種山 浩志	日本労働組合総連合会長野県連合会副会長	～H20. 8. 24
	茅野 實	(社)長野県環境保全協会会長	
	中澤 朋代	松本大学総合経営学部専任講師	H20. 8. 25～
	中堀 謙二	信州大学農学部講師	
	中村 浩志	信州大学教育学部教授	
	中村 義幸	公募委員	H20. 8. 25～
	野溝 伯	(社)長野県猟友会常務理事	～H20. 8. 24
	橋爪 伸夫	元セイコーエプソン(株)取締役	～H20. 8. 24
	花里 孝幸	信州大学山岳科学総合研究所教授	
	林 和弘	飯伊森林組合代表理事組合長	H20. 8. 25～
	日置 勇二	日置電機(株)取締役会長	H20. 8. 25～
	平栗 幹夫	(社)長野県産業廃棄物協会会長	～H20. 8. 24
平林 道夫	長野県森林組合連合会理事兼参事	～H20. 8. 24	
福田 志乃	地域政策プランニング代表	～H20. 8. 24	

	藤縄 克之	信州大学工学部教授	H20. 8. 25 から 会長
	藤原 忠彦	川上村長	
	藤本 人寿	J A 長野中央会地域農政部長	H20. 8. 25～
	北條 舒正	信州豊かな環境づくり県民会議会長	H20. 8. 24 まで 会長・委員
	味木 美隆	(有)環境経営コンサルティング研究所代表取締役社長	～H20. 8. 24
	三宅 康幸	信州大学理学部教授	～H20. 8. 24
	守屋 やす子	セイコーエプソン(株)地球環境推進部(環境担当)主事	H20. 8. 25～
	山崎 泰正	長野中央法律事務所弁護士	～H20. 8. 24
	山田 勝文	諏訪市長	
	若林 邦彦	アネックスインフォメーション(株)代表取締役社長	～H20. 8. 24
特別委員	小池 幸男	国土交通省北陸地方整備局企画部長	
	野口 明史	環境省長野自然環境事務所長	
	平野 秀樹	林野庁中部森林管理局長	
	安田 実	国土交通省中部地方整備局企画部長	

②長野県環境基本計画策定専門委員

氏 名	職 名 等	備考
表 秀孝	長野大学名誉教授	
梶田 能孝	(社)長野県経営者協会総務部次長	
亀山 章	東京農工大学大学院教授	委員長
国田 裕子	長野県ネイチャーゲーム協会理事	
高木 直樹	信州大学工学部教授	
茅野 實	(社)長野県環境保全協会長	委員長代理
中澤 朋代	松本大学総合経営学部専任講師	
花里 孝幸	信州大学山岳科学総合研究所教授	
平林 道夫	長野県森林組合連合会理事兼参事	
宮原 則子	環境カウンセラー	

2 長野県の環境関係条例・計画等



3 長野県環境基本条例

平成8年3月25日
長野県条例第13号

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全に関する基本的施策
 - 第1節 施策の基本方針等（第7条—第11条）
 - 第2節 環境の保全に関する施策（第12条—第21条）
 - 第3節 地球環境の保全に関する施策（第22条）
 - 第4節 施策の推進体制等（第23条・第24条）
- 第3章 長野県環境審議会（第25条—第33条）
- 附則

前文

私たち長野県民は、日本アルプスの雄大な山々、豊かな森林とそこではぐくまれた清らかな水など、四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然の恵みの下、歴史を刻み、文化を築き上げてきた。

しかしながら、資源やエネルギーの大量な消費、廃棄物の大量な発生を伴う今日の社会経済活動は、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、自然の生態系に影響を及ぼし、地域の環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境までもが損なわれるおそれを生じさせている。

長野県は、これまで、人の健康や生活環境に対する被害を防止するとともに、国民的財産である本県の自然環境の保全に多大な努力を払ってきた。今後、さらに、環境を良好な状態に保ちつつ、より快適な環境を創造するとともに、地球環境の保全へも積極的に貢献していかなければならない。

もとより、すべての県民は、健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

ここに、すべてのものの参加と連携の下、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 環境の保全は、県民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべてのものの適切な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村が行う環境の保全に関する施策を支援するよう努めるものとする。

（市町村の責務）

第4条 市町村は、県の施策に協力するとともに、環境の保全に関し、当該市町村の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市町村は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県及び他の市町村と連携を図るよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全すること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるようにすること。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄される段階において、廃棄物の減量等環境への負荷の低減を図られるようにすること。
- (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。
(県民の責務)

第6条 県民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

- (1) 生物の多様性の確保を図るとともに、自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて保全しつつその適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。
- (2) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持し、自然の持つ自浄作用を確保するとともに、資源の有効利用等を促進することにより、環境への負荷を低減させる仕組みを構築すること。
- (3) 自然環境と一体となった美しい景観や地域の歴史的、文化的な特性を生かした快適な生活環境を創造すること。
- (4) 県民の意見を反映するとともに、自然を通じた人と人との交流を促進し、環境の保全に関する思想の高揚と国内及び国外への普及を図ること。

(環境基本計画)

第8条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮等)

第9条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全に配慮するとともに、そのための総合的な調整を図るものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第11条 知事は、毎年、環境の状況、県が環境の保全に関して講じた施策の状況等を明らかにした文書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境の保全に関する施策

(環境影響評価の推進)

第12条 県は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめ、当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 県は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第14条 県は、事業者又は県民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第15条 県は、環境の保全に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第16条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第17条 県は、県民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、市町村その他の関係機関と協力して、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第18条 県は、県民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体(第23条において「民間団体等」という。)が地域において自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 県は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第20条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査の実施、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するように努めるものとする。

第3節 地球環境の保全に関する施策

(地球環境の保全に関する施策)

第22条 県は、地球環境の保全に資する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体その他の関係機関と協力して、環境の保全に関する技術の供与、情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4節 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第23条 県は、市町村及び民間団体等と連携を図り、環境の保全に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 県は、環境の保全に関する施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力するものとする。

第3章 長野県環境審議会

(設置)

第25条 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第1項の規定による審議会その他の合議制の機関として、長野県環境審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。

(組織)

第26条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

(任期)

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第28条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(特別委員及び専門委員)

第29条 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 特別委員及び専門委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(温泉審査部会)

第31条 審議会に、温泉法（昭和23年法律第125号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、温泉審査部会（以下この条において「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、委員及び特別委員のうちから会長が指名する者10人以内をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 第28条第3項及び前条の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、第28条第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員又は特別委員」と、前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「議事に関係のある特別委員」とあるのは「特別委員」と読み替えるものとする。

(幹事)

第32条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、特別委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

第33条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

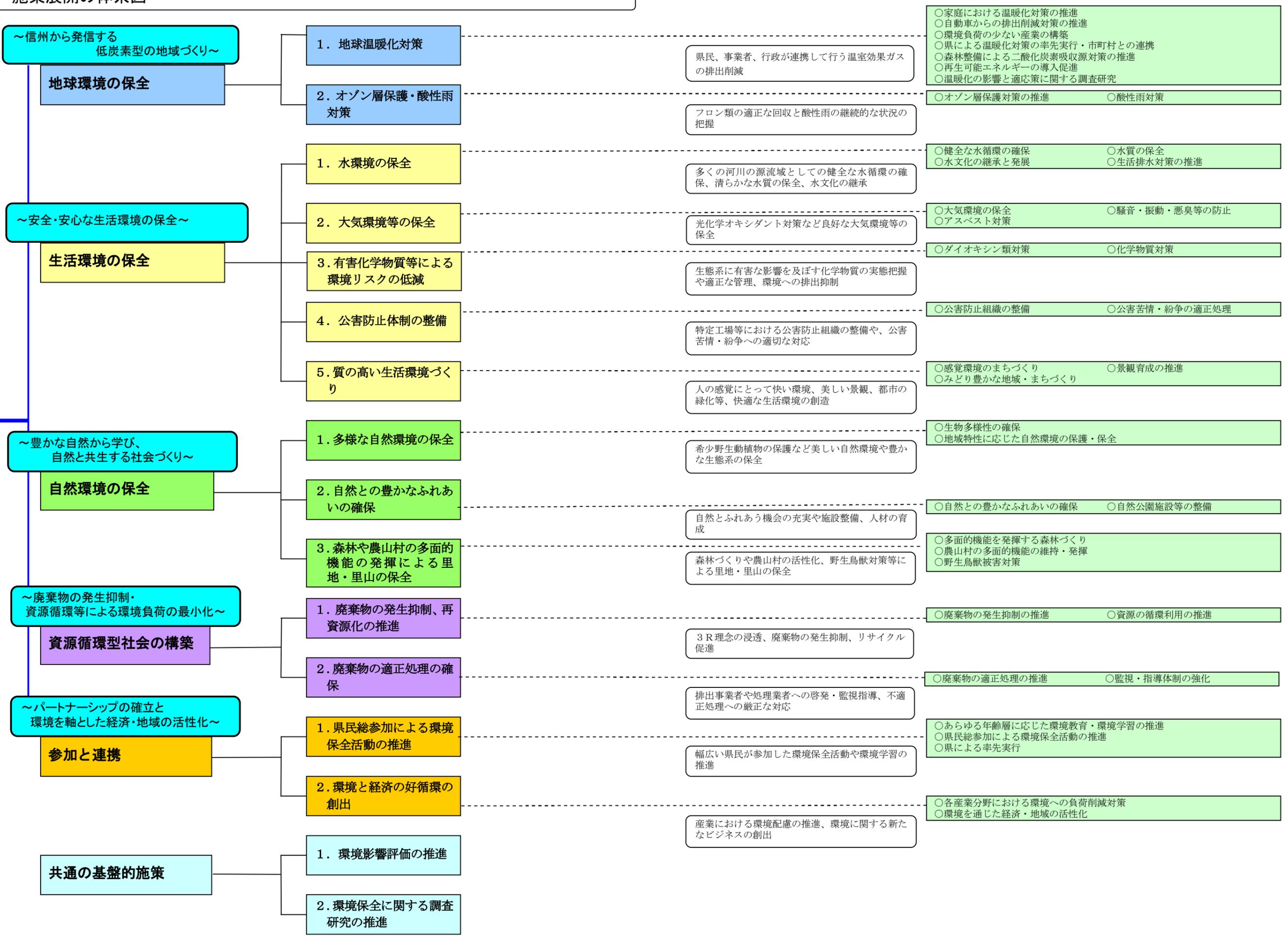
附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 以下略

4 施策展開の体系図

基本目標
豊かな循環が育む水と緑のふるさと・信州



5 達成目標一覽

項目		単位	5年前 (H14)	現状値 (H19)	目標値 (H24)	備考
第1節 地球環境の保全	1 地球温暖化対策					
	県内の温室効果ガス総排出量	千t -CO ₂	18,574	17,661 (H17)	14,383	県内の温室効果ガス排出量－県内の森林吸収量 [H2(1990)年度比△ 6%を目標に設定]
	環境マネジメントシステムの認証登録件数	件	131	583	750	県内事業所の「ISO14001」・「エコアクション21」の認証・登録件数の合計 [これまでの登録件数の動向をもとに設定]
	県の業務における温室効果ガス排出量	t	—	90,869	79,536 (H22)	[H16 年度比△ 10%以上を目標に設定] ※ H23 年度以降の目標値は、次期率先実行計画の策定に合わせて検討予定
	新築住宅の次世代省エネ基準達成率	%	—	26.5	50	新築住宅に占める次世代省エネ基準達成住宅の割合 [国の住生活基本計画を参考に設定]
	間伐面積	ha	53,654 (H10～ H14)	80,336 (H15～ H19)	113,400 (H20～ H24)	信州の森林(もり)づくりアクションプランによる。
	森林の里親受入市町村数	市町村	—	22	40	森林(もり)の里親(企業等からの協力)を受け入れて森林整備を進める市町村数
	民有林の素材生産量	千m ³	137	195	213	県内の民有林で生産される丸太の量 森林づくり指針による。
	高性能林業機械の台数	台	65	124	163	県内で導入される高性能林業機械の数 森林づくり指針による。
	住宅用太陽光発電施設の設置件数	件	4,816	12,287	22,000	「都道府県別住宅用太陽光発電システム導入状況」の対象施設累計 [毎年 10%(前年導入量比)増加を目標]
2 オゾン層保護・酸性雨対策						
オゾン層破壊物質の大気中濃度モニタリング回数	回/年	—	—	12	県内大気環境における HCFC 等オゾン層破壊物質の観測回数[月毎の観測による現況把握]	
第2節 生活環境の保全	1 水環境の保全					
	河川環境基準達成率	%	93.2	97.2	97.2	主要河川 71 地点の環境基準(BOD)達成地点数の割合(基準達成地点数/水質常時監視地点数)
	湖沼環境基準達成率	%	35.7	35.7	57.1	主要湖沼 14 湖沼の環境基準(COD)達成湖沼数の割合(基準達成湖沼数/水質常時監視湖沼数)
	地下水環境基準達成率	%	92.5	91.5	95.0	環境基準達成地点数/概況調査地点数 第4次水環境保全総合計画による。
	水道水源保全地区	箇所	39	40	42	水環境保全条例に基づく指定区域数(年度末累計) 第4次水環境保全総合計画による。
	水稲直播栽培面積	ha	237	464	800	水田に直接種をまき、施肥量を削減する栽培方法の面積 食と農業農村振興計画による。
	化学肥料の使用量	kg/ha	90	89	54	長野県内の耕地 1ha あたりで使用される化学肥料(窒素成分)の量 食と農業農村振興計画による。
	化学合成農薬の使用量	kg/ha	100	79	70	長野県内の耕地 1ha あたりで使用される化学合成農薬の量 食と農業農村振興計画による。
	家畜排せつ物処理の施設化率	%	61.3	88.0	88.5	家畜排せつ物法に基づく適正処理を、たい肥化施設で行う割合 食と農業農村振興計画による。
	農地・水・環境保全向上対策の活動取組組織数(営農活動)	組織	—	12	36 (H23)	先進的な環境負荷低減への取組を行う団体数 食と農業農村振興計画による。
	水辺環境整備(多自然川づくり)延長	km	124.6	130.6	136.0	一定の計画規模以上の河川改修が完成した河川のうち、生態系または親水性に配慮した改修を行った河川延長累計
	水生生物調査(せせらぎサイエンス)の実施団体	団体	—	27	50	県内の水辺における「せせらぎサイエンス」の実施団体数 第4次水環境保全総合計画による。
污水处理人口普及率	%	81.3	93.1	97.2	下水道等の普及状況 [エリアマップ 2005 をもとに設定]	

項目		単位	5年前 (H14)	現状値 (H19)	目標値 (H24)	備考
第2節 生活環境の保全	2 大気環境等の保全					
	自動車騒音環境基準達成率	%	83.8	85 (H18)	90.0	道路に面する地域の環境基準達成率
	大気環境基準達成率（光化学オキシダントを除く）	%	98.4	100.0	100.0	光化学オキシダントを除く大気環境基準の達成状況
	昼間の光化学オキシダント環境基準値達成率（時間）	%	95.9	94.6	96.0	日最高値の年平均値が環境基準以下であること
	3 有害化学物質による環境リスクの低減					
	水質ダイオキシン類環境基準達成率	%	100	100	100	河川・湖沼のダイオキシン類環境基準達成率
	大気ダイオキシン類環境基準達成率	%	100	100	100	一般大気環境や廃棄物焼却施設周辺大気 のダイオキシン類環境基準達成率
	有害大気汚染物質環境基準達成率	%	83.3	100	100	一般大気環境や沿道大気の本ゼン等有害大気汚染物質の環境基準達成率
	土壌・底質ダイオキシン類環境基準達成率	%	100	100	100	土壌や河川・湖沼の水底のダイオキシン類環境基準達成率
	5 質の高い生活環境づくり					
	住民の合意形成によるまちづくり地区数	地区	42	54	75	住民自らが建築協定等の一定の制限を設けた地区数 長野県住生活基本計画による。
	景観行政団体市町村数	市町村	-	4	15	景観行政を自ら担う市町村数 [市町村の意向調査結果をもとに設定]
	景観育成住民協定認定数	件	137	159	170	長野県景観条例に基づく認定件数
	国・県指定等文化財の件数	件	754 (H13)	1,056	1,100	国又は県が指定・登録した文化財件数の累計
	第3節 自然環境の保全	1 多様な自然環境の保全				
希少野生動植物保護回復事業による計画策定数		種	0	4	10	長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物保護回復事業による計画策定数
2 自然との豊かなふれあいの確保						
山小屋トイレの改善率		%	61.9	67.4	80.0	トイレのある山小屋数に対して、し尿処理施設の整備済みの割合
自然観察会等への参加者数		人	-	2,904	3,625	学校等で開催される観察会等への参加者数
自然観察インストラクターの派遣		回	-	80	145	県から学校等へ派遣されるインストラクター数
環境保全研究所の自然ふれあい講座等受講者数		人	191	368	400	環境保全研究所が開催する自然ふれあい講座や公開セミナーなどの受講者数
3 森林や農山村の多面的機能の発揮による里地・里山の保全						
間伐面積		ha	53,654 (H10~ H14)	80,336 (H15~ H19)	113,400 (H20~ H24)	信州の森林(もり)づくりアクションプランによる。 <再掲>
森林の里親受入市町村数		市町村	-	22	40	森林(もり)の里親(企業等からの協力)を受け入れて森林整備を進める市町村数 <再掲>
民有林の素材生産量	千m ³	137	195	213	県内の民有林で生産される丸太の量 <再掲>	
高性能林業機械の台数	台	65	124	163	県内で導入される高性能林業機械の数 <再掲>	

項目		単位	5年前 (H14)	現状値 (H19)	目標値 (H24)	備考
第3節 自然環境の保全	ニホンジカの生息数	頭	3万2千 (H13)	6万2千 (H18)	3万1千 (H22)	特定鳥獣保護管理計画及び長野県野生鳥獣被害対策基本方針による。
	環境にやさしい農産物等認証面積	ha	1,068	1,014	1,800	地域の一般的な栽培と比較して化学肥料等を30%以上削減して生産された農作物面積 食と農業農村振興計画による。
	エコファーマー認定人数	人	182	3,549	5,000	販売農家に占めるエコファーマー認定数 食と農業農村振興計画による。 [全国平均を上回る目標を設定]
	生態系や景観に配慮した水路の整備延長	km	-	18 (H14~18 年度累計)	20 (H20~24 年度累計)	生態系や景観に配慮して整備された農業用排水路延長 食と農業農村振興計画による。
	農地・水・環境保全向上対策の活動取組組織数(共同活動)	組織	-	266	340 (H23)	食と農業農村振興計画による。
	遊休農地の解消面積	ha	-	134	2,930 (H23)	市町村が策定する「遊休農地解消計画」の農業的利用による解消面積 食と農業農村振興計画による。
1 廃棄物の発生抑制、再資源化の推進						
第4節 資源循環型社会の構築	産業廃棄物総排出量	千t	3,253 (H10)	3,585 (H16)	3,611 (H22)	産業廃棄物実態調査(農業系廃棄物、砂利洗淨汚泥を除く。) [H10 年度比+ 11%を目標に設定]
	産業廃棄物最終処分率	%	7.6 (H10)	2.6 (H16)	2.0 (H22)	産業廃棄物実態調査の総排出量における最終処分量の割合 [過去の最終処分率の動向をもとに設定]
	一般廃棄物総排出量	t	831,450	777,255 (H18)	696,000 (H22)	市町村処理量+自家処理量 [H9 年度比△ 6%を目標に設定]
	一般廃棄物リサイクル率	%	21.7	23.8 (H18)	30.0 (H22)	(資源化量+ 集団回収量)/(市町村処理量+ 集団回収量) [過去のリサイクル率の動向をもとに設定]
	公共下水道汚泥の有効利用率	%	90	99	100	有効利用量(脱水汚泥換算)/発生時汚泥量(脱水汚泥換算) [発生汚泥全量の有効利用を図る]
	建設副産物(アスファルト・コンクリート塊)の再利用率	%	99.2	97.3 (H17)	100	工事現場から排出される特定建設資材廃棄物の再資源化等される割合 長野県建設リサイクル推進指針による。
	建設副産物(コンクリート塊)の再利用率	%	96.9	97.5 (H17)	100	工事現場から排出される特定建設資材廃棄物の再資源化等される割合 長野県建設リサイクル推進指針による。
	家畜排せつ物処理の施設化率	%	61.3	88.0	88.5	家畜排せつ物法に基づく適正処理を、たい肥化施設で行う割合 <再掲>
2 廃棄物の適正処理の確保						
	優良性評価制度評価基準適合事業者数	社	-	9	50	「遵法性」、「情報公開」、「環境保全への取り組み」の全項目に適合した認定企業数 [年間10件の増加を目標に設定]
1 県民総参加による環境保全活動の推進						
第5節 参加と連携	こどもエコクラブ登録数	クラブ	81	77	120	環境省に登録を行ったこどもエコクラブの数 [H18 年度比 10%増加を目標に設定]
	自然観察会等への参加者数	人	-	2,904	3,625	学校等で開催される観察会等への参加者数 <再掲>
	自然観察インストラクターの派遣	回	-	80	145	県から学校等へ派遣されるインストラクター数 <再掲>
	環境保全研究所の自然ふれあい講座等受講者数	人	191	368	400	環境保全研究所が開催する自然ふれあい講座や公開セミナーなどの受講者数 <再掲>

項目		単位	5年前 (H14)	現状値 (H19)	目標値 (H24)	備考	
第5節 参加と連携	森林の里親受入市町村数	市町村	—	22	40	森林(もり)の里親(企業等からの協力)を受け入れて森林整備を進める市町村数 <再掲>	
	都市農村交流人口	人	151,573	531,161	540,000	都市農村交流活動に参加した人数 食と農業農村振興計画による。 [約5%増加を目標に設定]	
	県の業務における温室効果ガス 排出量	t	—	90,869	79,536 (H22)	[H16 年度比△ 10%以上を目標に設定] <再掲>	
	2 環境と経済の好循環の創出						
	環境マネジメントシステムの認証 登録件数	件	131	583	750	県内事業所の「ISO14001」・「エコアクション 2.1」の認証・登録件数の合計 <再掲>	
	エコファーマー認定人数	人	182	3,549	5,000	販売農家に占めるエコファーマー認定数 <再掲>	
	水稻直播栽培面積	ha	237	464	800	水田に直接種をまき、施肥量を削減する栽培 方法の面積 <再掲>	
	化学肥料の使用量	kg/ha	90	89	54	長野県内の耕地 1ha あたりで使用される化学 肥料(窒素成分)の量 <再掲>	
	化学合成農薬の使用量	kg/ha	100	79	70	長野県内の耕地 1ha あたりで使用される化学 合成農薬の量 <再掲>	
	家畜排泄物処理の施設化率	%	61.3	88.0	88.5	家畜排せつ物法に基づく適正処理を、たい肥 化施設で行う割合 <再掲>	
	農地・水・環境保全向上対策の 活動取組組織数(営農活動)	組織	—	12	36 (H23)	先進的な環境負荷低減への取組を行う団体 数 <再掲>	
	環境にやさしい農産物等認証面積	ha	1,068	1,014	1,800	地域の一般的な栽培と比較して化学肥料等 を30%以上削減して生産された農作物面積 <再掲>	
	建設副産物(アスファルト・コン クリート塊)の再利用率	%	99.2	97.3 (H17)	100	工事現場から排出される特定建設資材廃棄物 の再資源化等される割合 <再掲>	
	建設副産物(コンクリート塊) の再利用率	%	96.9	97.5 (H17)	100	工事現場から排出される特定建設資材廃棄物 の再資源化等される割合 <再掲>	
信州エコ泊覧会登録宿泊施設 数	施設	—	115	400以上	観光立県長野再興計画による。		
共通の基盤的施策							
第6節	環境保全に関する行政課題に対応した調査研究の推進	A~E 5段階	—	B以上	B以上	外部評価における総合評価	
	環境保全研究所の自然ふれあい講座等受講者数	人	191	368	400	環境保全研究所が開催する自然ふれあい講座や公開セミナーなどの受講者数 <再掲>	

6 用語解説

頭文字	用語	解説
ア	ISO14001	国際貿易の発展のために世界共通の規格・基準を設定する国際機関である ISO (International Organization For Standardization : 国際標準化機構) が発行する環境マネジメントシステム (環境に影響を与える (可能性のある) 活動について継続的に活動を管理し、改善を図る仕組み) に関する規格。
	IUCN (国際自然保護連合)	1948年に設立された国、政府機関、NGO からなる国際的な自然保護機関。
	アスベスト	天然にできた鉱物繊維で、熱に強く摩耗に強い、丈夫で変化しにくい等の特性から建材や保温材など多くの用途に使われてきた。しかし、繊維は、髪の毛の 5000 分の 1 と細いため飛散しやすく、吸い込んだ場合、20~50 年で肺ガンや中皮腫になる可能性があることから、現在国を挙げて対策に取り組んでいる。
	アダプトプログラム	河川、道路、公園等公共の場所の一定範囲の美化活動を住民、団体、企業等が、親が子を育むように取り組む体制。
イ	一般廃棄物	家庭から出るごみなど、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。
エ	ESCO 事業	一定の省エネルギー効果を保証したうえで、省エネルギー改善に必要な、技術・設備・人材・資金などすべてを包括的に提供して、その顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬とする事業。施設全体のエネルギー利用状況を調査し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギー化を図るための有効な CO ₂ 削減対策として期待されている。
	エコアクション 2.1	中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成 16 年 4 月に環境問題に関するグリーン購入の進展等の様々な新たな動きを踏まえて、その内容を全面的に改定した。
	エコツーリズム	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。
	エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入 (土づくりに関する技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術) を一体的に実践する「導入計画」を策定し、知事に認定された農業者のこと。
	エコプロダクツ	環境に対する負荷の低減に配慮した製品の総称。製造プロセスなど生産から廃棄に至るライフサイクルの各過程での環境負荷を少なくした製品や、省エネ型家電製品、低燃費型自動車などがこれにあたる。
	エコマーク	環境への負荷が少ない等、環境保全に役立つと認められている商品につけるマークで、(財)日本環境協会が認定を行っている。
	エコラベル	環境保護を考慮して製造・生産などを行ったことを示す認証。
	LCA (ライフサイクルアセスメント)	Life Cycle Assessment の略。製品の原料調達から製造、販売、使用、廃棄されるまでのライフサイクルを通じて環境に与える負荷を総合的に評価する手法。

頭文字	用語	解説
オ	オゾンホール	南極域等の上空でオゾンの量が大きく減少した領域。南極域上空では、冬から春にかけて極めて低温な状態となり、極域成層圏雲と呼ばれる雲が生じる。成層圏に到達したクロロフルオロカーボン等由来の塩素や臭素は、この雲の粒子表面での反応で活性度の高い状態に変換され、春（9～11月）の太陽の光によってさらに分解された塩素原子や臭素原子が、触媒となって連鎖的にオゾンを破壊する。
	オゾン層	地上から20～40kmの上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。生物に有害な紫外線の多くはこの層で吸収される。近年、フロンガス等の影響によりオゾンが破壊され、南極をはじめ高、中緯度地域でもオゾン層が減少している。オゾン層が減少すると、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。
	オゾン層破壊物質	分子内に塩素又は臭素を含む化学的に安定な物質（クロロジフルオロメタンなどのハイドロクロロフルオロカーボンや四塩化炭素、臭化メチルなど）で、オゾン層を破壊する原因となっている物質のこと。
	温室効果ガス	太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー（赤外線）が放出される。大気中には、この赤外線を蓄える「温室効果ガス」があり、これにより大気の温度が上昇する。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスとして、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六フッ化硫黄（SF ₆ ）の6種類を規定している。
カ	カーボン・オフセット	自分たちの行動によって生じた温室効果ガス排出量について、他の場所で行われた温室効果ガスの排出削減・吸収量（クレジット）を購入したり、排出量削減や吸収量を増やすプロジェクトなどを実施することによって「埋め合わせ（オフセット）」すること。
	カーボンフットプリント	一つの商品における原料の採掘や栽培、製造、加工、包装、輸送及び、購買・消費されたあとの廃棄に至るまでの、それぞれの段階で排出された温室効果ガスである二酸化炭素などの総合計を重量で表し、商品に表示すること。
	外来生物	国外や国内の他地域からある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。このような外来種の中には、導入先の生態系、農林水産業や人の生命・身体へ著しい影響を生じさせるものがあるが、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっており、特に侵略的な外来種といわれている。なお、外来生物法で規定する「外来生物」は、海外からわが国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を指す。
	拡大生産者責任	生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、再生品の原材料への利用や、ごみになりにくくリサイクルしやすい製品の設計・製造・販売などを行うとともに、自ら販売したものを回収して再使用（リユース）やリサイクルに努めるなど、製品のライフサイクル全体（生産、流通、消費、廃棄、リサイクル、処分）を通じて環境へ配慮する。
	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進するための法律。
	カドミウム	カドミウムは亜鉛精錬、メッキ工場や電気機器工場などの排水に含まれ、水稲が汚染されることにより、富山県神通川流域のイタイイタイ病の原因となった物質。慢性中毒になると腎臓障害や骨軟化症を起こす。

頭文字	用語	解説
	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定めた法律。
	環境への負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、公害の発生や自然環境の破壊といった環境の保全上の支障が生じるおそれのある環境への影響。
	環境マネジメントシステム	組織（事業）活動に伴う環境への影響を継続的に改善していく仕組みのこと。
	環境影響評価制度	大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴くことにより、環境に配慮した事業にしていくための制度。
	環境基準	大気の汚染、水質の汚濁、騒音等の環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を、行政上の目標値として定めたもの。
	環境配慮設計（DfE）	DfE：Design for Environment。分解が容易である、リサイクルしやすいよう単一素材を使用するなど製品等の設計段階において環境配慮を行うための手法のこと。
キ	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）	1988年（昭和63年）に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。
	気候変動枠組条約	気候変動に関する国際連合枠組条約。地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくため1992年（平成4年）5月に採択され、1994年（平成6年）3月21日に発効した。気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。
	京都議定書	1997年12月、地球温暖化防止京都会議（気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議）において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガス削減目標や国際制度について定めている。日本は2005年2月に発効し、2008年～2012年の間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することを目指している。
	郷土環境保全地域	長野県自然環境保全条例により、郷土的又は歴史的な特色のある自然環境を形成している地域を保全するため指定している地域。
ク	グリーン・ジョブ	2007年6月の国際労働機関（ILO）総会で提唱された考え方。環境を保護したり、環境への負荷を最小限に減らしながら、経済的な利益も得る仕事。
	グリーン・ツーリズム	緑豊かな農山村地域において、農林業を体験したり、その地域の自然・文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
	グリーンマーク	古紙を再生利用した紙製品の積極的利用により、リサイクルの拡大を図るためのシンボルマーク。（財）古紙再生促進センターが認定。
	グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

頭文字	用語	解説
ケ	建設リサイクル法	一定規模以上の建設工事について、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付ける法律。
コ	光化学オキシダント	工場や自動車などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。主成分はオゾンやPAN（パーオキシアセチルナイトレート）であり、人や植物に有害である。
	公害紛争処理法	公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁及び裁定の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする法律。
	公害防止管理者	特定工場において公害の防止のための技術的事項の管理を行う者。「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の資格者の中から公害防止管理者等を選任することが義務付けられている。
	公害防止計画	現に公害が著しく、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等について、環境基本法に基づき策定される計画。
	こどもエコクラブ	子ども達が地域において主体的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全に対する高い意識を持つことを支援するために、環境省が幼児から高校生までを対象に参加を呼びかけている環境活動クラブ。
サ	再生可能エネルギー	太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマスなど、通常はエネルギー源の枯渇の心配のないエネルギーのこと。
	最終処分場	リサイクルできない廃棄物を最終的に処分（埋立処分）する施設。
	里山	農林業等の人間活動の影響を受けて成立し維持されてきた二次的植生域（薪炭林・雑木林）で、二次林を主とし、自然林及び人工林、草原、湿地、湖沼、河川等の二次的自然環境と、水田、畑地、水路、溜池、農山村集落等の生活・生産域が一体になった地域等をいう。
	サービサイジング	製品として販売するのではなく、それに代えてサービス化して提供すること。廃棄物の発生抑制、環境負荷の低減に寄与し得るものと考えられている。業務用の複写機等で広く行われている維持管理を含む総合リースサービスなどが典型的な例であるが、蛍光灯を販売せずに照明機能のみを提供し、使用済み蛍光灯の回収・適正処理まで行うサービスなど、様々な事例が見られるようになっている。
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいう。これらは、排出者責任に基づき、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者等に処理を委託しなければならない。
	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取扱上の注意事項などを記載し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理する帳票。産業廃棄物が処理されたことを最後までチェックできるとともに、取扱上の注意事項を処理業者に確実に伝えることができ、不法投棄を未然に防止することができる。
	酸性雨	工場、自動車などから排出される硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨水に取り込まれて生じる概ね pH5.6 以下の雨をいう。酸性度の強い雨が観測されているヨーロッパ、北アメリカなどでは湖沼、森林の生態系が影響を受けるなど、大きな社会問題となっている。
シ	シアン	シアンは、種々の化合物の形でメッキ液に広く使用されている。血液毒として強い急性毒性を持ち、取扱いに最も注意を要するものの一つである。

頭文字	用語	解説
	CSR	Corporate Social Responsibility。企業の社会的責任。企業の日々の経営活動の中に社会的公正や環境への配慮を組み込み、株主や取引先のみでなく、従業員、消費者、地域社会など多様な利害関係者に対して責任ある行動をとっていくという考え方。
	COD	Chemical Oxygen Demand。有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
	資源生産性	投入された資源をいかに効率的に使用して経済的付加価値を生み出しているかを測る指標で、循環型社会形成推進基本計画では、GDP（国内総生産）を天然資源等投入量（国内・輸入天然資源及び輸入製品の総量）で割ることによって算出している。天然資源等はその有限性や採取に伴う環境負荷が生じること、また、それらが最終的には廃棄物等となることから、より少ない投入量で効率的にGDPを生み出すよう、資源生産性の増加が望まれる。
	シックハウス	住まいの建材等に含まれているホルムアルデヒドや塗料の有機溶剤などの化学物質、ダニ、カビなどが原因となって化学物質過敏症やアレルギー、アトピー性皮膚炎などを引き起こすといわれている。
	持続可能な開発のための教育	Education for Sustainable Development。持続可能な開発を実現するために行動できる人材を育成する教育。2005年から始まる10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることが国連総会で採択されており、各国でユネスコ提案の国際実施計画案に基づき実施措置を取ることとされている。
	自然環境保全地域	高山性植生や優れた天然林など、自然環境を保全することが特に必要な地域として、環境大臣又は都道府県知事が指定する地域で、特別地区、普通地区等に分けられ、一定の行為が規制される。
	自然観察インストラクター	自然環境保全の普及啓発を図ることを目的に、県民が自然に親しみ、学習する機会を充実するために県に登録されている者で、鳥類、ほ乳類、昆虫、魚類、天文、地形・地質、その他の分野の自然に関する知識を有し、自然解説を行うことができる。
	自然保護センター	地域の自然等をパネル・模型等で分かりやすく解説するとともに、自然公園の利用指導や情報提供を行い、自然保護思想の普及を図るなど、地域の環境教育の拠点、あるいは自然環境に関する情報発信の拠点として自然公園内に設置された施設。
	自然保護レンジャー	県の委嘱により、自然公園等における動植物の保護指導や施設の適切な利用指導など、自然保護に関する指導を行うボランティア。
	循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸イオンのように酸化窒素の形で存在する窒素で、肥料、家畜排せつ物、生活排水などが原因となって地下水の汚染を引き起こす例が見られる。
	信州リサイクル製品	県内で発生した循環資源を利用して県内で製造された、一定基準を満たすリサイクル製品を、県が「信州リサイクル製品」として認定している。
	信州省エネパトロール隊	県内企業のエネルギー管理士等の国家資格を有するメンバーで構成され、中小企業等の省エネルギー診断や指導をボランティアで実施している。
	森林セラピー	森林浴で得られる森林の癒しの効果を、医療やリハビリテーション、カウンセリングに利用する療法のこと。

頭文字	用語	解説
	森林づくり県民税	森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくことを目的に、間伐等の森林づくりを集中的に実施するための県民税を平成20年4月1日から導入している。
	森林施業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。
ス	水道水源保全地区	水環境保全条例に基づき、水道水源を保全するため、市町村長の申出又は要請により県で指定した区域で、保全地区内で大規模開発をする際には県に事前協議が必要となる。
	3R（リデュース、リユース、リサイクル）	Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとった言葉。平成12年に循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、(1)リデュース (2)リユース (3)リサイクル (4)熱回収（サーマルリサイクル） (5)適正処分の優先順位で廃棄物処理およびリサイクルが行われるべきであると定めている。
セ	生態系	植物、動物、微生物及びそれらをとりにくく非生物的要素（土壌、水、空気等）から成り立っており、それらの要素が物質環境やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し、複合したもの。野生生物及び人類の生存を支える基盤。
	生態系ネットワーク	保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐことにより形成された地域のネットワーク。生物の生息・生育地域をつないで個体群の交流を促進し、種や遺伝的な多様性を保全することを目的とする。
	生物の多様性	地球上の生物の多様さとその生育環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定していると言える。生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が平成5年（1993年）12月に発効している。
	生物多様性基本法	人類の存続の基盤である生物の多様性を将来にわたり確保することの重要性にかんがみ、生物多様性の保全等について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに生物多様性国家基本計画の策定その他の生物多様性の保全等に関する施策の基本となる事項を定める法律。平成20年5月に成立した。
	せせらぎサイエンス	川の流れや様子、水質の状況、水辺の生き物など、水辺環境の状態について観察・調査を行う活動。
	ゼロエミッション	ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出をゼロにする循環型産業システムの構築を目指す考え方。
	戦略的環境アセスメント	個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策の策定・実施に環境配慮を組み込むため、これらの策定等の段階において、環境への影響を把握・評価し、環境への配慮が十分に行われることを確保するための手続。
	全窒素	水中に含まれる無機性窒素及び有機性窒素の総量。
	全リン	水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量。
タ	第一約束期間	京都議定書においては、2008年～2012年を「第一約束期間」とし、この期間における数値目標を設定している。

頭文字	用語	解説
	ダイオキシン、ダイオキシン類	物の燃焼等の過程で非意図的に生成される炭素、水素、（酸素）、塩素で構成される化合物。塩素の数と配置によって222種類があり、毒性の強さが異なる。環境中では分解しにくく、生物に対する毒性の強いものがある。
	大気汚染防止法	工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。
	代替フロン	オゾン層破壊効果が高いために国際的に規制されたフロンの代替品として使用されている物質の総称。代替フロンの多くは強力な温室効果ガスとして懸念されている。
	多自然川づくり	河川が本来有している多様な動植物の生息、生育環境や景観などの自然環境を保全あるいは創出し、可能な限り自然環境に近い川づくりを行うこと。
チ	地球温暖化防止活動推進センター	地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動や広報活動を行うとともに、地球温暖化対策の推進を図る民間団体の活動を支援することなどを目的に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設置されるもの。長野県においては、平成13年5月に（社）長野県環境保全協会を指定。
	地球温暖化防止活動推進員	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき県知事が委嘱し、地球温暖化の現状、地球温暖化対策に関する知識の普及及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者。
	中山間地域	地理的、地形的条件が悪く、急傾斜の耕地が多く、林野率が高いなど、経済的には農林業を基幹としている地域。
テ	低炭素社会	代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量が少ない社会・経済システムを構築した社会。
	デポジット	飲み物のカンやびんの容器本来の価格に、容器の預かり金を上乗せして販売し、使用後に容器を所定の場所に返却すると預かり金が消費者に払い戻される制度。ごみの散乱防止や、廃棄物の発生抑制に有効とされている。
ト	土壌汚染対策法	土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。
ナ	長野県希少野生動植物保護条例	希少野生動植物の保護に関し、県、事業者及び県民等の責務を明確にするとともに、希少野生動植物の個体の取扱いに関する規制などの必要な事項を定めることにより、希少野生動植物の保護対策の総合的な推進を図り、自然と人との共生を実現し、これを将来の世代に継承していくことを目的とする条例。
ニ	二酸化硫黄	硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。
	二酸化窒素	「窒素酸化物」（NOx）の一種。窒素は空気中や石油などの燃料にも含まれており、燃料等を燃焼させるとその過程で必ずNOxが発生する。工場や自動車など発生源から大気中にNOxが排出される段階ではほとんどはNOであるが、大気中の酸素（O ₂ ）と反応してNO ₂ に酸化される。
ネ	燃料電池	水素と酸素が結合して水が生成する化学反応を利用して、電気を取り出す装置。

頭文字	用語	解説
ハ	バイオディーゼル燃料	生物由来の油脂から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーの一つである。
	バイオマス	生物資源 (Bio) の量 (Mass) を表す概念で、一般的には再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいう。
	廃棄物の適正な処理の確保に関する条例	産業廃棄物の適正な処理に関する規制、廃棄物処理施設の設置等に関する合意形成手続などを定めることにより、廃棄物の適正な処理を確保することを目的として、平成 20 年 3 月に制定された長野県条例。
ヒ	BOD	Biochemical Oxygen Demand。有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
	光害 (ひかりがい)	都市化や交通網の発達等による屋外照明の増加や照明の過剰使用等によってもたらされる、眩しさといった不快感や信号等の重要情報の認知力の低下、農作物や動植物への悪影響をいう。天体観測に障害を及ぼすこともある。
	砒素	硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出され、銅、亜鉛、鉛などの精練の際に副産物としても分離される。過去には農薬として多量に用いられ、現在は半導体の材料として利用されている。体内に蓄積すると慢性中毒 (嘔吐、皮膚の褐変、肝臓肥大など) を起こしやすい。
	ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド (熱の島) といわれる。
	BEMS	Building and Energy Management System の略で、業務用ビル等において、室内環境・エネルギー使用状況を把握し、かつ、室内環境に応じた機器又は設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムである。
	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	DDT や BHC などの危険な殺虫剤と同じ有機塩素化合物。安定性、耐熱性、絶縁性に優れ、日本でも様々な用途に利用されていたが、PCB 被害が問題となり、昭和 47 年 6 月に生産が中止された。難分解性で生物に蓄積しやすい性質がある。
	PRTR 制度	Pollutant Release and Transfer Register (環境汚染物質排出・移動登録) の略。事業者が対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業所から環境中への排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量等を自ら把握し、その結果を報告することを義務付け、行政機関はこれらの報告結果を集計して公表する制度。
フ	富栄養化	湖沼等閉鎖性水域で窒素やリンなど栄養物質の濃度が上昇すること。このことにより、アオコや赤潮の発生を引き起こす。
	浮遊粒子状物質	SPM (Suspended Particulate Matter)。大気中に浮遊する粒子状の物質 (浮遊粉じん、エアロゾルなど) のうち粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル: $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m) 以下のものをいう。

頭文字	用語	解説
	フロン(フロンガス、フロン類)	フロンは、炭素、フッ素からなる化合物である。人工的に作られた蒸発しやすい液体、あるいは気体状の化学物質である。毒性が低く、燃えない、油を溶かすなどの性質を持っているため、半導体など精密部品の洗浄剤、クーラーの冷媒などに広く使われているが、オゾン層を破壊するものもある。一部のフロンは特定物質に指定され、製造等が規制されている。また、温室効果ガスとしても問題になっている。
マ	マテリアルフローコスト会計	製造過程における資源やエネルギーのロスに対して投入した材料費、加工費、減価償却費などを把握、コスト評価する手法のこと。製造する際に生じた廃棄物を負の製品として隠れた無駄を「見える化」するため、コストダウンと環境負荷の削減に効果がある。
	マルチング	土地の表面をあるもので覆うこと。
ミ	みどりの少年団	次代を担う少年少女がみどりに関する様々な取組を通じ、みどりに対する理解を深め、様々な活動を実践できる人となるよう育成するための組織で主に小中学生で構成されている。
モ	木質ペレット	間伐材や製材端材などを粉砕・乾燥・圧縮・成形した固形燃料。
	モントリオール議定書	国際的に協調してオゾン層保護対策を推進するため、オゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置等を定めたもの。1987年(昭和62年)に採択された。当初の予想以上にオゾン層破壊が進行していること等を背景として、これまで5度にわたり規制対象物質の追加や規制スケジュールの前倒し等、段階的に規制強化が行われている。
ユ	有機塩素化合物	塩素を含む有機化合物の総称。このうち、揮発性の高い有機塩素化合物は沸点が低く不燃性で、溶解力、脱脂力が大きいなどの利点があるため、金属部品等の脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤等として広く利用されている。発ガン性物質とされるトリクロロエチレン等が水質汚濁防止法の有害物質に指定されている。難分解性のうえ、粘度・表面張力が水より小さく、水よりも重いため、地下に浸透し、これらの化合物による地下水汚染が全国的に問題となっている。
ヨ	容器包装リサイクル法	容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めた法律。
リ	リデュース	廃棄物の発生自体を抑制すること。「3R」の項を参照。
レ	レアメタル	埋蔵量が少ない、技術的に抽出が困難等の理由により、流通量・使用量が少なく希少な金属のこと。
	レッドリスト	日本の絶滅のおそれのある野生生物種のリスト。日本に生息または生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめたもの。